

第十九回
国会

参議院文部・労働連合委員会会議録第一号

昭和二十九年四月二十七日(火曜日)午
後一時五十七分開会

委員氏名

文部委員
委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
理事 荒木正三郎君
理事 相馬 助治君
理事 雨森 常夫君
理事 木村 守江君
理事 田中 啓一君
理事 高橋 衛君
理事 中川 幸平君
理事 吉田 萬次君
理事 杉山 昌作君
理事 中山 福藏君
理事 岡 三郎君
理事 高田なほ子君
理事 永井純一郎君
理事 松原 一彦君
理事 長谷部ひろ君
理事 須藤 五郎君
理事 野本 品吉君

労働委員
委員長 栗山 良夫君
理事 田村 文吉君
理事 田畑 金光君
理事 愛知 揆一君
理事 井上 清一君
理事 大屋 晋三君
理事 中山 壽彦君
理事 吉野 信次君

出席者は左の通り。

文部委員
委員長 川村 松助君
理事 阿具根 登君
理事 吉田 法晴君
理事 赤松 常子君
理事 市川 廣作君
理事 市川 房枝君
理事 大山 郁夫君

委員

河井 彌八君
阿具根 登君
吉田 法晴君
赤松 常子君
市川 廣作君
市川 房枝君
大山 郁夫君
井上 清一君
吉野 信次君
阿具根 登君
吉田 法晴君
赤松 常子君
市川 廣作君
市川 房枝君
大山 郁夫君
川村 松助君
加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君
雨森 常夫君
木村 守江君
田中 啓一君
高橋 衛君
中川 幸平君
吉田 萬次君
杉山 昌作君
中山 福藏君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
松原 一彦君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君
野本 品吉君
栗山 良夫君
田村 文吉君
田畑 金光君
愛知 揆一君
井上 清一君
大屋 晋三君
中山 壽彦君
吉野 信次君

委員

井上 清一君
吉野 信次君
阿具根 登君
吉田 法晴君
赤松 常子君
市川 廣作君
市川 房枝君
大山 郁夫君
大達 茂雄君
小坂善太郎君
林 修三君
野木 新一君
福井 勇君
緒方 信一君
安井 謙君
中西 實君
竹内 敏夫君
工業 英司君
磯部 巖君
高戸義太郎君

文部大臣 大達 茂雄君
労働大臣 小坂善太郎君
法制局長 林 修三君
法制局第二部長 野木 新一君
文部政務次官 福井 勇君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
労働政務次官 安井 謙君
労働省労働局長 中西 實君
労働省労働局側務局長 竹内 敏夫君
常任委員 工業 英司君
常任委員 磯部 巖君
常任委員 高戸義太郎君

本日(の)会議に付した事件
○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔文部委員長川村松助君委員長席に着く〕

○委員長(川村松助君) 只今から義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案について、文部、労働連合委員会を開会いたします。

慣例によりまして不肖私が委員長を務めさせていただきます。

本日は主として労働委員のかたに御質疑をお願いいたします。出席いたしております国務大臣、政府委員は次の通りであります。文部大臣、政務次官、法制局長、初等中等教育局長、以上であります。政務次官は安井君であります。

では只今から質疑に入ります。御質疑のあるかたは御発言願います。

○栗山良夫君 今日(は)労働委員会との連合委員会なんぞ、労働大臣に是非出席をお願いしたいと私を入れてしたのであるのですが、その間どうなっているのですか。

○委員長(川村松助君) 御要望のありました労働大臣の都合は、衆議院地方行政委員会に出席されておりますために出席は困難な状態にあります。それから緒方副総理は一時三十分から参議院の議運、終つてから衆議院の内閣委員会に出席の予約になつております。

○栗山良夫君 実は小坂労働大臣は労働省関係が閑散であるという理由で国警担当になられたと私どもは聞いております。飽くまでも労働大臣のほうが主管であつて、国警担当のほうはこれは兼務であるわけです。今日は重要なこの教育二法案について初めてであつて恐らく最後になる連合委員会、この委員会に労働大臣は私は少くとも出席せらるべきものである、こういう工合に考えるのです。それだから今朝から特にそういう要望をしておつたのでございまして、特に委員長において一つ御配慮を煩わしいと思ひます。

○政府委員(安井謙君) 栗山委員から労働大臣の御出席に対する御要望がありましたことは私も労働省として十分承知しておりました。できればなんとか出席したいと考へたのでございしますが、御承知の通りに警察法の関係で衆議院のほうの委員会でのつびきならん関係で今出席されております。

できますれば政務次官代つて御答弁申上げたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○栗山良夫君 私は国警担当とせられたわけですから向うへおいでになることがいけなないと申上げておるわけではないのです。若し御出席になるにしても、自分の主管である労働大臣として要求があつた以上は、やはりこゝへ仮に五分でも出て、そうして幾んどこゝにない事情をやはり述べられて、了承を得て、私は退席されるというのが筋合ひであり、そういうことであれば取立てて労働委員の諸君でも、私はたつてこの委員会に釘付けにしてみらなければ困る、そこまでは私は要求しないだらう。その点はやはり筋を是非とも通して頂くようにお願いしたいと思ひま

す。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○吉田法晴君 今要望がございましたが、安井政務次官とうですか、全然出られないというのですか、それとも都合をつけてこちらにも出て来るというお話でございますか。

○政府委員(安井謙君) 手がすぎますれば、と申しますと大変あれでございますが、前々から地方行政委員会のほうで要求されて、出席の予定をいたしておるものでございますから、只今栗山委員長の言われるようにちよつとでも挨拶に出て来て、事情を述べたらよからうというお話でございますが、これはそうできれば一番いいと存じます、今現に出席を約束して行つておるような事情でございますので代りまして政務次官から一つ出席できません事情も申上げ、御無礼の点があればお詫びも申上げるといふ点で御了承願えれば大変結構だと思ひます。

○委員(長川村松助君) 速記をとめて下さい。

○委員(長川村松助君) 速記をとめて下さい。

○委員(長川村松助君) 速記をつけて下さい。

○栗山良夫君 私はこの際労働問題と直接関係はございませんが、折角の機会でありまして大連文部大臣の職務教育に対する教育の基本的な考え方について、三三〇号を申上げたと思ひますのであります。と申しましたも私は教育について別に専門家でもございせんが、非常に只今心配をしておる点がありまして、具体的な問題についてお尋ねをし、御所信を承わつておきたい、こういう工合に考えるのであります。

その一つは只今国民の間には疑獄、

汚職の事件について非常な深刻な影響を与えておるわけでありまして、この疑獄、汚職の事件というもののついて大連文部大臣はそういう事件の経過、発生の状況等からしまして、大体造船その他各般の只今検査に問題になつております事件というものは大体よく御承知になつておるかどうか、この点を一つ伺つておきたい。

○国務大臣(大連茂雄君) 汚職、疑獄の事件につきましては、新聞に出ておりますことを新聞を讀んで承知しております程度でありますので、それ以上の真相と言いますか実際の内容については存じません。

○栗山良夫君 そういたしまするといふと、新聞には検査の動きが刻々報道せられておりますが、普通のいわゆる流説と申しますか、風説といふような、そういう軽い程度のものでなくて、もつと權威ある話として少くとも検査庁が採上げて、そして相當な重要な問題として国の機関が動いておると、こういうことについてはお認めになりますか。

○国務大臣(大連茂雄君) 検査官の動いておられるということは新聞でよくわかります。併しそれがどういふ問題であり、どういふ関係であるか、これは検査庁の恐らく発表されたものではないやうでありますから、新聞によつても違いますし、はつきりした真相と申しますか、そういう点については十分は承知しておりません。ただ一般に世間で承知しておる程度といひますか、新聞で見る程度のことは一応私も知つておるといふ程度であります。

○栗山良夫君 そういたしますと、これはそういうお話であればもつと具体的に

的に個々の問題についてお尋ねすればはつきりいたしますが、ちよつとあとに譲りましてただ一点だけ改めて伺ひますことは、新聞というものが出まします、新聞の記事にも論議から三面記事までこれは各種各様にあるわけでありまして、その中で少くとも東京或いは主なる地方の新聞のうちで、いわゆる重要な新聞紙が殆んど全部この問題について論議を以て所信を新聞社が表明している、こういうふうには私も新聞を見て知つておるわけでありまして、この点は御確信になりますか。

○国務大臣(大連茂雄君) これも一々各社の社説を私讀んではいけないかも知れませんが、併し大体この問題に対する新聞によつて代表されておるまあ世間の考え方といふものについては私も承知しております。

○栗山良夫君 いや、私が申し上げましたのは、新聞が輿論を代表して論議を加えておる、こういう意味でなくて、論議そのものを御承知になつておるかどうか、こういうことを申上げたのであります。例えば朝日でありますとか、毎日でありますとか、読売でありますとか、日本経済でありますとか、中部日本でありますとか、こういうような有力紙が率つて疑獄の問題を採上げて政府を相當激しい言葉で糾弾しながら論議を掲げておる、こういうことを御確信になりますかどうか、これを伺ひたいいたします。

○国務大臣(大連茂雄君) 大体承知しております。

○栗山良夫君 それでは大連文部大臣は只今問題になつておる汚職、疑獄事件について新聞紙上を通じて承知をしておる。又新聞に出たことは知らな

い、こういう御答弁がよくあるのではありませんが、私は論議といふものはそういうものではなくて、これは社が社の意思によつて書いておるものでありますから、特に改めて伺ひましたところ、これもよく承知しておる、こういうことでございまして、その点もよく承知いたしました。そこで問題になりますことは、文部大臣として只今これほど広く国民の間に非常な、或る意味においては憤り、或る意味においては国の将来に対する危機、心配、こういうものを以て眺めております。この疑獄、汚職事件について、大連文部大臣はこれはいいことであるのか悪いことであるのか、私はそうたくさんな御答弁は必要ありませんが、どういふ工合にお考えになつておるのか、これを伺ひたい。

○国務大臣(大連茂雄君) 汚職或いは疑獄、そういうものが好ましくないとはいふことは無論當然であります。こういう事件が持上つたといふことは非常に激かましいことであると思つております。

○栗山良夫君 この問題につきましても、実は私旅行をしておつて今朝帰つて来たのであります。私が旅行しておりました方面の義務教育を受けておる学童の諸君が、非常に憂慮に堪えな

い、この問題に關連をしての遊びをしておるといふことも私は聞いて参りました。それは要するにリベール遊び(笑聲) 疑獄遊び、汚職遊び、こういう遊びをやつて、一つリベールを幾ら寄越すか、こういうようなことで、義務教育の教育を受けておる生徒諸君がやつておる。こういうことを私は聞いて愕然として来たわけでありまして、

只今の疑獄、汚職事件がこういう工合に純真な学童諸君に悪い影響を与えておるといふことについて大体どういふ御所信をお持ちになりました。非常に困つたことだと、こういう工合にお考えになりますか、そういう遊びといふようなものは自分はまだよく聞いておらない、知らんという工合に御否定になるか、この点の御所信を承りました。

○国務大臣(大連茂雄君) 子供がリベール遊びといふことをしておるかどうかといふことは私は今までは知りませんでした。が、お話によればそういうこともあろうかと思ひます。社会の姿といふものが極めて敏感に子供には反映するのであります。これはどうして汚職には限りませんが、非常に子供は感受性の強い敏感なものでありますから、こういう社会のいやな面が子供に影響して子供の遊びまでそういうことをしておるといふことは非常に困つたものだといふふうには思つております。

○栗山良夫君 そこで更にお尋ねをいたしたいのであります。これはどうもでに国民全般に影響を与え、なお且つ純真な学童諸君にまで日常の遊戯、遊びごとにもその言葉が使われ、疑獄の内容が遊びの中へ模倣のようになして取入れられておるといふやうなこの現実の姿があるわけでありまして、このやういふことであれば、政府は率先して疑獄、汚職事件をとにかくきれいに明朗に一日も早く私はしなければならぬ、こういう工合に考えるのであります。が、これについて吉田首相が逮捕諸の要求を退けるがごとき政治行動をとられたといふことについては、学校教育の立場、文部省の立場からして、

DOI: 10.1002/anie.201100000

昭和三十九年四月二十
 一 會議録第一号

七月【参議院】

聞その他の扱い方によつて子供に困つた影響を与える場合もあるかも知れん。

○栗山良夫君 大体今若干その条件は特に付いたようでありますが、子供に悪い影響を与えたようだということがおつしやつたのでありますが、而もその影響を与えたようだという場合に、それは吉田内閣のやつたことはそう悪くないのだが、途中で一部の連中が何とかかんとか言つて児童に吹き込んでおる、こういう工合な御発言のようには私は印象を受けました。それはそういうことを大連文部大臣が大体おつしやるであらうというところは、私も文部委員会で二、三傍聴して大体あなたの考えというものがわかつておりますので、そこで今日は冒頭に私はこの檢察庁法十四条を發動したとはいけないという議論は、日本の一流新聞が解説ではありませんが、論説を以て論じております。それを御確認になるかということをお私に最初にお尋ねをして、そしてあなたは御確認になつておるわけですから、参議院においても自由党の諸君は賛成されなかつたけれども、このことはけしからんことである、こういうのであなたは問責決議案をちやんと可決になつておるのです。そういう工合に權威ある新聞が書き、参議院においてすらあなたは自由党の諸君だけの反対を退けて録風会以下全野党が賛成してこの問責決議案を可決した、こういうことであれば全国どこ家庭でも全部話題になります。成るほど吉田内閣はひどいことをするのだ、こういうことが話題になれば、そこに御飯のときに聞いておる児童の諸君に、成るほどさうだということを瞬間にして浸透せ

しめ得る、これは事実なんです。それを大連文部大臣は内閣の閣僚としてここで御答弁になることにお心苦しければ文部大臣個人として或いは常識ある社会人としてここで所信を御表明になることはできないか、こういうふうには私はお尋ねしておるわけです。

○國務大臣(大連茂雄君) そういうことが新聞の論説で言われておるといふことは私は先ほども申し上げたように大体承知しております。併し新聞にそれがあつたからといって、それがその通りの動かすべからざる事実として通るか、通らないか、読む人がそれに反対するか、同意するか、しないか、これはちよつと別問題であります。新聞は新聞の意見を書いただけであると思ひます。

そこで問題でありますがお話のように若し政府が特別に政府の都合を考へたり或いは自党の都合によつて不公平な計らいをするために指揮権を發動した、これはどういふ事情によつて指揮権が發動されたかは一番初めに申し上げたように私はその関係はつまびらかにいたしません。若し果して政府がそういう意図の下に指揮権を發動したといふことであれば、これはけしからん話であることは勿論であります。

○栗山良夫君 それで政府がそういう意図の下に發動したことはけしからん話である……

○國務大臣(大連茂雄君) 發動したとしたら……

○栗山良夫君 發動したとしたら……これは御確認になりますか。

○國務大臣(大連茂雄君) すればです

○栗山良夫君 そういたしますと、す

ればということが仮定であるか、事実であるかどうかということをお究明いたさなければなりません。とにかく犬養法務大臣はあれを發動しておいて、みずから良心的な立場に還つて辞表を提出せられておるといふ事実、これは一つの事実です。それから参議院において昨日の本会議における緒方副総理のあの御答弁でもこれを撤回する意思はない、併し今後こういうことは繰返さないようにいたしましょうと、こういう御答弁です。これはあつたことが大變好ましいことではなかつたという緒方副総理その人の御見解の表明だと私は心得ておる。天下の大新聞が筆誅を加へたこの論議のお考えがやはり緒方副総理のお心を動かしておるのだと、私はこういう工合に考える。従つてそういう意味で先ほど、とすればという仮定の言葉を以てお答えになりましたが、それは仮定でなくて、大体そういう工合に天下の輿論というものが動いておる。この輿論がそういう工合に動いておる。そのとすればという言葉をこれは立証する方法もありませんけれども、とすればということは輿論であらうという工合にとにかく考えておる。こういう工合に私は見ておるのであります。そういう工合に私にありませんか。

○國務大臣(大連茂雄君) 犬養前法務大臣がどういふ心境で、又どういふ理由で辭職をされたのか、これは私は知りません。併し私が普通に今常識的に考えれば、若し犬養君が指揮をするこゝとが良心に反するといふふうにお考えになつたのなら、恐らくは指揮はさねなかつたであらう、指揮をしたときは良心に反しなかつたが、あとから考

えてみると、良心に反したから辭表を出したと、こういうことは恐らくはないだらうと私は思ひます。併しこれは犬養君に聞いてみなければわかりません。私ならば良心に反することをし、あとで辭表を出すといふことは恐らくしなかつたであらう、そういうことをすべきものではないと思ひます。

併しこれは真相がわからないことであらう、辭職をされたのはその問題と關係しておるのか、關係してないのか。或いはその問題に關係をして、庁内のいろいろな事情があつて辭表を出されたのか、この点は本人に聞いてみなければわかりませんが、その現われただけの事実を以て、この指揮が良心に反し不都合な指揮であつたといふふうに断定することは私にはできません。

それから緒方副総理が参議院における決議に対して、これを今後の戒めとすると、こういうことを言われました。私はどういふ意味で言われたか、これも御本人に聞いてみなければわかりませんが、今後の戒めとするといふことは、こういうことで世間の議論をます、沸騰させる、或いは国会の議決がそういう点について、今後そういう場合については十分この戒めとして慎重に措置をする、こういう意味であつたか、或いはただ悪いことであつたから今後はしないか、悪いことは、一遍やつた以上はそこは変へん、今後はしませんが、こういうふうな意味でおつしやつたのか、これも私にはわかりません。従つてその現われた事実を以てこの指揮が不都合なものであつたか、至当な理窟のあるものであつたかといふことは、これによつては私は判断は

できません。

○栗山良夫君 大体ですね、大連文部大臣も相当物事を強弁されるかただ、私はこういう工合に聞いておつて何うのですね、第一に本人に聞かなければわからん、あらゆるものを直ちに自分て全部タッチしてみなければわからんとおつしやるけれども、それは幾ら大連文部大臣が手腕家であつても、そんなことは私は不可能であると思ひます。やはり天下の世論というものによつて行くのが、これがやはり知識人のやることであらうと思ひます。若し今大連文部大臣のおつしやることを土台にして、あなたのおつしやる通り本當に物事を進めて行く道筋であると思へるならば、少くとも国会におけるい

な議論を聞いておられますと、教育二法案の問題を考えてみますといふと、これは全部あなたが事実を抑えられたのではなくて、ほうんから集められた情報、偏向教育の情報だとか、いろいろなものを丸つきり御信用になつて、参考人が否定したものまでも、否定したのが間違ひなんだ、現場においてはこういうことがあつたのだといふことで、そして御信用になつて、折角この法律案が通るよう巧みな御答弁を進めておるようには私は見受けられませんがね。この点は全く大連文部大臣のために惜しむのですけれども、今私にしておられる御答弁と、この教育二法案を通過させるために文部大臣として御答弁になつておる、その筋道と丸で違ふといふことを私は申し上げておきたい。これは私は大連文部大臣に一つ御反省願ひたい。これは全然違ひます。そういうでたらめな、いい加減な

できません。

態度でこの教育二法案を扱われたのは私は承でできない、これは申し上げたい。

それからもう一つ、先ほど私が挙げた例のうちで、緒方副総理のことを言われましたが、昨日の本会議には、今朝旅行から帰ったのでありませんが、同僚議員からの話等を開きますという、参議院の決議を吉田内閣が尊重しない。そういうことが端端になつて行われた緊急質問でありました。従つて参議院で可決したあの問責決議案について吉田内閣はどう考へるか、こういう質問に対して、緒方副総理は毅然として答へられておられるわけでありました。従つて今あなたの言われるように、その辺で夜秘見物でもやつて雑談を交わしておる言葉ではないのです。もつと深刻な、厳肅な権威ある言葉であります。その言葉の裏には、当然今申し上げましたような、私の質問の中で申し上げましたような良心的な雰囲気があるはずですよ。そういうことを読みとれない大臣というものは私はおかしいと思うし、今あなたの言われておるようなことを、そのまま引延ばすならば、あなたは参議院の決議に対していささかの反省もない、参議院の問責決議案についていささかの反省もないということをお申し上げなければなりません。そこで私はこの法律案の更に細い点に入りまして前の重要な御質問を申し上げておるわけでありまして、大要強い言葉を使つて失礼でありましたが、どうか一つもつと卒直に御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は決して参議院の決議を何とも思わぬとか、無視する態度は毛頭ございせん。ただ先ほど申し上げましたのは、私が直接昨日の緊急質問に、私は尤も初めのかたの質問に対する政府側の答弁だけしか聞きませんでした。その場合の緒方副総理の発言を私も記憶によつて申し上げたつもりであります。ただ新聞が、そういうふうな、そういう前提のもとに論議を進めておる。又参議院においてそういう意味のもとに決議をせられておるといふことではあります。私は政府が特に自分の政府の利益、若しくは与党の立場、それだけの見地からこの指針権を発動したということ、今お述べになつただけの理由を以て私にそう思ふ、若しくは思ふのが当り前だとおつしやつても、私はそれだけの根拠では、これはその通りであるということ考へることはできません。私はいやしくも一國の政府が自分の党のために、若しくは自分の政府の都合のために檢察庁法の十四条ですか、その指針を、そういう都合で以て指針をしたらしいなかつたりするようなことは、これはあるまじきことだと思ひます。この点は若しきやうであるとすればこれはけしからんというのを申し上げた。若し果してやうであれば誠に不都合なことであつて、さうなことを政府はすべきものでないことは明瞭であります。併しこれを直ぐさういふことで指針が行なわれたと断定するといふことは、これは容易ならん問題であらうと思ひます。これはそれ／＼の人の判断がありますから、その判断した人、けしからんことであるとは言ひませんが、皆さう思つておるのだからお前もそう判断すべきだといわれども、私はそういう判断にはこれだけの事実を以てそ

の判断を下すといふことはできません。こういうことを申し上げただけのことでありまして、決して私の判断を人に強制しようとか、押付けようとかいふ気持はありません。これと絡んで私が偏向教育の事例として出したものが、そういうおかしなことを言ひながら偏向教育で出したものは極めて無難作にあれを真実なりとして出したのじやないか、こういうふうにおつしやつて、さうしてこの偏向教育事例といふものが非常に粗雑のものである、これを基礎にしてこの二法案を審議を進めるといふことが如何にも横着だ、こういうふうな意味のことをおつしやつたと思うのでありますが、これは私は失礼ですが、少し見当違いであらうと思ひます。これはこの文部委員会においても、衆議院においても、参議院においても申し上げた問題ですが、これらの事例の一言一句を真実なりとして出したわけではあります。文部省に自然集つて来た情報の中で事実があると一応判断したようなものを御参考に出したのである。この一言一句悉くが真実の類のものではないといふことを申し上げて出したのであります。ただその資料の御趣旨はこれを事実なりとして確認されることを文部委員会にお願ひをしてゐるのではない。文部委員会の御請求があつたから偏向教育といふものが我が國の末端の学校において行なわれているか、行なわれておらんか、こういうことを推定する資料として出したのであります。それについて判断はそれ／＼の委員の方々にお願いするべきである、こういうことを言つてゐるのであります。決して私は

これを事実なりとして委員会のほうにその確認をお願いをしたり、若しくは委員の方々が是非を判断せられるべきであるといふことの意味において提出したのではありません。その辺は誤解のないようにして頂きたいと思ひます。

○栗山良夫君 今の偏向教育の問題は、これはもう少し後ほどに私は御質問したいと思つてゐるのですが、たまたま私の申し上げたことに反駁されましたので、反駁されれば私も信念を持つて御質問を申し上げておるので、後で忘れるといけませんから序でに申し上げておきますが、政治的教育の中立確保といふ問題は、偏向教育があつたといふことを非常に恐れて、あなたはお出しになつた。従つて偏向教育があつたといふことであれば、確実なるあつたといふ証拠がなければならぬ。その証拠の例証として、ああいう数々の具体的な事例を文部委員会にお出しになつてゐる。それをあの資料といふものは、まだ一日に申ししますならば余り自信のないものである。又たくさん出したが、その中には若干は本當のこともあるし、若干は違つてゐることもあるだろう。そのいいか悪いかは議員の皆さんが判断してくれ。こういう場合におつしやつておられるのですが、これは誠に私は遺憾だと思ひます。先ほど申し上げたやうに、私があれほど言葉を重ねて汚職事件のことをあなたに御質問いたしましたけれども、自分はさういふことについては答弁できない。さういふことで繰返し繰返し否定されるあなたが、事今の問題になりますといふと、自分のほうは参考資料としてさういふものは出した。この中で事実であるのと

ないのと適當により分けて判断をしてくれ。さういふものは、これこそ全く自家撞着であると私は言わなければならぬと思ひます。それから更に先ほどでも、自分は内閣が指針権を発動したといふことはよく内容は知らない。緒方副総理のことも、大達氏のことも本人に聞いてみなければならぬ。さういふ場合にみんな逃げたてしまひますけれども、一つだけはつきりしてあります。それは、あなたが吉田内閣の閣僚としてあの十四条を発動したことについては、決して自由党の党利党略のためをやつたのじやないのだ、さういふ場合にこれは言ひ切りなさる。誠に言葉といふものが前後繋がりをつかぬ自己矛盾に充ちた私は言葉の連綿である、さういふ場合に考へる。そこで私は仮に先ほど新聞の論議、国会の、参議院の決議のことを申し上げましたところ、これについてもまだ御承知にならないやうであります。御承知にならないれば結構です。それは私はあなたに考へ方を強要する権利はありません。それはよろしくございませう。そして又論議、天下の新聞が、大勢の論議委員があれは相談して書かれたものと思ひます。さういふものも大体余り適切でない、参議院の問責決議案が通つたこともこれは少し間違ひである。さういふふうにお考へになつて結構です。そしてそのことについては、どうか一つ参議院がけしからなければ参議院をお叱り願つても結構です。論議委員の書いた論議が間違つておれば、新聞社に抗議なさるのも結構。さういふことは御自由になさつて結構ですが、少くとも権威ある今國民が見ている新聞の論議とか、参議院の

決議によつて、一般国民はあれを信用している。そして子供にそういうことを話をし、或いは子供が親の言うことを漏れ聞いて、そして大人の世界ものうものは随分面白いことをやるものだ、こういう工合に感じて、学童の非常に教育上好ましくない精神的な影響を与えているということについて、これは事実としてそういうことについてあなたはどうお考えになるか。悪い影響を与えたということをお認めになるか。こういうことを申し上げたのです。先ほどは、すれば、という仮定がありました、ですから私は条件を抜きまして、現実には今社会的な風潮から言うて非常に困つたことだということになつておられますので、それを根拠にして学童に少くとも悪い影響を与えた汚職、疑獄事件並びに今度の逮捕要求の許諾を内閣だけで拒否した。こういうことについて悪い影響を与えたということについてお認めにならないかどうか。これをもう一遍重ねてお尋ねいたします。これは一つ率直にお答え願います。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は、只今いろ／＼申し上げましたことについて、少し私の意味を取違えているようでありますから、その点をはつきりさせておきたいと思ひます。

私は先ほどの指揮というものが、党利党略によつてなされたものではないということをお断言して申し上げたのではありません。これは私の言葉が足りなかつたかも知れませんが、速記録を御覧になれば、その件は明瞭であると思ひます。私はそういうことが、普通に政府として、これはこの政府であつてもあるまじきことであり、あるべ

からざることである。若しそれがそういうことでなされたとすれば、一番初めに申し上げたように、指揮がそういう見地においてなされたとすれば、これは甚だけいからんことである。こういうふうなことは申し上げました。併し私はその点については、大達法務大臣の指揮せられたという事柄、それから副総理が参議院において答弁をせられたその言葉、それだけの事実によつて、これが党利党略のもとになされたといふことを断定することは私の判断においてはできないということをお断言したのであつて、私はいずれにしても、その実情は知らないものでありますから、党利党略によつてなされたといふことを断言する、そういうふうにお断言することでもできません、さればといつて、党利党略によつてなされたのではない、そういうことも私は断定はしておらないのであります。要するにその点は、私はわからない。又論説が書かれてあつても、この論説というものを決して私は非難をしてゐるのではありません。いや、非難をしてゐるのではありません。いや、わんや参議院の御決議というものを非難する気持は毛頭ありません。併しそれによつて、今度の指揮というものが党利党略によつてなされたといふ事実を断定する資料には私はなんのじやないか。こういうことを申し上げたのでありますから、この点は一つ誤解のないようにしておいて頂きたい。党利党略によつてなされたはいないといふことも断言しておりません。私は事実知らないのであります。又同時に党利党略によつてなされた。こういう判断に立つには、大達君が辞職したといふ事実だけを採上げてこれを的確な判断の

資料としてそういう結論には達し得ない。こういうことを申し上げたのでありますから、その点は、殊に新聞の論説がけしからんとか、参議院の決議が当を失つてゐるとか、そういう類なことを申し上げるのではありません。この点ははつきりしておいて頂きたいと思ひます。

それから偏向教育につきましては、私はこの法律案は、日本の教育の現場において偏向教育が行われてゐるといふ事実が見受けられる。少くともその危険があると考え私の判断においては、そうしてそれが一定の計画的、組織的の意図の下においてなされてゐるようにも見受けられる。かような認識に立つて、私がかような認識の上にこの二法案を提出したのである。こういうことはしばしば申述べているのであります。私がさような認識に立つてゐる。こういうことを前提にしてこの法律案を提出したといふことは申し上げてあるはずでありますから、その点もはつきり御了承を頂きたいと思ひます。それからこういう汚職事件といふようなものが起るといふことが子供の上に悪い影響を与える。これは初めに申し上げましたように、私はその通りであると思ひます。これは誠にその通りである。かように考えております。

○栗山良夫君 私の一番最後の御質問が、たが汚職事件がいか悪いかといふ問題でなくて、今世論で起きていることが、要するに十四条の発動といふことがよかつたか悪かつたかといふことは預けましようといふことを私は申し上げてゐる。よかつたか悪かつたかといふことは預けましよう。併し今世論は、一応大新聞が書き、国会の参議院

が問責案を決議したといふことによつて悪いことだ。こういう工合に印象付けられてゐる。それで而もその印象付けられたことが、幼ない学童に染みわたつて来ている。そういう事実について遺憾なことであると、こういう工合にお考えにならないかといふことを御質問申し上げた。

○国務大臣(大達茂雄君) この指揮といふものが何か自分のため若しくは自分の仲間のための都合の下になされた、そういうふうな世間で受取られておるとすれば、それは兎に角に對して悪い影響を与えるはずはありません。その点がお断言のことである。こう思ひます。

○栗山良夫君 大体まあし／＼ながら御確認になつたようでございますから、まあその辺で結構でございます。要するに私は、党利党略のために若しやればいけない、こういうふうにお断言になつたのであります。そういう工合に考えなくて、党利党略でなくてやつたと考えてもよろしい。その場合と善悪でやつたことでも結果の悪いことがあります。結果の悪いことが……だから今我々は党利党略のために行われたと、こう見ておられますけれども、或いはそれが言葉が余り強過ぎれば、吉田内閣が政策として打出しておる重要法案を決定するために暫らく措置をとられた、こういう工合に考えてもよろしい、それからもつとへり下つて善意で吉田内閣がおやりになつたと考えても結構でございます。併しそのおやりになつた結果が学童教育に悪い影響を与える、こういう工合に現在なつておりますが、その点はまあ率直に

お認めを頂きましたので、そういう工合に理解をしておきます。そこで問題は、こういう工合になつて来たものについて、学校の教員諸君が何とかして汚職、疑獄事件といふものがないことであるといふような印象を学童に与えては大変でありますから、そこで早くこれは打消さなければならぬ、どうしてもこれは打消さなければならぬ、そういう意味で学校の教室においていろ／＼と社会科その他の科目を通じて私は事態を明らかにするようになつておられると思ひます。そういう問題を学校で採上げてやるということが、あなたの只今の教育行政上からいつて好ましいとお断言になるか、好ましくないとお断言になるか、この点を伺ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は、汚職に必ずしも限りませんが、すべてかような社会悪といふもの、それ／＼の場合に新聞その他の表面に現れた汚つた社会面といふものが、そのときそのときに取上げられて、これを学校の子供にそのよろしくない、そういうことをしてはならないといふことを教えることとは、これは子供の教育に必要なことであると思ひます。併しこれは教育のことでありまして、相手の子供の知能の発達段階といふものを考えなければなりません。こういう現実の問題を取扱う場合には、よほどその点は教員が子供に与える影響といふようなものを十分考慮して慎重なやり方でそれを扱わねばならないと思ひます。併しその事柄を子供にそのときそのときに起つて来る社会の暗い面といふものを採上げて、子供の道義心といひますか、或いは正義感といふものを強めて行くための教育をする、これは結構なこと

であると思ひます。

○栗山良夫君　そこで、まあそのときそのときに起る社会悪の問題を教員諸君が採上げて児童に情操教育として何して行くことはよろしいと、こうおつしやつたわけでありますが、そういたしますと、私は今具体的疑獄、汚職の問題を話題にして、教員はそういうことを教えてよろしいかということとを申上げておられますけれども、これをだん／＼と説明をしておりますと、只今のつておる二法案によつて説明をしようとする、現在やり得る場合と、この教育二法案が通つてからとでは、この説明の仕方がなか／＼むずかしいと思ふんですね。特に吉田内閣の大臣の名前を出したり、或いは自由党の三役の名前を出したりしなければならぬ。これは非常に私は二法案が通るとむずかしい、今ならば簡単だと思ひます。

そこで一つ私は教育に経験がございませんで大連文部大臣から、この具体的疑獄、汚職の問題を、今の教育二法案が通つたあと、通つたあとで学校の先生が、今あなたがおつしやつたように、将来の学童が間違つた社会行為を行わないように、今敎諭のうちに是正をしておこうという考え方で教壇で講義をする場合には、どういう工合に講義をやつたらいいのか、一つここで教員を願ひたい。

○国務大臣(大連茂雄君)　どういう工合にやつたらいいかというお言葉でありますが……

○栗山良夫君　これは具体的に一つ

○国務大臣(大連茂雄君)　いやそういうことは只今申上げるように、相手の

子供の状態もありまして、殊に私は教

育者であつた経験もありません。私は文部省として、教育行政に与かるものとして、その見地からのお答えしかできません。先ほど申上げましたようにこの取扱ひ方というものは十分注意してもらいたいと思ひます。併しいずれにいたしましても、そういうことが甚だ不都合な行為である、そういうことをしてはならぬということをお教へすることとは、これは何も差支えのない、この法律が通らうが通るまいが、それに關係がなく差支えないことであります。

その場合に關係の名前が出ましても、それから又黨の重要な地位におる人の名前が出ましても、そのこと自体が教育上いけないことだというふうには私は思ひません。ただ子供は極めて敏感でありますから、例えば今日のような段階において、まだそれ／＼の責任のある方面から発表された事柄ではあります、いわんや裁判がきまつたことでもありません。要するに新聞がいろいろのことを書いておる、こういうこととてあります。そうしてはつきりしていることは、少くとも何人かに逮捕命令が……何とかが逮捕されたということとだけは、これははつきりしたことであります。さような段階において、例えば誰がどういふ悪いことをして、どういふ金を幾らどこから取つた、そういうことを私は純真な子供を相手にして、これは偏向教育とか何とかいふ問題にやありません。普通の教育の問題としてもそういう生々しい事件、而もこれが客観的にまだ確定しておるものでもない。でありますからして、殊に人の名前を出すというようなことは、これははつきりしておれば出して

無論差支えはありません、と思ひま

す。遠慮する必要は何もない。けれどものはつきりしないことで、子供に、まだ本當か嘘か、一定の調べを待つてみなければわからない、少くとも疑獄の範圍、それから客観者の範圍というものですらもまだはつきりしない場合に、これを何も急いで子供に取上げて、その結果は誰かの名譽を毀損したり、子供に非常に深刻な印象を与えたりするやうなことは、これは余ほど氣を付けて慎重にやらなければならぬ扱い方であるということ、私が先ほど申ししたのはそういう意味であります。これは併しながら、この教育法案が成立してもしなくても、この問題は同じことであります。これは教員の良識に待つべきことでありまして、私がそれはさうしなければいけない、こうすべきであるというものを指図したり何かする立場ではあります。それだけではいゝわゆる偏向的教育、つまり正確に言つと、特定の政教を支持し又は反對するための教育ということには私はならぬと思ひます。

○栗山良夫君　子供は非常に敏感でありますし、特に最近ラジオやテレビジョン等を通じて敏感な子供に、更に敏速にいろいろな社会現象が教育されております。これは教壇を通じて教壇から一番信頼している先生を通じて教壇からやはり權威ある教育をするということが一番好ましいわけでありまして、そういう意味で私は御質問を申上げてゐるわけでありまして、そこで只今大體事實は述べてもよろしい、こういうこと、確定した事實はよろしい、こういうこととなつて、従つて只今の場合には具

体的に申しますならば、佐藤検事総

長は佐藤検事長を逮捕するということを決定をした。ところが自由党のほうでは決定をしたことについて逮捕されは困るというので吉田総理大臣は犬養法務大臣をしてこういうことをさせたいというやうなことを、或いは犬養法務大臣がこういうことをされた、そういう工合にまあ教育をする。ところが経過だけではこれは教育になりませんので、それがよかつたか悪かつたかということとは言わなければならぬ。その場合に先生がやはり田舎の、日本も広うございまして、田舎のほうの先生はそう東京へしよつちゆう出て来ているわけには参りませんので、ラジオだとか或いは新聞等を通じて常識的に判断をして、成るほどこれは自由党のほうで少し行き過ぎである。自由党と言わなくても例えば、犬養さんは少しやり過ぎたとか、或いは吉田さんは少しやり過ぎたとか、或いは更にこのことについて政党的に見るならば、社会党両派は急先鋒になつて、これを糾弾をしてゐる。又悪を制するに勇氣をもつてやつてゐる。自由党のほうは少し攻められて、なんとかして抜けようとしてゐる。(笑聲) こういうやうなことを教壇でやつた場合には、これは偏向教育になりません。

○国務大臣(大連茂雄君)　そこまで来るといふ言ひ方によつては偏向教育になる場合があると思ひます。

○栗山良夫君　それだからこそ非常にむずかしくなる。この教育二法案が通るとむずかしくなるから、そこであなたに私はどういふ工合に一体講義をしたらいいかということを提案者であるあなたに一つお聞きをしておきたい。

これは一つのサンプルですから、非常

に結構なサンプルですから一つお聞きをしておきたい、こういうやうな工合で申上げたのです。

○国務大臣(大連茂雄君)　これはこの法律が通ると、ということをおつしやるけれども、教室内における偏向教育というものをしてはならぬということとは、この法律が出て初めてきまる原則ではあります。教育基本法においてそれが、そういう基本が定められてゐるのであります。そうしてそれはそういうことが定めてゐる限り教員はその原則に従わなければならぬのでありますから、若しその原則に違反するやうな教育をすれば、これはそういう教育をしたというところについての職務上の責任は、その先生が負わなければならぬことは當然であります。従つてこれが職務上の行政処分であるとか、或いは懲戒であるとか、そういう責任を問われる原因になり得ることも當然であります。この二法案はその限りにおいては現在の制度を何も變えてはおらんのであります。でありますから、この法律ができるでできないにかかわらずこれは現在そういう問題があるわけでありまして。

○栗山良夫君　そうするとこれは何のためにお出しになつたのです。今までもそのまゝ運用ができるということであれば、あえてこれだけ論議を起してこれをやる必要はないので、今まで十分であらうと私は思ふのです。が、その点はちよつと大連文部大臣の本當のお考えというものを、もう少しお尋ねしてみたいとよくわからない。そこでその点はあとに譲りますが、今申上げましたように非常にむずかしい

講義のやり方になるということはおつしやつた、非常にむずかしい問題である、偏向教育の立場から見てもむずかしいことであるということはおつしやつたのでありますが、その偏向になるかならないかということ、これは判断するのは今度の法律によると、これは末端の機関で一応やることになつておる。末端のまあ校長先生が、おやりになる。とにかく末端のほうまで一々文部大臣がおやりになるわけじゃない。そこでその場合に仮に社会党なら社会党議員の村です、村長さんも、教育委員も、村会議員も皆社会党の村だ。そういう所なら自由党は幾ら打つても偏向教育ということにならないでしよう。そういう所なら社会党が悪いことを言う、好ましくないことをやつたとしても、今の事実を思い切り教壇で教えて、いいことを教えたというので先生は褒められるでしょう。ところが今度は村長さんも、村会議員も皆自由党系の人ばかりいる、強力な支持者があるという村へ行きますという、自由党のことが少し悪く言われればこれは面白くありませんから、そこでああだ、こうだという工合に理窟をつけて、いや懲戒にしようとか、免職にしようということになろうと思ひますね、従つて偏向教育の。政治的な中立を測るということになる、先ず秤が必要でしょう、これを判断する。その測る人が中立でなければならぬ、そういう人が得られるか得られないかということが問題になつて来る、先生が述べたことは事実を述べた。そしてそれを裏から見るか、表から見るか、こういうことになりまして、これは数学の式を解いても、こ

う工合に変数が二つある場合に非常に答へがむずかしい、そういう工合になか／＼私は簡単に答へがでないと思ひますが、この点はこういう工合にお進めになる御予定でございまいしょうか。

○国務大臣(大達茂雄君) 教育が偏向しているか偏向していないかというこの基準は、基本法にある特定の政党を支持し、又は反対するための教育、勿論それに該当するかしらないかという、実際の事例についてそれに該当するかしらないかということからきまつて来る、そういうものであらうと思ひます。そしてその判断を誰がするかということになれば、その偏向教育をしたという理由にして若し懲戒等の処分がとられるような場合においては、これはその当該の教育委員会において判断をするだらうと思ひます。その場合に成るほどの教育委員会の人が社会党の人ばかりいるというときは、社会党のほうに偏つた教育、或いは自由党に反対させるような教育ということをやつても実際は余り咎められん。それから自由党の人ばかりいるような所に行くと同じようなことでも又違つて来る。こういうことは事実としては私はあり得ると思ひます。併しなから党籍があれば当然自分のほうの党の考えばかりをやつて行つて、法律に違反しておることもそういうものではないかと思ひます。併し実際としてそういうことになつては私はならぬと思ひます。併し実際としてそういうことでもありましようけれども、当然にそうなるにきまつておる、そういうものではありません。そういうものがあるとすれば、これは特

定の政党に政局を担当させるというところが変なことになつてしまふ、万事その政党の利害から割出して政治が行われる、当然にそうであるとは私は思ひませんが、併し事実上はそういう場合はありましよう。そういうときには、それ／＼の教育委員会において、これが懲戒の場合であれば教育委員会が判断をする、こういうことになつて来ます。それからこの法律案が成立をいたしまして、かような教育を教壇扇動するものが処罰されるということになれば、これは最後のにはそれ／＼の裁判所において判断をする、こういうことにならうと思ひます。

○栗山良夫君 まあ私も裁判所において最終決定を司法的に仰ぐ、そういうふうな突きつめたところまで問題を預けて、そして行政を行うというふうなことは、これは私に政治的とは思ひません。従つてそういうことを問題のタミナールとしてお考えになるというところは、これは私は賢明なる文部大臣としてはおとりにならないほうがよろう。やはりそういうことでなくて、日々起きて来ることを半ば常識的にでも円満裡に問題を解決をして行くべきではないか、この程度のはやうに進み方のほうがよくはないか。これは私の意見ですけれども、申上げておきます。

そこで重ねて伺つておきますが、特定の政党を支持するとかしないとかいう問題であります、これは選挙等になりまして、そして今度は自由党に勝たせたい、或いは社会党に勝たせたい、こういうことでやる場合は、これは別です。これは又別な御議論をしなければならぬが、そうでなくて、

今のような具体的に社会人としても、これはやはり糾弾しなければならぬというふうな問題が起きて来た、これを放つておけば義務教育の、熱心な教育を受けている児童諸君に悪い影響を与える、そういうような問題が起きて来たときに、日々報道されて来る新聞、ラジオその他のニュースを元に先生がたが噛み砕いて事実として非難すべきものは非難し、褒めるべきものは褒めて、そして教育をして行く、事実を教育して行く、そういうことはこれは差支えないのですか。その点をばつきり伺つておきます。これは特定の政党を支持するというふうな目的でやるわけではありませんけれども、そうでなくて、事実起きて来ることについて、これはやらざるを得ない。そういうことをしない私は先生であつたら先生をやめてもらつたほうがいいと思ひますが、それはやらないというのか、そういうことをやつてよろしいかどうか。間接にこれは特定の政党を支持したり、或いは攻撃したりすることになるかも知れません。なるかも知れませんが、直接そういうものではない。そういうことはよろしいかどうか。

○国務大臣(大達茂雄君) 教室内において現実の問題を採上げる場合には、事実を言わなければならぬ。これはまあ当然のことです。嘘を元にして教える、これは偏向云々の問題について極めて不適当な問題でありまして、事実を教えるというところは、これはもう前提であります。併し事実を教える場合におきましてもやはり偏向というか、一党一派に非常に偏つた教育をするとはとめられておる、こ

うふうには私は解釈をしております。でありますからして、そういう事実を事実であるからして差支えないのだというところは、これは偏向教育の問題とは関係ないのでありまして、学校の教育といふものはすべて事実無根なことを基礎にして行われたいことは、これはまあすべての教育の場合当然ではないか。不適当だと思ひます。事実について教へても、それが一党一派を支持させるような教育になる場合には、これはいゝゆる基本法の八条の二項によつて遠慮しなければならぬ教育だ、こ

ういうふうには私は思つております。仮に先生が一党一派に偏するといふ、つまり子供をその党のほうへ引き付けようという先生の意思がなくても、その教育の内容がそういう実質を持つていれば、それはやはりその意味で一方的な偏向教育になつて来る。それは教育をしてはいけぬ教育だ、こういうふううに考へております。要するにこの八条の二項の本旨とするところは、子供に特定の政党を支持せよとか支持させないとか、そういう教室を利用しての勢力の拡張、こういうことを眼目にしておるのでは私はないと思つております。飽くまでも問題は教育でありま

ますから、子供がその政治的教養を高めて、大きくなつてから政治的な自分の判断、自分の進むための判断力、批判力を養うような、そういう教育をすべきに當つて、一方的な政治的な考え方、一方的な政治的な主張だけを故意に植付ける、そういう教育がいけない。つまり教育としての問題でありまして、直接に勢力の拡張とか縮小とかいう問題ではありません。従つて、そういう意味において、仮に先生

うふうには私は解釈をしております。でありますからして、そういう事実を事実であるからして差支えないのだというところは、これは偏向教育の問題とは関係ないのでありまして、学校の教育といふものはすべて事実無根なことを基礎にして行われたいことは、これはまあすべての教育の場合当然ではないか。不適当だと思ひます。事実について教へても、それが一党一派を支持させるような教育になる場合には、これはいゝゆる基本法の八条の二項によつて遠慮しなければならぬ教育だ、こ

ういうふうには私は思つております。仮に先生が一党一派に偏するといふ、つまり子供をその党のほうへ引き付けようという先生の意思がなくても、その教育の内容がそういう実質を持つていれば、それはやはりその意味で一方的な偏向教育になつて来る。それは教育をしてはいけぬ教育だ、こういうふううに考へております。要するにこの八条の二項の本旨とするところは、子供に特定の政党を支持せよとか支持させないとか、そういう教室を利用しての勢力の拡張、こういうことを眼目にしておるのでは私はないと思つております。飽くまでも問題は教育でありま

ますから、子供がその政治的教養を高めて、大きくなつてから政治的な自分の判断、自分の進むための判断力、批判力を養うような、そういう教育をすべきに當つて、一方的な政治的な考え方、一方的な政治的な主張だけを故意に植付ける、そういう教育がいけない。つまり教育としての問題でありまして、直接に勢力の拡張とか縮小とかいう問題ではありません。従つて、そういう意味において、仮に先生

内閣けしからん、犬養さんけしからん
と書いてある、こういう工合に新聞

教える、或いは生徒から質問が起きればその解説をする、こういうことにならるので、今おつしやつたように、要らんことをしやべるから偏向教育になるとおつしやるけれども、これは今教育を丁寧

に、熱心にやろうと思つた、たま／＼今私が出してゐる具体例が悪いから大変お氣に障るんですけれども、これはやはりやむを得ないことじやないかと私は考へるんですが、だからこそ今申上げたよ

うに、事実を元に教育するということになると、嘘を言つちやいけない、新聞に出ないことを新聞に出たと言つて述べ

る、これはよろしくないけれども、少くとも相当な権威ある資料というものを元に教育する、又そういう実地教育

をすることに今の方針はなつてゐるわけです。昔のように恐らく実地教育を離れたようにはなつておらん、そこで

非常にむずかしからうという心配をして申上げておるわけです。又例えば最近問題になつてゐる水素爆弾の問題に

いたしまして、これはもうとにかくああいうものはやめてもらいたい、実験などをやめてもらいたいというのは

国民の声である。学童もそう考へておる。ところが岡崎さんはこれに對して、いや演習をやつてもよろしい、ア

メリカに協力すると、こうおつしやる。こういうことになると、私はやはり事実としてこれは述べなければなら

場合は又やむを得ないんじゃないかと

いうことを申上げてゐるんです。それでそのことを私はお伺ひしてゐるん

です。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は事実

に基いて教えることが別に悪いというこ

とは言ひません。これは必ずしもいい

と言へることも限らんとしますが、併し先ほどから申上げたのは、それ

でお断りしておきました、私として社会に現われる事実を題材として教

育する場合に、余ほど慎重に子供の先々の、立派な人間として成長させたい、こういう氣持で扱つてもらうことが

しては、子供の先々成長のことを考へて、道義感に燃える正義観の強い立派な人間に仕立てる、こういう見地から

そういうその時々社会に現われる事実についても、そういう見地から教育

されることが望ましい、こういつておるのでありまして、必ずしも偏向云々の問題ではありません。

○栗山良夫君 私はまあ一人で長時間に亘りましたからこの辺で一応文部大臣に對する質問は終りたいと思ひます

が、ただ私がなぜこれほどまでにくどくどと文部大臣に御質問申上げたかと

申しますと、この教育二法案が国会の論議的になりましてから、大勢の教員諸君の中には政党を支持す

る、支持しない、そういうような政治活動的なものは別として、少くとも教壇において時局の問題は成るべく扱わ

ないようにならう、触らぬ神に祟りなし、こういう傾向が見えて参りました、これは私は日本の教育上非常に重

要な問題だと考へる。若しその時局の問題を扱えないような教育であれば、それは實つてその戦争前の教育といさ

諸君の中にはそういう動搖が来ておると思ひます。従つて文部省において然るべく、余りにも教員諸君が萎縮して

行過ぎて、新しい教育の方針を曲げるような教育が行われることは遺憾であり

ますから、適當なとにかく措置を文部大臣としてとられる御用意があるかどうか、これを伺つておきたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は事実を教えるならば何でも差支えないといふうには申上げません。事実でない

ことを前提とし、基礎として子供に教える、これは問題になりません。子供に嘘を教えてはいけません。併し事実

について、これはすべての教育というものはこれは事実を基礎にして行われ

るものであると思ひます。その場合においてそれが一方に偏つた偏向教育になる場合には、これは基本法によつ

て慎しんでやらなければならぬ。又事実について教えていゝゆる偏向教育にならんものにつきました、その

事実についてこれを教材として子供に教えるということは、子供が社会の實相をよく把握して、そうして政治的

○栗山良夫君 先ほど私大分時間を使つて御質問申上げて私が理解しておつたことを、又今少しく打消しなされた

のですが、私は先ほど、速記録を御覽頂ければわかりますが、こういうこと

をお尋ねいたしました。事実を述べて行く場合にそれが結果的に一党一派に

偏するようになつても止むを得ないではないか、こういう御質問をいた

しましたところ、あなたは最初は否定しておられましたけれども、途中から

事実、例えば汚職事件のような工合に事実をだん／＼述べていくと、そうい

う工合になることも又止むを得ない、こういう工合に確におつしやつたは

ずです。而もその場合に、事実というものはこれはいろいろ問題があります

が、その事実は捏造されたものではない、少くとも国内において権威ある人々が一応扱ふようなそういう資料を基にしての事実を教へて見ることに

ついては差支えない、こういう工合にお

つしやつたように私は覺えてゐる。従

つてそういう意味で私は問題を理解

し、私の質問を只今終らうと、こうい

う工合に考へておつたわけなんです。

そここのところはちよつと私は元へ戻

て行きましたので……。

○国務大臣(大達茂雄君) 私の申上げ

方が足りなかつたかも知れません。先

ほどのお尋ねの場合にこの汚職に關する

事実を子供に教える、教えるという

よりもまあ話をして行く、そういう場

合には自由党がどうしても損をするこ

とになる。こういうふうな意味のお尋

ねに對して、その場合自由党が損をし

ても社会党が得をし、それは何ら

偏向教育とか何とかいうことにはなら

ん、その限りにおいては差支えない

うなことから差支えない。教育の
で禁止する規定はない、それはそれ

問題が出て来ると思うのです。そう

ものを付けてあつた。そこで三条一

めの」という字が入つたために、二

て改進黨は再軍備をするということ

言つておる。社会党ではそれは反対しておる。こういうようなことをそのときと言つても或いは先生の意見として軍備をしたほうがいい、しないほうがいい、こういうことを言つても、それがすぐ再軍備に仮に賛成だからといつてすぐ改進黨にどうでもこうでも入らなけりやならんという性質のものではない。ただ政党的によつて立つもの、の性格と言いますか、基盤といふものを子供に与えて行く。子供の場合でも一般の人でもそうでありますが、そうしてその政党的の他の政党的と比べて子供に教へ込む場合には、これは特定政党的を支持させる教育ということになるけれども、個々の場合の政党的の動き或いは政策、そういうものについて議論をするようなことをしても、それがすぐその政党的に入るとがいらんとかいう問題にはならないものでありますから、そこでそういうふうなものはいわゆる偏向教育とは考えられない。本質的にその政党的と結びくような教育をする場合がいわゆる偏向教育である。若しくははつきりとその政党的の名前を出してこの政党的でなければいけない。理窟を言わなくても、子供でですから理窟を言わない場合もあります、ほかの政党的はみないけない、この政党的でなければいけない、こういうふうにはつきりしたことをする、これは偏向教育になる。そういうのはつきりした言い方をしないで、実質的にその政党的でなければならんというふうな教育が、これが偏向教育、こういうふうな解釈しております。そこで先ほど来のはそのの見地で申上げたものですから、そこでこれをお聞きになつて個々の場合の間

題と本質的な問題との間に私どもの頭で申上げて、或いは、御了解頂けなかつた点があつたのではないかと、こう思つておられます。

○阿具根登君 只今おつしやつたのもやはり二色おつしやつておるわけですね。例えばこの政党的でなければできない、なお否定して、社会党でなければできない、ほかの政党的は駄目だと、こういう教育をしてはいかないのだと、こういうことをおつしやる。ところがそれはそういう実例があつたかと言ふとそれは殆んどない。ないでしよう。ないとするならばそれならそれまでの段階はその人々の尺度になつて来るわけだ。例えば再軍備一つ言つても、再軍備一つ言つてもこれはとり方によつては偏向教育になるでしよう。私は片一方のことだけ言つてゐるわけではないのです。あなたがたの言つておるようなことを言えば、我々から見ればそれは偏向教育だと言えないことはないので、これは、それだから私が言つておるのあなたの尺度はどこにあるのか。例えば今のままで行けば、部落々々で徳川時代の鎖國的なことが行われて行く。同じことをやつて同じことを言つて、この人は教唆扇動の罪によつて一年幾らの懲役を食つた。三万円以下の罰金を食つた。片一方はそれが当り前だということになつて来るのです。それに対してどういうお考えを持っておられるか。尺度というものはつきりあるはずだ。それは檢察庁的なそういう性格を持つており、そういう権限を持つておるとするならば、それに対する尺度がちゃんとあるはずだ。それを聞いておる。

只今申上げました法文によつてきまつておるわけだ。法律の文句によつてその解釈として規定するべき問題であると思ひます。尺度というものは。

でそれ／＼の地域において教育委員会の判断に待たなければならん。又その責任においてなすべきものである。これは現在の法制の建て方であり、これを全国画一的にするといふことの当否はおのずから私は別論であらうと思ふのです。そこで、今度の法律におきましては、甲の教育委員会ではこういう教唆扇動は罪として請求をしない、乙の教育委員会では請求をする、こういううち／＼の問題が起る。これが一つの文部委員会においても問題になつておる点であります。併し、それはそれ／＼の権限を持つ教育委員会である限り、私は別に不思議なことではない。これが全国一定一律にならなければならんとは私は私は考へていないのであります。教育委員会がその請求をしない場合にも、教育委員会の考へで、その与えられた教育が偏向してない、こういう見地に立つて、罪が成立しないからこれは請求をしない、こういう考へで請求しない場合もありましよう。又教唆扇動という事実がないという点から、或いはその事実が教唆扇動に該当しないという見地から請求をしない場合もありましよう。併し、それが教唆扇動であり、且つその内容が偏向教育であるといふことを考へた場合にも、その教育委員会の見るところによつて、これは必ずしも罪としてこれを訴追してもらふことを請求する必要はないと思へばそれでやめる場合もありましよう。実害がない、その学校においては何らその教唆扇動によつて影響を受けておらん、だからこういうものはあつてもなくても、それをわざ／＼請求する必要はないと思へばそれは請求しないでありましよう。

○國務大臣(大達茂雄君) これは、ですから先ほど申上げたように、偏向教育をしてはならんといふことは基本法に書いてある。そうしてそういう教育をした場合には、これは職務上の問題でありますから、職務上の義務に違反したものと見て懲戒その他の行政処分の対象となる。偏向教育といふものが現実の問題としてそれが無い、これが十分に守られておるといふことであれば、この法律案を提出する必要は何にもないのであります。

○國務大臣(大達茂雄君) これは、ですから先ほど申上げたように、偏向教育をしてはならんといふことは基本法に書いてある。そうしてそういう教育をした場合には、これは職務上の問題でありますから、職務上の義務に違反したものと見て懲戒その他の行政処分の対象となる。偏向教育といふものが現実の問題としてそれが無い、これが十分に守られておるといふことであれば、この法律案を提出する必要は何にもないのであります。

○國務大臣(大達茂雄君) これは、ですから先ほど申上げたように、偏向教育をしてはならんといふことは基本法に書いてある。そうしてそういう教育をした場合には、これは職務上の問題でありますから、職務上の義務に違反したものと見て懲戒その他の行政処分の対象となる。偏向教育といふものが現実の問題としてそれが無い、これが十分に守られておるといふことであれば、この法律案を提出する必要は何にもないのであります。

【委員長代理 栗山良夫君退席、委員長 齋藤君】
なぜならば、学校における教育の中立性を確保するための目的としてこの二法案は提出されたのでありますから、現状これが確保されておるといふことであれば、その必要がないことは明瞭であります。ただ、現在においては遺憾ながらそれが確保されてないといふ認識を私は持つておる。だからその法の精神が確保されるようにしたい、

○國務大臣(大達茂雄君) これは教育委員会というものが学校の教育についての責任を持つておりますから、それ

○國務大臣(大達茂雄君) これは教育委員会というものが学校の教育についての責任を持つておりますから、それ

○國務大臣(大達茂雄君) これは教育委員会というものが学校の教育についての責任を持つておりますから、それ

○國務大臣(大達茂雄君) これは教育委員会というものが学校の教育についての責任を持つておりますから、それ

○國務大臣(大達茂雄君) これは教育委員会というものが学校の教育についての責任を持つておりますから、それ

う。それから乙の教育委員会では、もうそういう教唆扇動を頻繁に行われて誠に迷惑だ、だからその訴追を請求すると、こういう場合もありましよう。それはそれ／＼の場合々々によつて違ふことでありまして、その場合に、それが全国一律にならなければならぬとは私は思わないのであります。これは、いやしくも法を犯す者があれば草の根を分けても必ず罰せなければならぬというようには私は考えてはおらん。その実情に應じて処置されるべきものである。であればこそこれを教育委員会の請求に待つということにしたのであります。それが私どもとしては當を得た方法である、一律になる必要はない、こういうふうにご考慮願ひを願ひてあります。

○吉田法晴君 先ほど大達文部大臣の答弁を聞いておりますと、非常に重要な答弁が幾つもございまして、そこでこの中立確保に関する法律案の第三条に關することはあとで実は質問しようと思つておりましたが、出て参りましたから、関連する限りにおいて質問をいたして置きたいと思つてございまして。第一点は、先ほどの答弁の中に、第三条の二項は削られたが、「反対させるための」という「ための」という文句が入つておる。その「ための」という文句は教育基本法にある言葉であるが、その意味は、削られた二項と同じ意味である。「支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足る教育」、こういう言葉と同じであるという解釈をしておるが、そういうことでありまするか。それが一つ、それからもう一つ、これはちよつと前に廻りますけれども、第三条には「特定の政党その他

の政治的団体の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて」と書いてございまして、その「目的をもつて」ということも、条文を讀んで参りますと、私どもの常識では、これも構成要件の一つになつておると考えられますが、先ほど文部大臣は、意思を要しない、特定の政党或いは政治団体を利する、或いは法文によりまして、政治的勢力の伸長又は減退に資する意思を要しない、或いは目的は要らないという言葉もあろうかと思ひますが、少くとも、はつきり意思を要しないと、かように答弁をされましたが、そういうこととありまするかどうか、それから栗山委員長なり、或いは阿具根君が質問いたしました際に、例えば汚職の問題、事実を述べ、その場合は自由党の名前も出て来るだろう、これは社会党の名前も出て来るだろう、これは汚職或いは逮捕請求、或いは参議院で問責決議、これらに關連して憲法上参議院が不信任決議ができるかどうかと云ふか、或いは検察庁法の第十四条と云ふものは、検察庁の機能としてこういうことが建前になつておるのだ云々、こういう話も出て参りましたように、自由党或いは改進黨、社会党といったようなことも出て来ましよう。或いは保守勢力或いは革新勢力という言葉も出て参りました。事実を述べることが正しい、差支えないと言われたが、併し事実を述べたあとで、政党の名前を挙げ、その政党に損得という言葉も言われる、法文の言葉で言いますと、「伸長又は減退に資する」かどうか、こういう問題が起つて参りますが、その際にこゝまでいいのだ、或いはそれから

先は偏向教育になる、こう偏向教育の判断が文部大臣においては一応明らかになつてございまして、聞いておりましてこれは栗山委員長もそうでありますし、我々もその限界が極めて不明確であります。そこで物差があるかという質問を阿具根君がしたのであります。そういう限界は、これは文部大臣、言い換えれば行政権の判断によつてのみきまるのだ。この判断をする者は、問題は法文の解釈を論議しておられますけれども、法文の解釈と云ふものを、文部大臣の一個の意見だけで法文解釈ができると考えておられるのかどうか。

それから第四点は、各地方委員会によつて意見が分れる。それも議論の中にあつたやうな身分上の地位を奪うかどうか、こういう行政措置ならば別問題であります。問題は第三条違反は刑罰を以て臨むというのでありますからして決して行政処分ではありません。そこで罪刑法定主義という問題が起つて参りますが、あつては処分すべきものと考える、或いはここでは処分がされるということが明らかになりましたから、そういういたしますと、この法文の解釈というものは、これはあるまいである。刑罰を以て臨むには第三條は解釈が極めて区々になる。刑罰の構成要件として極めてあいまいであるという点をお認めになつたのかどうか。関連するその四点だけ一つ明らかにして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) お答えいたします。第一の御質問は「ための教育」というふうな字句が挿入せられて、そして第二項が削られた。それは第二項の場合と「ための」という字を入れるために第二項が存置されたのと結果において同じになるのかどうか、解釈上、という御質問であります。これは私は少くとも第二項の場合はこの「ための」という字句が第一項に挿入されたために、「ための」という第二項の場合には第一項にはつきりと含まれることになつておる。こういうふうになつたと、こういうふうな解釈をしておりません。もと／＼原案におきまして第一項以外に第二項をきめてあるのではない。第一項の教育のうちにはこういう教育も含むんだという意味で規定をしてあるのであります。それを「ための」という字が挿入されたために、第二項のやうな断り書をつけなくて、これは當然に第二項の場合もそれに包含されることになる、こういうふうには私は解釈しております。そうして衆議院の修正のときの関係のかたの意見も、第二項の規定は如何にもまゝ文句はまゝいと言ひますが、非常にわかりにくいむずかしい字を使つてある。だからこういう難解な字句を使うよりは使われないほうがよろしい、こういうことで修正されたのであります。これで第二項は「ための」という字が入つたために、これによつて包含されるものと考へております。

それから次の御質問は、これは目的を以てすることが犯罪の構成要件の一つとなつておる、その通りであります。然るにこの学校教育の偏向教育というものは教える側で目的を以て教えずとも偏向教育というものが成立する、というのを言つたが、その点どうか、こういう御趣旨であります。これは私は先ほど申し上げましたのは、学校の教育が偏向しておるかどうかということをはきめる尺度には、その先生がその目的を以てするかどうかと関係のないことである。これは子供に与える、子供の側から見てのほうに重要でありますから、先生がさういふ意思を持とうが持つまいが、そういう偏向した教育はいけません。ただこの特定の政党の政治的勢力の伸長又は減退を目的とする、これはこの法文によつて御覧になりまして、いわゆる教唆扇動をする人間がそういう目的を以てする場合を罰してあるのです。これは学校の教壇の問題ではなしに、こういうふうな偏向教育をせよということをや教唆扇動する場合は、その扇動者がこういう政治的な目的を以てその扇動をなすということが犯罪の構成要件の一つとして取上げられておる。でありますからしてこれは教室内における偏向教育の問題と、それから扇動者の問題と別の問題でありますから、その点を御了承頂きたいと思ひます。

それからその次にはこういう偏向教育であるかどうかということを文部大臣の意見できめるといふことができるか、そういうふうなきめるといふことは適當であるかどうかというお尋ねであつたやうであります。それであります。

○吉田法晴君 まあ一応御答弁願ひます。(笑)

○国務大臣(大達茂雄君) ちよつとはつきりしなかつたので……。これは御承知のようにそれ／＼の教育法令を取扱う立場の機関というものは、文部省もその一つであり教育委員会もその一つであり、又それ／＼の先生がたもや

はりそれであり、でありますからそれ／＼の自分の職務を行うに当つては、やはりその教育法令に対する自分の解釈というものを確立して、そうしてその解釈に従つてその任務を遂行する、これが当然であらうと思ひます。従つて文部大臣は文部省の關係する限りにおいて、やはり偏向教育がどういふものであるかということについての解釈を持つことは当然であり、併し文部大臣の解釈を他の教育機関にこれを押しつけて、拘束力を以て押しつける力はありません。例えば学校の教科書の検定は今日文部大臣がしております。その教科書の検定基準の一つとして文部大臣は偏つた教育を内容とする教科書は検定不合格にすべきことをみずから規定しております。そういう場合にはその教科書の検定に當つて、この内容がいわゆる偏向してあるかどうかということの認定は、これは文部大臣の責任においてすることであり、これは文部省の任務でありますから、それで教育委員会が具体的に教育の実例についてそれをしておる先生をそのために不都合であるとする行政処分をする、或いは教職勸励しておる場合にそれを訴追の請求をする、これは教育委員会の任務でありますから、その任務を遂行する場合には、教育委員会として何を以て偏向教育とするか、つまり支持し、又は反対するための教育というものの尺度にこの具体の問題がはまるかはまらんかという認定解釈というものは、それ／＼の教育委員会の仕事でありますから、先生がたはそれ／＼自分が教育基本法に基いて教育をしなればならぬのでありますから、自分の責任において自

分のなすところの教育がこれが偏向教育であるかどうかということは、自分の責任において解釈し認定して行われるべきであらう。誤つておればそれは是正をさせるということではこれは当然でありましょう。それからこの場合に教育委員会がやるとして解釈は区々になるのである。甲の教育委員会と乙の教育委員会と解釈が区々になるのである。区々に直るといふことは結局元になつてゐる法文が非常にあいまいであるからそこで区々になるのである。こういうふうなお言葉でありました。が、区々になるということとはそれは解釈する解釈者が違ふから区々になる、必ずしも法文があいまいであるから、法文が比較的人々によつて異なつた解釈を生ずる余地があるといふふうにお考えになることはこれは私は否定いたしません。これは併しそういう取締規則の場合には、たくさんある例です。できるだけ正確に書くといふことが望ましいことであり、また、立法技術の上においてそれがそうきつと書けない場合もたくさんあります。その關係で区々になる場合もありますし、又それ／＼の機関において法律を解釈する場合に、解釈する人が違ふのでありますからそれが区々に直るといふことはこれは免がれ得ないことでもあります。区々に直るからといって避つてその法文が非常に不適当なものである、こういうふうには私は考えておらぬのであります。刑法のような、極めてはつきりしていなければならぬものにつきましても、それ／＼の檢察当局の意見によつてこれを起訴するその場合に、全国どこでもそれが同一した解釈をとられる……実際の事例についてで

すよ、とられるかどうか、これは何らの保証はありません。又裁判所が裁判する場合にもそれ／＼の地域々々の裁判所において同一の事件について解釈の違ふ場合もありましょう、これが刑法の詐欺になるか横領になるかといふことについての認定の違ふ場合はたくさんあるのです。それだからして、この判例といふものができる、区々になるといふことは、これは解釈者が解釈する立場が違つてゐる以上区々になるといふことはこれは当然あり得ることである、区々になるから避つてこの法文の書き方が悪いのだといふことには私はならぬと思ひます。でありますから、そういうふうにお承知を願ひたい。○阿具根登君 一応私もまだ残つておりましたので……、先ほど私にした答弁と、今の答弁と少し違ふようでありましたけれども、非常に重大な答弁を聞いたと思ひますので、重ねて御質問申上げます。それは只今もおつしやいましたように、解釈する人が違ふから区々によつて違ふのだ、それはいたし方ない、こういうことを言つておられる。ところがこの法案の第一条には「教育職員の自主性を擁護すること」を目的とする。」と書いてある。非常に今おつしやつたのと、これは矛盾してゐると思ふ。区々においてその教育委員会の解釈の枠の中に入れて教員を教育して行くといふことなんですか。逆に私はそれは偏向教育だと思ふのです。それで、それは学校の先生がたは地方々々によつて性格の違つた先生ができて来なければいけない、それを是認しておられる。そういう「自主性を擁護」といふのは私はあり得んと思ふ。この法案の第一条でははつきりと「自

主性を擁護する」としてある。ところが自主性は無視されてその教育委員会の中にいれようといふことをはつきり言われた。このことについてどういふようにお考えになつておるか、私の言つた通りであるか。私はそういうふうにお聞きしました。お尋ねします。○國務大臣(大達茂雄君) 私が申し上げたのは、この一条にある自主性の問題とは違ふのでありますが、この一条にある自主性といふことは、今日教育の場に対して外部から一定の教育をするようにという教職勸励が行われておるというふうにお承知願ひたい。これは裁判で實際……、私の言葉が教職勸励に當るかどうかはわかりません。併しそういう働きかけがあるように思われる。その場合にはそれが強い影響を、支配力を持つて教育職員に圧力を加える場合には先生はその圧力に押されて自分の本當の良心、良識に基いて自分の責任によつて指導する、教育といふものがそれによつて拘束される、事實上拘束される、そのことはつまり教育の、それそれの教員の教育に対する自主性を阻害する、こういうことを私は先ず考えておる。そこでこの法律案は、それらの義務教育諸学校の職員に対して強い影響力を以て偏向教育をすることを教職勸励する、さういふ外部からの働きかけを断ち切るものでありますから、つまり学校の先生に対して襲つて来る風に対して防風林をこしらへたものであるから、そこでこれらの先生はさういふ外部からの影響力といふものを顧慮することなしに自由な立場として自分の良識に基いて自分の責任において教育をすることができるとあらう、その

意味においてこの教育の自主性を擁護すると、目的としているのだと、こういうふうな法文には誤つたのであります。○阿具根登君 防風林の役をこれで持たせるのだと、そして自主性を守るのだと言われましたが、却つてこの防風林が根がなくてぶつ倒すような結果になつて来ていると思ふ。外部の圧力によつて云々とおつしやるが、その外部が或いは政党を指しておられるか、或いは日教組を指しておられるかは別にしてしましても、最も圧力を持つておる外部の一つとしては教育委員会が、一番最も圧力を持つておる、これは日教組よりも政党よりもほかの団体よりもこういう権限を与へられた教育委員会が一番圧力を持つておる、その圧力の中において自主性がどうして生きて行けるか、これは決定に従わなければできない、私は逆を言つておられると思ふ、どういふふうにお考えになりますか。○國務大臣(大達茂雄君) 私は教育の自主性と言ひますか、教育の中立といふことは、これは教育といふものは少くとも国立学校、或いは公立学校である場合は、又市立学校においても義務教育である場合においては、これはそれそれの先生が自分の勝手放題に自分の考えだけで教育をしていゝものとは思つておりません。これは法律によつておのずからそこに限界が定められてゐる。でありますから、これは教育基本法においてもその一つの限界といふものがきめられてゐる。又法律によつて文部省が指導してゐる、出してゐるところの学習指導要領といふものもありません、でそういうことによらな

ければならない、又教科書は、使用する教科書も文部省が検定したものを使わなければならない、決して自分勝手なものを教科書として使うことはできない、こういうふうにおのずから教育には国家的性格から見ても法律その他の、法律に基く力によつてその教育というものは一定の枠がきめられて、限界が定めてある、でありますからして教育の自主性といつてみたところその枠の中での問題であります。この枠を踏外してまでいふゆるはしいままに教育は勝手放題にやつていいのだと、こういう意味の、その奔放な自由なりというものはこれは私は現在の教育の上に認められていないし、又きような教育が認めらるべき筋合のものではない、こう思つております。そして教育委員会というものは法律によつて定められた学校教育について責任機関であり、その職務権限の内容は、これは教育委員会法によつて定められてあるものであります。国家の意思によつて法律によつてその内容がきめられて、でありますからして、その法律によつて教育委員会の機能として学校教育に及ぼして来る影響、これは当然にありましよう。けれども、これを私は不当な影響とは考へてはおりん、つまりそういうものとしてその枠の中の教育の自主性というものはやはりある、こういうふうには考へてゐるのであります。で、よく教育というものは、基本法におきましても、教育委員会の法におきましても教育というものは不当の支配を排除して行わるべきものである、こういうことを書いてあります。この場合の、不当の支配とは何か、これは教育

に對してあらゆる支配、あらゆる影響を言つてゐるのであります。法律に根拠せずして、つまり国家の意思に根拠せずしての支配、これを私は不当の支配といつておるのだと思ふ。私は今日この法律によつて守らんとするところの教育の自主性というものは国家の意思によつて法律の規定によつて加えられるところの枠というものは、それは別であります。その枠以外の法律によらざる力が教育に及ぶ、これが私は不当の支配であると思ふ。そういう不当な影響というものはから学校の先生を解放して、法律に定められた枠の中の教育の自由、教育の自主性を持たせる、これがこの法律にいう教育の自主性でありまして、野放し奔放な、法律の規定とかけ離れた自由或いは自主性、こういうものではありませぬ。

○阿具根登君 文部大臣はわざ／＼かけ離れたことを自分で御答弁なさつておると思ふのです。私の自主性と言つては何か自分勝手に憲法から或いはこういう法律からかけ離れて教育を自由にしたいのだ、こういうような論議を進めておるわけではないのです。最初から質問をお考え願へばわかるように、物差がないために却つてこれは逆になるのだということを言つておるわけですね。いわゆる権限のない圧力をあなたがたは残すために、今度は権限のあるものを持つて来ようとしておる。ところが、その権限のある委員会なるものは物差を持つておらなかつて、それが偏向である偏向でないかということは自由であるのだから、そこを福岡、佐賀、長崎等々それ／＼

解釈が違つておるのだから仕方がないやないか、こういうことを言つておられるのです。そうするなら権限のあるこういう圧力をかけられて、それこそ学校の先生の自主性はなくなつてしまふのぢやないか。恐らく私がここで何回言つても、大臣と私の見解は随分離れておるようでありまして、これは並行線だろつと思ひますけれども、私はこれは誰が聞いても誰が見ても、大臣の言われるのが詭弁だと思ひつれないと思つております。

○国務大臣(大達茂雄君) 私が今まで申し上げましたのは、委員会というものの影響が学校の先生に及ぶ、これはつまり法律によるものであつて、法律論的にはそれが教員の或いは教育の自主性を損なうという観念は法律的には成り立たないと思ふ、こういう意味を申し上げたことの説明が少し長過ぎたかと思ひますが、その意味を申し上げるために申し上げたのであります。そこで具体の問題としては、委員会において解釈が違つて、物差というものはこれは法律によつてきまつておりますが、この法律も基くところは教育基本法の八条二項であります。八条二項によつて物差というものはきまつておる、ただ解釈がそれ／＼のこれを取扱う行政機関において解釈が違つておることはこれはあり得る、無論違つておるまいしやう。それだから成るべくこれを余り自分勝手に故意に解釈をしたり、或いは又誰か見て法律の趣旨とは反するやうな解釈が行われることではありませぬ、これは望ましいことではありませぬ。でありますからして、これはできるだけその解釈は、その場合においては統一したほうがいいと思ひます。併し具体的

な事例についてこれが偏向しておるかどうかということの解釈は、それは具体の場合についてはそれ／＼違つてゐるが、私はやむを得ないといひますか、当然であらうと思ひます。それがあるが故に尺度がない、物差がないのだといふことにはならない、又教育委員会といふものが仮に何もそういう意味で口出しをしない場合でも、それ／＼の先生はやはり教育基本法というものはあるのでありますから、自分の職務を行う上での物差としてこの八条二項については独自の解釈をしていなければならんはずであります。こういうことを教えることが基本法の八条二項に違反するかどうかといふことはやはりの自分の責任において解釈すべきであらうと思ひます。その解釈がそれ／＼の場合によつてそれ／＼違つておることは、どうも法律の解釈である限りこれは全然一定するといふことは遺憾ながら私にはあり得ないことであると思ひます。

○委員長(川村松助君) この機会に御りいたします。今労働政務次官からいふ／＼、栗山委員長ともお話があつたやうであります。労働大臣がまだ向うのほうでなか／＼からだ空かなといふ、併し時間がぐん／＼進むので、又これくらい誠意を尽しても向うのほうで来てもらへない事情にありますが、で、差當つて政務次官で御質問を一つ願ひたい、こういうことに御了解願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 労働委員会として政府の労働基本政策に関連して質問をいたしますので、これは労働大臣は今おられますから、政務次官を通じて質問をする以外にないと思ひますけれども、併し労働者の今の所管法律或いは

所管を超えて政府の基本政策に関連して尋ねて参りますので、この点は私は労働大臣が出席されないということについてはこれは極めて遺憾の意を表し、この遺憾の点は恐らく公平に皆さん御納得がゆくと思ふのであります。以下質疑をすることによつてその点も明らかにしたいと思ふのであります。一応労働大臣の不誠意を非難しておきたいと思ひます。

先ずお尋ねをいたしたいことは教育公務員を労働者と考へておられるかどうか、この点を先ずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(安井謙君) 先ずお詫びを申し上げますのは、先ほども申し上げましたように労働大臣は当然出席いたしまして、御答弁に當るべきであります。我々もそのつもりで努力をいたしたのであります。何分にも警察法が衆議院の最終段階へ来ておりました、い／＼／＼のつ引きならぬ場を外せない羽目におりますので、それと代つて誰か政務次官でも行つてやるといふわけにこの職制があつておりましたために、誠に申訳ありませんが、政務次官でできるだけの御答弁を申し上げます。

そこで御質問でございしますが、教育公務員は御存じの通り地方公務員法或いは教育公務員特例法という法律によつて、その身分保障なり規律をやつておりますので、労働三法から教育公務員の身分規制或いは保護をやるというやうな立場に立つておらないことは御承知の通りであらうと存じます。

○吉田法晴君 教育公務員特例法或いは地方公務員法、こういう今直接教育公務員に適用せられております法律か

らいたしまして、これが労働者であるかどうか、こういう問題を尋ねておるのではなくして、日本国憲法の下において、教育公務員はどういう地位のもので考えておられるか、私が引くまでもございませぬけれども、旧労働組合法、言い換えれば戦後の労働体制の中においては労働者と考えられるか、或いは旧労働組合法に、「本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ、賃金、給料其ノ他之ニ準ズル収入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ」としてそのあり方というものが規定されておる、今の労働組合法の第三条は労働者とは云々ということに「賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。」と書いてございまして、地方公務員法或いは教育公務員特例法という直接教育公務員を規定しておる法律ではなくして、今の憲法の下においてどういふ関係において使われておるか、働いておるか、こういう点から考えますならば、教育公務員も広義の労働者であるという点はこれは否定すべくもないと私考するのでありますが、労働省はどのように考えておられるかということであります。

でもそれが国に使われている、或いは地方公共団体に使われている、そういう給料をもらっている、こういう意味においては広義の労働者であるという点はお認めになつたわけですね。

○政府委員(安井謙君) 二十八条にいうところの広義の労働者であることは当然であらうかと思ひます。

○吉田法晴君 次は教職員の職員団体、或いはこれは公務員一般とも関連をすることでありまして、その団体、職員団体と言われているが、職員団体が旧労働組合法上における労働組合である、或いは実質的に現在においても広義の労働組合であるという点は如何でございませうか。

○政府委員(安井謙君) 広義という言葉がまあいへばな意味にとられるかと存じますが、いわゆる労働組合関係法に法規によつて措置される労働者では教育公務員はなからうと存じております。

○政府委員(安井謙君) 憲法二十八条に申しますところの労働者であるという意味におきましては正に教育公務員も労働者であることは間違いないと思ひます。いわゆる十五條その他で言つております一般の労働者というものはおのずから身分上或いは職業上の区分があるもの、こう考えております。

○吉田法晴君 それでは過去において労働組合法上労働者として考えられ、或いは憲法二十八条を引合いに出されましたが、日本国憲法の下において

○政府委員(安井謙君) 国家公務員法の施行まではいよいよ労働組合関係法も非常に関連した部分がたゞさんあつたことは御承知の通りであります。国家公務員法が布かれてからはその身分上の区分が明確に付いておると存じております。

○吉田法晴君 明確に付いておるといふことをお尋ねしておるのではないのであります。直接教職員に教育公務員特例法が適用される、或いは地方公務員として地方公務員法が適用される、これらの点は百も承知であります。実定法上から言いますれば、国家公務員法附則第四条を引合に出しても「職員を主たる構成員とする労働組合」と謳つてある以上、国家公務員法上においても労働組合として認められておるといふことは否定することはできないではないか、こういうことを申し上げておるのであります。

○政府委員(安井謙君) 先ほどもお答え申し上げましたように、労働組合、いわゆる今日言われております労働組合、或いは労働者、労働組合法で保護されている労働者と同じ身分であり職業であるというわけには参るまいと存じます。

○吉田法晴君 労働組合関係法に言う云々という御答弁がございまして、旧労働組合法上においては労働組合であつたという点は御否定になるまいと思ひますが、そのことが一つ。

○吉田法晴君 答弁を伺つておりますと、最近の労働法体系に即応してまあ逃げられようとしたておりますが、それが私の不満とするところであります。憲法上の安井政務次官は労働者という言葉がありました、労働者であらうと、或いは広義の労働者という言葉を呼ばうとも、それが憲法上保障された団結権或いは団体交渉権、これらの憲法に保障された地位確保の権能を如何に守るか、これは憲法上の問題でござい

○政府委員(安井謙君) 先ほどもお答え申し上げましたように、労働組合、いわゆる今日言われております労働組合、或いは労働者、労働組合法で保護されている労働者と同じ身分であり職業であるというわけには参るまいと存じます。

○吉田法晴君 これらの点、少し政務次官今の御答弁で無理かと思ひますが、実定法上こうなつておるからそれは妥当であるということに、もつと大所高所にとつて憲法上保障されておる労働者の権利或いは地位というものは占領終了後如何にあるべきかという点とはもつと考えるべきであつたと思ひます。そういう点について御反省がないようであります。具体的に国家公務員法九十八條或いは百十條であつたかと思ひますが、これに基づきまして政治的な行為の規制が公務員については人事院規則十四の七というもので規制されております。これを一々読み上げることが省略いたしますが、憲法上保障された権利が法律で一応規制され、更に人事院という一

○政府委員(安井謙君) 憲法二十八条に申しますところの労働者であるという意味におきましては正に教育公務員も労働者であることは間違いないと思ひます。いわゆる十五條その他で言つております一般の労働者というものはおのずから身分上或いは職業上の区分があるもの、こう考えております。

○吉田法晴君 それでは過去において労働組合法上労働者として考えられ、或いは憲法二十八条を引合いに出されましたが、日本国憲法の下において

○政府委員(安井謙君) 国家公務員法の施行まではいよいよ労働組合関係法も非常に関連した部分がたゞさんあつたことは御承知の通りであります。国家公務員法が布かれてからはその身分上の区分が明確に付いておると存じております。

○吉田法晴君 明確に付いておるといふことをお尋ねしておるのではないのであります。直接教職員に教育公務員特例法が適用される、或いは地方公務員として地方公務員法が適用される、これらの点は百も承知であります。実定法上から言いますれば、国家公務員法附則第四条を引合に出しても「職員を主たる構成員とする労働組合」と謳つてある以上、国家公務員法上においても労働組合として認められておるといふことは否定することはできないではないか、こういうことを申し上げておるのであります。

○政府委員(安井謙君) 先ほどもお答え申し上げましたように、労働組合、いわゆる今日言われております労働組合、或いは労働者、労働組合法で保護されている労働者と同じ身分であり職業であるというわけには参るまいと存じます。

○政府委員(安井謙君) 憲法二十八条に申しますところの労働者であるという意味におきましては正に教育公務員も労働者であることは間違いないと思ひます。いわゆる十五條その他で言つております一般の労働者というものはおのずから身分上或いは職業上の区分があるもの、こう考えております。

○吉田法晴君 それでは過去において労働組合法上労働者として考えられ、或いは憲法二十八条を引合いに出されましたが、日本国憲法の下において

○政府委員(安井謙君) 国家公務員法の施行まではいよいよ労働組合関係法も非常に関連した部分がたゞさんあつたことは御承知の通りであります。国家公務員法が布かれてからはその身分上の区分が明確に付いておると存じております。

○吉田法晴君 明確に付いておるといふことをお尋ねしておるのではないのであります。直接教職員に教育公務員特例法が適用される、或いは地方公務員として地方公務員法が適用される、これらの点は百も承知であります。実定法上から言いますれば、国家公務員法附則第四条を引合に出しても「職員を主たる構成員とする労働組合」と謳つてある以上、国家公務員法上においても労働組合として認められておるといふことは否定することはできないではないか、こういうことを申し上げておるのであります。

○政府委員(安井謙君) 先ほどもお答え申し上げましたように、労働組合、いわゆる今日言われております労働組合、或いは労働者、労働組合法で保護されている労働者と同じ身分であり職業であるというわけには参るまいと存じます。

つ、これは行政委員会でありまして、行政機関であることに間違いありませんが、その行政委員会の行為によつて或いは一方的に規則制定権によつてか、或いは政治活動の全部が規制、或いは禁止せられるような結果が生れるということについては、これはどのように考えられるか、重ねて承りたいと思います。

○政府委員(安井謙吉) 憲法で申します労働者の権利保護は、これは十分なされなければならぬと思ひますが、教員が公務員であるという立場から又公務員の職責はおのずから憲法によつても又規定されております通りに、その限度において一定の制限が政治活動することに加えられることはこれはやむを得ないことであらうと考えます。

○吉田法晴君 基本的な了解が違つておりますので、大要質問いたしまして満足すべき答弁が与えられないのであります。一応旧労働組合法上、或いは現行法においても、給料をもらうという意味において労働者であり、或いはその地位を守るために団結権が認められておる。或いはそれが職員団体という名称であらうとも団結権が認められておる。そうするならば、その憲法上保障された団結権なり或いは争議権等を含む団体行動権、或いは労働基準その他について理由なしに制限をするわけには参らぬと思ふ。或いはその制限にいたしましても、合理的に、或いは合法的に、或いは合理的に制限する以外にはないのではないか。そこで例えば争議権を国家公務員法、或いは地方公務員法で奪つておられますけれども、それにしてもそれは理由あ

り、或いは合理的な範囲内において初めて可能なことなのであります。で、例えば争議権を奪いましたのは、それは国の事務をやり、或いは地方公共団体の事務をやり、そこで公益性に關連してその制限がなされる。併し、憲法上保障されておる権利、或いは地位を守るべき権利は他の方法でこれをカバーする。こういう制度ができておるはずであります。人事院の或いは勧告権であるとか、或いは救済の方法であるとか、いろいろございしますが、これは御承知の通りでございます。然るに今問題になつておるものは、人事院規則というものによつて行政機関の作ります規則制定権によつて全部の政治的な行動が禁止制限される、こういうことになるならば、これは合憲性の範圍を逸脱するのではないかということ、を具体的に申上げるのであります。安井政務次官から一応御答弁願ひますと共に、他に法制局その他御出席になつておりますならば一つ御答弁を頂きたい。

○政府委員(安井謙吉) 先ほども申し上げましたように、労働者の団結する權利その他につきましては十分尊重いたしますが、教育職員が公務員であるという身分から一定の政治制限を受けるという事はこれはやむを得ない今日の事情だろつと思つております。

○政府委員(林修三君) 今労働政務次官からお答へがございましたように、この公務員というものは一面には労働者でございますが、公務員という特殊な性質から憲法第十五条から申しましては全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではないという考え方が出まされて政治的行為について一定の範圍にお

て制限を受けることは、これは公共の福祉上或いは公益上やむを得ないことだろつと思ひます。問題は結局国家公務員法の百二条におきまして一応の政治的制限を列挙し、なお更に人事院の定める政治的行為をしてはならない、こういうふうに入事院に相当大幅に政治的行為の制限を委任しているという点が或いは問題であらうと存するわけでございます。勿論これは人事院がこういうことをきかれます際には、公共の福祉上要請せられる、或いは公務員の性格上要請せられる範圍を越えてそういう政治的行為を制限すべきものでないことはこれは当然だと思ひます。その範圍にとどまるかと思ひます。又そういう範圍で現在規制されているものと、こういうふうな考えます。

○委員(長(川村松助君) お待ちかねの大臣が見えましたからしつかり御質問して下さい。

○吉田法晴君 質疑の途中でございしましたが、労働大臣がおいでになつたから一言だけ苦言を呈して置きたいと思ふのであります。

私も労働委員としてここに連合審査をいたしているけれども、国の基本的な労働政策に關連して私もこの法案をこれは審議するのが私どもの任務だと思ふのであります。然るにまあ兼職の警察担当の國務大臣として向うにおいでになつたことはわからんこととはございせんが、全然こちらに來ようという意圖が最初になつたかのように感じて私も大変残念に思つておりました。条約の批准の際にもそうでございます。それから委員会においても十分勉強して来たという次官の御説明がございしましたが、私もさうにも

了解いたしておりません。もう少し今の労働政策というもののについて、或いは政府の労働政策一般については、もう少し関心とそれから責任を果して頂きたいことを要望いたします。

今、質問は教育公務員も労働者である、或いはこれは狭義の意味において労働者と言ふことはできないけれども、憲法二十八条によつて団結権の保障された労働者であるという点においては認められまいしやう。それから労働組合という点については国家公務員法附則第四条を引いて、曾つては労働組合法上の労働組合であつたし、それから現在においても職員を主たる構成員とするということになつておるけれども労働組合ではない。こういうところから国家公務員の、言い換へますと國に使われておる公務員或いは労働者或いは地方公共団体に使われておる地方公務員、そういうものも憲法で団結権は保障されておるじやないか。若し法律に任され或いは法律が任せた人事院規則というやうなもので団結権を政治活動にいたしまして、これを全く禁止するといふやうな結果になるならば、それは違憲ではないか、こういう質問をいたしておつたところでありました。

そこで労働大臣にお尋ねをいたしたいのであります。今の団結権を事実上完全に否定するといふことに至るならば、これは憲法の違反ではないか。或いは政治活動の制限については合憲的或いは合理的、合目的でなければならぬが、仮に入事院規則によつたとしたとしても、それが全部団体行動権その他が否定せられるとするならば或いは政治的行為を含めてそれが全部否認される

ということになるならば、事実上政治的活動の余地がなくなるとするならば、それは憲法違反ではないか、こういうことを重ねてお尋ねいたしたいと思います。

○國務大臣(小坂善太郎君) 前段に非常に誤解に基く批判がありましたと思ひますが、それは飽くまでも誤解でございます。私どもも体の許す限り委員会に出席することは当然の義務と考えます。誤解されないようにお願いいたします。

それから只今団結権の問題でございしますが、これはその通りでございします。国家公務員、ここに問題になつております場合は、地方公務員法におきましては五十二条に「職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に關し当該地方公共団体の当局と交渉するため、団体を結成し若しくは結成せず又はこれに加入し若しくは加入しないことができる。」といふことになつております。この職員の場合、学校教職員の場合は、一般の労働組合と違ひます。これは、一般の労働組合法の定めによりますれば、管理者の立場にあるものは組合員となり得ないのであります。が、こうした学校教職員の場合は校長も入つておるやうな点が違ひます。思ふのであります。団体交渉権がないといふことであります。国家公務員におきましても地方公務員におきましても、団体交渉権は現在持つておらないことは御承知の通りであります。ただ政治的行為を許さなければこれは労働組合として成立しないといふお話もございしますが、私もはしばしば申し上げておりますように、労働組

合というものは労働者諸君の団結によりまして、経済的な地位を高める、そういうことが目的でありまして、政治が目的であつてはならぬと、かように考へております。

○吉田法晴君 政治が目的であつてはいかゞ云々という最後の御答弁であります。今挙げましたのは、人事院規則第四条の七というのですか、それを引合いに出して議論しておつたのであります。憲法に一般の国民として或いは政治に参与することができ、或いは公務員をやり得る、いろ／＼な権利が保障されておりますが、それは申すまでもなく国家を構成する主権者としての国民であります。公務員といえども主権者としての国民たる地位は奪うことができない、従つてそれを制限するとしても全くこれを禁止するといふのは、これは憲法違反ではないか、こういうことを申上げておるのであります。従つて例えば勤務時間中であるならば、これは特殊の関係において国のその労働力を提供する或いは特別の権力関係にあつてその限りにおいて忠誠義務がある、こういうことも言い得るかも知れません。併しその範囲外においては全く国民としての権利を奪うものでなければ活動の自由というものは残さるべきではないか。そのことを政治的行為に關する人事院規則と関連してお尋ねしたのであります。

それから団体交渉権はないとおつしやいます。成るほど争議権を背景にいたしました団体交渉権はございませう。併し共同して折衝する権利は公務員法上も残されておるはずであります。従つて団体行動権にいたしまして

も、公務員という特性から制限せられておるその制限の限度は問題になるかも知れませんが、一応制限されるとしても、それを全く奪つてしまふということは、これは団結権を保障いたしましても、組合を作つておつても、その活動が全然でんせんとすることは何にもならないのであります。そういう行動権の制限であるならば、それは団結権の事実上の否認になる。そうして憲法の保障しました団結権の否認ということになるのではないか、こういうことをお尋ねしておるわけでございます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 個人としての政治的行動は、如何なる立場にあつても自由ではないかというお話でございます。政治活動とは一体如何なるものを言ふかということになるかと存じます。まあ国家公務員の場合はこれは国民全体の奉仕者としての立場があり、地方公務員の場合もそのようなことであります。そうした全体の奉仕者としての立場にある者が、国民の租税によつて給与財源を得てそれで政治活動をするということは、これは当然その限度においての制限があるべきものと心得ております。又現行法でもそのようになつております。併し勿論政治的な意見を投票によつて表明する、これはもう当然許されるべきことであります。何か非常に国家公務員の団体交渉権というものがあつたという御意見でございましたが、そのように聞き得る御意見の御開陳もございましたが、いわゆる団体交渉ということの権利はないので、ただ個別的に実情を話す、こういうことはこれはいわゆる団体交渉ということではなからうかというよう

に考へております。

○吉田法晴君 ちよつと今の答弁の中にありました地方公務員も国家全体の奉仕者という御答弁でございましたが、そうでございませうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) そのようには申上げておりませんが、そうしたような建前から来るところの制限がある、こういうふうに申したのであります。

○吉田法晴君 そうしますと、今の地方公務員の場合には、地方公共団体の利益に奉仕する、こういうことに了解してよろしうございませうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 教職公務員の地方公務員の場合には、その行政区域以外における政治活動が現行法では認められております。

○吉田法晴君 それからさつきの団体行動云々という点であります。争議或いは罷業、怠業等を背景にした、いわゆる労働組合上の完全な団体交渉権がないことは私も知つておる。併し国家公務員の場合に、それから地方公務員の場合には更に範囲が広くなりま

すけれども、一応その団体を結成し、組織を通じて代表者を選び或いは労働条件に關して、その他もございませうが、当局と交渉することができるといふのは、法上ちゃんと保障された点であります。それらの意味においての使用

者に対してその勤務条件に關して交渉をする権利はこれは法上保障されておると思ふのであります。如何でございませうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) そうした公務員の性格から来るものでございませうが、いわゆる労働使對等の立場に立つての交渉、そういう考え方はない

と思ふのでございます。例えば団体協約を結ぶ、そういったような団体交渉ではない。

○吉田法晴君 問題は二つあるのであります。先ほど法制局からちよつと御答弁がございましたが、それは労働大臣が来られる前でありませう。憲法に保障された団結権或いはそれに基きます団体行動或いは団体交渉については、その特殊の地位に基く制限はあるとしても、これを全く否定し去るとするならば、それは憲法違反になりはせんか。政治的な行為の場合については人事院規則を引合いに出して、法律に基

きましてどうも行政委員会としての人事院の規則制定権に基いて政治行為が完全に禁止され、それは勤務時間内だけでなしに勤務時間外においても一切について政治行為が制限されるという結果になるならば、これは人事院規則十四条七でそうなつておると私は考へるのであります。若し仮にそうなるとするならば、それは憲法に保障した団結権なり或いはこの基本的な権利に基く団体行動或いは団体交渉の権限等をみずから地位を守るための権能といふものを完全に否定することになつて憲法違反になるのではないか、こういうことをお尋ねしておるのであります。その点について御答弁を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 只今の点は先ほどもお答え申上げたのであります。公務員であるという身分から来るところの当然の制限があると思ふ。勿論投票するとか、そうした政治的意見の表明はこれは当然の権利だと思ひます。

○吉田法晴君 国家公務員でありまし

ようと、地方公務員でありまし

ともその特殊な地位と言われま

すが、その特殊な地位というのは

その特殊な地位と云ふのは、その

権力関係といふことを言われまし

たから、その特殊な地位と云ふ

は、これは行過ぎではないか、或いはこの法律が、二法案が通りますならば、地方公務員の中の教職員は自分の地域においても政治活動その他一切が禁止される、こういうことになるのであります。それは公務員の活動を規制いたします理由とは関係がないのではないか、特殊な地位にあるから、その団体行動権その他が制限せられるとしても、それは國との関係或いは地方公共団体との関係、その特殊な地位によつて制限せられるならば、それ以外まで制限が及ぶとするならば、それは或いは合憲性を失うのではないか、こういうことを申上げておるのであります。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私は権力関係といふ言葉は使わなかつたと存じますが、要するに国家公務員の場合は国民全体の奉仕者である。そうした公務員の奉仕的立場になるという地位から来る当然の制限である、こう申上げておるのであります。今お話のように勤務時間外のものはいいではないかというお話もございませうが、これは勤務時間内であらうと外であらうと、

どうも、地方公務員でありまし

ともその特殊な地位と言われまし

すが、その特殊な地位というのは

その特殊な地位と云ふのは、その

権力関係といふことを言われまし

たから、その特殊な地位と云ふ

は、これは行過ぎではないか、或

いはこの法律が、二法案が通ります

ならば、地方公務員の中の教職員は

そうした公務員の地位というもののについては変化がないわけでありまして、これは同様と心得ております。

○吉田法晴君 全体の奉仕者と言われる公務員の地位は、公務員としての仕事をしておる国との関係においては地方公共団体の関係だけではありませんか。仮にお尋ねをいたしますが、それじゃ勤務時間外であるとも公務員である、こう言われますが、私はそれは考えないのであります。例え公務員が勤務時間外に恋愛をした、或いはランデブーをやつた。これも国家公務員の地位と関係があるから、これはいい悪い、こういうことを判断しようとなさるのではありませんか、或いは教職員の場合にもそういう事例が最近あるようでありまして、労働大臣具体例を挙げましたから一つ御答弁を願います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 恋愛やランデブーを引いてのお話でございますが、こういう問題はいいとか悪いとかいう範疇ではないと思つております。要するに政治活動は公務員の地位から来る当然の制限がある、こういうのであります。やはり時間外でありまして、例えどこの誰が公務員であるということは一般において認識されておると思ひます。時間的差等によつて区別が、質的な差別が生じて来るといふことは言えないと思ひます。

〔委員長退席、文部委員会理事加賀山之雄君着席〕

○田畑金光君 関連いたしますが、公務員の政治活動に關して労働大臣並びにこれは文部大臣にもお尋ねしたいと思ふわけでありまして、只今吉田君の質問しておつた公務員の政治活動の問

題でありますけれども、公務員一般というのではなくして、今論議されておる問題は公立学校における教職員の政治活動の問題だと、こう見るわけでありまして、御承知のように国家公務員或いは地方公務員、即ち教職員を除くその他の一般地方公務員に關しましては、人事院規則或いは地方公務員法に基いて嚴重なる政治活動の制限、むしろ禁止という強い制約があるわけでありまして、併しこのような国家公務員その他の一般公務員に対する制約も戦後の傾向を振り返つて見ますと、だん／＼政治的な条件と共に制約されておる、こういう歴史的な事実を私たちが見るわけでありまして、ところがこのような政治的な条件或いは背景にもかかわらず、公立学校における教職員に對しましては御承知のごとく地方公務員法三十六条の但書によりまして制限的ではありますけれども、政治活動の自由が認められて来たわけでありまして、このことは問題がどういふところに……然らばその他の公務員とこれら地方公務員である教職員との間にこ

ういふ政治活動の自由に関する差別を設けたか、制限があるか、こういうような私は教育職員の公務員としての問題を追究しなければならぬと思つておるわけでありまして、即ち私は教育基本法第一条を見ますと、教育の目的といたしまして「自主的精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」即ち自主精神、批判精神、こういうような思想或いは言論というような精神的な労務を任務とする教職員に對しましては、その当然の仕事の面からして他の公務員と比べれば特殊な取扱ひ方をしなければなら

ん、こういうように私ははいわゆる教育公務員のその任務の特殊性から来て三十六条の但書というものが生まれたんだと、こう見ておるわけでありまして、現実又この教育二法案は審議の過程にあるのであつて、この法律はまだ決定されておられません。通つておりません。従つて現在の段階においては一般公立学校の教職員は三十六条の但書によつて政治活動の自由が認められておる。ところが今の労働大臣の御答弁によりまして公務員という、全体の奉仕者であるというその特殊な職責上政治活動の自由は一切認められていないんだ、こういうようなことを御答弁で

あります。そうならば今まで三十六条の但書を認められていたその自由がどういふわけで直ちにそれを百八十度変えなくちゃならぬのか、ここに私は問題があると思つておるわけでありまして、そういうことを見ても参りましたときに、我がからしましてはこの制限、三十六条の但書の削除というものは現在の自由党内閣の教育政策或いは教育行政の一環として生まれて来ているのだ、或いは言葉を換えてみますと教職員組合の活動そのものをここで大きく抹殺しようとする意図に基くものである、こういうふうな我々には解明せざるを得ないのであります。この点に關しましては私のお尋ねしたいことは、教育職員というものとその他の公務員というものはその仕事の面から本質的に異なる問題があるんだ、この教職員の精神的な労働と申しますか、こういう面から来る当然の要求として三十六条の但書が至当として残されたものだ、こう考へるわけでありまして、この点につ

きまして労働大臣の所見を伺つたおきたいと思ひます。並びに文部大臣の御見解も承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 教職公務員が地域外においては政治行動ができていふことは、これは大体教育者は教育に専念すべきであつて、その地域内においては教育活動ができないといふのであれば、他地域にまで行つて政治活動に専念するといふこともあるまいと、こう考へておつたのであります。が、そういうことがありとすれば、それは教育という立場から見まして、それは国家公務員と同様な立場において制限すべきものである、こういうふうに思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 教育公務員の場合におきましては、その公務員の内容である教育といふものは国家的性格を持つておる。その点におきまして国家公務員たる教育職員の公務員との間に何らの差違は認められない、そしてこの政治活動の制限の規定によつて立つての政治活動の制限することによつてその公務員のそれ／＼が担当しておる公務の適正な運用といふことを確保するにある、かように考へます。その意味におきましてこれを公務の適正なる運用を確保するといふことであれば、その公務の内容が国家的性格を持つておるにおいて国家公務員たる教職員の場合と何ら区別する理由がないのでありますから、これを国家公務員並みの政治活動の制限をする同列に捉えよう、こういう趣旨であります。

○田畑金光君 労働大臣の御答弁は誠に不可解なと申しますか、不真面目な答弁だ、こう考へるわけでありまして、一体地方公務員法の制定当時の精神が

そういうような全く単純極まる考へ方で以て三十六条の但書というものが残されたのかどうか、こういうような私は問題を考へましたときに労働大臣の頭と申しますか、認識の程度というものを誠にこれはお粗末過ぎると思はざるを得ないのであります。そういう筆法で参りますならば、一般の労働組合の政治活動についてもまあかね／＼労働大臣が言うように、或いは極左の偏向を示しておるとか、こと／＼にそういうような今日の労働組合活動におきましてあらゆる職場の問題が政治に繋がつておる政治的な解決をみなければ職場の問題が処理されない、こういうような状況にありまるときに、経済活動或いは経済的な条件の改善、こういうような問題を否定する精神にも繋がつて来ようと思つたのであります。こういうことでは今日の労働政策が行われてゐる、或いは行われようとしてゐるということは、非常に残念なことだと考へるわけでありまして、一体、もう一度お尋ねしますが、労働大臣は成るほど所管は教育行政でないけれども、少くとも労働大臣ともあるう教養のある人が教育行政の、教育公務員の特殊性と申しますか特殊な性格、こういうふうなものは御理解が行くはずと思ふのであります。私はやはり三十六条の但書のこの精神というものは教育基本法に基いて教育に携わつてゐる教職員に對するその仕事の特殊性から来る条文であり規定であると思へるわけでありまして、この点について一度労働大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 余り端的にお答えいたしましたのでお粗末な答弁で

あつたかも知れませんが、そう思われ
たらその点はお詫び申し上げますが、突
は私は三十六条の但書を作つた者であ
ります、私はあの修正をいたします
ときに、そういうことで党内をまと
め、その修正に同意させた者でありま
すから、その点率直に申上げた次第で
あります。

なお教育関係の責任という点につ
てのお話がございましたが、教育基本
法の第六条に、「法律に定める学校
は、公の性質をもつものであつて、国
又は地方公共団体の外、法律に定める法
人のみが、これを設置することができ
る。」とございますが、二項におきま
して、「法律に定める学校の教員は、
全体の奉仕者であつて、自己の使命を
自覚し、」云々と、なお教育公務員特
例法の第一条にも「この法律は、教育
を通じて国民全体に奉仕する教育公務
員の職務とその責任の特殊性に基き、」
云々とございまして、こうした教育と
いうものは非常に国家的性格と申しま
すか、公共に奉仕する性質が強いので
あると、こう考えております。なお勞
働条件の改善ということがすべて政治
問題の解決、政治的解決によらなけれ
ばできないという御意向であります、
私はその点に關しましては、尊敬する
田畑委員に對して見解を異にするので
あります。私はすべて政治的な主義主
張、いわゆるイデオロギーのみによつ
て経済問題が解決するとは考えていな
いのです。又一定の与えられた条件の
下において如何にすれば経済条件を改
善することができるかということも、
地道な積み上げた努力によつて解決す
る、かような見解を持つております。
○吉田法曹君 先ほど労働大臣は、自

己の属する地方公共団体以外のところ
では活動はやらんはずと思つておつ
た、ところがやるようなことがあるか
ら云々というようなお話です。ところ
が問題はそういうことではなくて、或
いはそういう精神で労働大臣は、個人
小坂善太郎氏は、議員として地方公務
員法の改正に参画されたか知りませ
んが、法制的に考えますれば、法体系か
ら考えますならば、憲法上保障された
団結権或いはその他の権能を制限する
としても、これは合憲的或いは合目的
でなければならん。その特殊の地位に
基いて制限をするということ、国家
公務員なり或いは地方公務員法上の制
限がなされたと思ふのでありますが、
それは例えば、今の教職員の問題につ
いて言えば、これはその可否は別問題
にして、教育の上でこの特定の政党を
支持し、又は反対するための政治教育
その他の政治活動をしてはならん、こ
ういうことから、その子供に對する影
響が、その属する地方公共団体の範圍
内であるならば、そういう虞れがある
として、私は制限したものじやないか
と思ふのです。本来この地方公務員
は、その属しておる地方公共団体であ
ろうと、或いはその他の点であらう
と、本来地方公務員には政治活動は一
切禁止すべきである、こういう考え方
でやられたんであらう。それは、その権
能は認めるべきでない、こういうこと
で、若し地方公務員法の修正がなされ
たとするならば、それこそ憲法に保障
する権能を全く奪うもので、私はその
考え方は憲法違反的な考え方だと言わ
ざるを得ないと思ふ。そこでまあ関連
をして、先ほどお尋ねをしておつたの
であります、国家公務員法であらう

うと或いは地方公務員法であらうと、
それによつて公務員の政治活動が規制
されるとしても、すでに人事院規則の
五項の、各項目に、「公職の選挙にお
いて、特定の候補者を支持し又はこれ
に反対してはならん、或いは最高裁
判所の裁判官の任命に關する国民審査
に際し、特定の裁判官を支持し又はこ
れに反対すること。」をしてはならん、
そういう政治的な目的を持つた活動は
これを許さん、こういう制限も附する
ことは、これは国家公務員にも関連
します。それからこの法律が通れば、
地方公務員も適用されて来る結果にな
るわけであり、そうなりますとい
うと、政治活動というものは一切でき
ない、こういうことになつて、憲法に
保障された権限が、権利が完全に奪わ
れることになるのではない、か、こ
うお尋ねをして参つたのであります。
重ねて御答弁を願ひたいと思ひます。
○國務大臣(小坂善太郎君) 教育者の
立場といふは、その基本といふもの
は、教育基本法に示されておしま
す。これは先ほど読み上げましたよう
に第六條二項において、全体の奉仕者
である、而も教育公務員法においても
そのことは明記されておる。こういう
立場からいたしまして、全体の奉仕者
としての立場から、この教育者といふ
ものは、政治活動といふものに専念す
べきものでないといふことは当然であ
ると思ふのであります。三十六條の二
項といふものは、そうした教育者の本
分に悖るような政治活動がなされない
であらうという前提と期待の下に書か
れたものであります、どうもそう
いうような懸念がありとすれば、これ
は改正しなければならん、こういうふ

うなことであります。
○田畑金光君 先ほどの労働大臣の御
答弁であります、非常にこれは重要
な問題だと思ふわけであり、三十
六條の但書は私が作つたのであつて、
党内をまとめるためにこういう文句に
したのだ、こういうわけであり、
併しそれは成るほど自由党内部を
まとめるために、当時労働大臣は何を
やつておられたか、私は知りません、
けれども、とにかく自由党をまとめるた
めにそのような一時的な、何と申しま
すか、非常に理窟に合わないようなこと
で以てまとめられたかも知れません。
併し一旦三十六條但書が地方公務員法
の法律として、条文として生きて来た
以上は、当然にその三十六條但書とい
うものは地方公務員の中に占める公立
学校の教職員の地位、身分或いは職
責、こういうような客観的な基準によ
つて解釈が下さるべきだと考えるわけ
であります。又そのような客観性の下
に、客観的な見通しの下に、初めて三
十六條の但書が生きて来るものと私
たちは考えるわけであり、成るほど
その立法された當時におきまして
は、自由党内部におけるいわゆる党
略のためと申します、党を守るため
にそのような作為がなされたにいたし
ましても、併しそれは客観的な或いは
普遍的な法律精神に照るものでは断
じてないはずであります。そういうよ
うなことが自由党内部によつて但書
を入れた、だからして今度はそれ
を削除するんだということになつて参
りますと、今回の削除自体も党略のた
めに行われておるとしか我々は解釈で
きんわけであり、殊に先ほど来、
教育公務員特例法第一条であります

か、或いは又教育基本法をお読みにな
つて、教員は全体の奉仕者である、こ
ういふような観点から直ちに教職員の
政治活動は一切制限禁止しなければなら
ん、こういうお話であります、全
体の奉仕者であるが故に、直ちに政治
活動を禁止しなければならん、こ
ういふような理論は飛躍だと思ひます。そ
ういふような理論は出て来んと思ひま
す。事実問題として、仮に教職員とい
うものが比較的に穩健である、言葉が
悪いかも知れませんが或いは極端に申
しますと、自由党内部での政策に對
して、比較的に好意的であつたが、こ
ういふような、若し教職員団体の活動
があつたとするならば、こ
ういふような特別立法といふものは期待されな
かつたであらうと思ふわけであり、結
局結局のところは、自由党内部の政策に
教職員組合が批判を加えて来た、或
いは自由党内部の政策に對して必ずしも
好意的でなかつた、こ
ういふようなことが今回の特別立法の基本的な精神に
なつておると、これは常識として見て
いるわけであり、そういうような
ことを、世の常識を、先ほどの労働大
臣の御発言はまさにみずから裏切して
いる、こ
ういふ結果になつておると私は
見るわけであり、小坂労働大臣に
してはちよつと言葉が足りなかつ
たと思ふわけであり、若しそ
うだとするならば、まず、今回のこの
特例法といふものは、党略のため
以外の何物でもない、教職員活動を政
治的な面において制限することによつ
て、自由党内部の政策を、その露骨に現れたものがこの立
法である、我々は解釈するわけであり
ますが、労働大臣並びに文部大臣の所

見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 大分誤解をしていらつしやるようであります。が、私の申し上げたのは、この三十六条の但書というものは、覚をまとめるためにしたのではなくて、先ほど吉田委員にお答えしましたように、教育者の本分に倣はざる活動がなされるというこの期待の下に、こういう但書を置いたのであります。こういうこととで当時の地方公務員法の一部改正というものをまとめる、こういうことに努力をいたした、何も私一人でやつたという意味ではございません、私もそれに参画した、こういう意味で申し上げたのであります。決してこれを覚略に使おうということには考へたことにはございません。私も今申し上げましたような、本分に倣はざる活動を期待したので、併しそういうことに對する期待を裏切る虞れありとすれば、これは改正しなければならぬ、こういうこととでございます。

○國務大臣(大連茂雄君) 公立学校の先生が地方公務員という形式の身分を持つておる、この点は争う余地のないところであります。併し教育職員であるという点において、その職務と責任において特殊性があるという点は、地方公務員自身が認めておるところでありまして、五十七条において、その観点から、教育公務員については別の特例法によつて規制をする、こういうことを規定しておるのであります。それに基いて教育公務員特例法というものではできておる。この教育公務員特例法というものは、地方公務員たる教職員について他の地方公務員と違つた取扱ひをするというだけの意味ではあ

りません。国家公務員たる教職員組合も併せて、この教育公務員特例法は両者を併せて規制しておるのであります。それに併せて見ましても、身分は地方公務員であるけれども、その職務と責任の特殊性において国家公務員たる教職員と同列に置かれておる。これは先ほどからいふ、ありましたが、その点からこれは明らかであると思ふのであります。でありますからして、その分限その他について現に国家公務員と同様に取扱はれておる面がこの教育公務員特例法には規定してあるものであります。この場合に、その同じ見地から政治行為の制限というものを国家公務員と同様に取扱う、こういうふうに考へたのであります。それはその教育公務員の公務の内容である教育の特殊性から考へ、その適正なる運用を期待するためにしたことでありまして、これは覚略によつてそういうことをしたというふうなことは、全く根拠のない御非難であらうと思ひます。

○田畑金光君 文部大臣に相関連してお尋ねいたしますが、成るほど教育公務員特例法は、国家公務員も地方公務員も含めて、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修等、いわゆる人事その他の技術的な諸条件について規定されておる立法であります。併しなから、今論議されておる政治活動の問題というものは、これは地方の公立学校教職員の一つの権限と申しますか、或いは又基本的な権利、こういうようなものと、こう見るわけでありまして、而も政治活動の自由については、制限的でありますけれども、政治活動については地方公務員という一般

法において規定されておる、一般法によつて権利というものが保障されておる、こういうように私は考へると思ふのであります。もう一方国家公務員に關しましては、御承知のように、国家公務員法によつて政治活動についても明確に制限をし或いは禁止をされておるわけでありまして、こういうふうに見て参りますと、教育公務員特例法が国家公務員も地方公務員も含めて人事その他の技術的な諸条件について規定をして、この特別立法によつて地方公務員法に規定された教職員の權利を制限するということは、立法の形式からいひましてもおかしいのではないかと、殊に一般法によつて認められた諸權利を、特別法によつてこれを制限或いは禁止するということは、よく戦時においてとられたような立法形式であり、或いは又よく言われておるナチスの法体系等におきましてよく見受けられたところでありまして、こういうふうなことはこの法の体裁或いは形式から見ましても私はおかしいのではないかと申す。国家公務員につきましては、国家公務員法によつて立派に政治活動の制限禁止は謳われておる。地方公務員法によつて公立学校の教職員の政治活動については、三十六条の但書があるわけですが、教育公務員特例法が国家公務員も地方公務員も両者を含めておるから、教育公務員法の適用によつて教職員のあらゆる市民としての政治活動の自由すらも制限して行こうとするのは、これはどうも我々としては我々としては納得が行かんわけでありまして、こういうような点を見れば、この形式から見ましても、政治体系から見ましても、私たちがいたし

ましては、三十六条但書が制定されたあの精神からいつた場合に、先ほど申し上げましたように、この今回の提案というものは、今回の特別法の制定意図というものは、ひたすら教職員組合活動に對する制限圧迫の意図以外の何物でもないと思ひます。この点に關しまして、文部大臣のお考え方を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大連茂雄君) 現在公務員たる地位を持つその身分を持つ者に対しては、政治行為の制限は、これは国家公務員と地方公務員とを問はず、その考え方は現行法の採用しておるところであります。ただその制限の内容が地方公務員の場合と国家公務員の場合と違ふ。或いは制限をする地域的な差別がある。或いは又それに対する罰則の規定がない、こういう違いであります。でありますからして、このことが教員の個人的權利を制限するといふ見地から甚だ不適当なものである、或いは又更に進んで憲法の趣旨に副わないものであるといふことにつきましても、私はそれは思ひませんけれども、併し仮にそういう議論があるとしても、これはすでに現行法がそういう点についての立法をしておるのであります。これは現行法についての問題であらうと、こういうふうには私は思ひません。そこで教育公務員特例法というもののによつて、教育公務員であるといふ見地から、国家公務員である者に対して、地方公務員である者に対して、同一の規定を以て規制をしておるのであります。従来は……従来といひますか、現行制度においては、政治行為の制限については、これは別々に、

地方公務員として制限をする、国家公務員として制限をする、これは別々な方法をとつております。この法案は、これを改めて国家公務員と同一にしうと、こういう趣旨の法律案であります。それは教育といふものの、その公務の内容である教育の特殊性、この見地からこれを一緒にしよう、というので特例法の一部を改正するわけでございます。私どもが法的に考へれば、別に法体系を案とて、これが非常に理論に反しておるといふことは考へておりません。これに對するお考え、御批判は勝手でありましてけれども、どう見てもこれは特殊な自由党の党利党略から来るものである、こういうふうにお考へになればそれまでであります。それは少くともこの法律の上からは何もそういう問題は起り得ないものであります。これはそういうふうな僻んでお考へになれば、それまでのことであります。

○吉田法晴君 ところで、現行法上ではこうだ、それから教育者は全体の奉仕者であるから云々と、こういう御答弁であります。その議論に入ります前に、労働大臣に、或いは内閣の労働政策の担当者として、国家公務員法が二・一ストに關連するマ書簡によつて出て来たことは、これは承知をいたしておりますが、諍和発効後、占領というものになつて、そこで労働大臣としては考へ直すべきではなかつたか或いは考へるところがなかつたか、国家公務員法或いはそれに基きます人事院規則によつて政治活動を完全に禁止するような結果になるとすれば、それは合理的な範圍を逸脱しておるのではないかと、或いは国家公務員或いは公共企業

体、或いは地方公企労法或いは国家の現業関係の公務員、それから地方公務員、いろいろ分れておりますが、更にその中に、ここに地方公務員の中から教職員というものが国家公務員と同様の取扱を受けようとしておる、それは国家公務員が違憲的な取扱を受けおる範囲内に入ろうとしておるのであるが、それについて労働大臣としてはどう考へておるか、或いはこれを合憲的な範囲内に引直して労働法体系というものを整備する考へはないか、こういうことをお尋ねをしておつたのであります。重ねて御答弁を頂きたいと思ひます。

それからもう一つ、先ほどから、教育はこれは公の性質を持つておる、或いは教職員は全体の奉仕者である云々と言われますが、そこでそれと身分の問題と関連をしておりますが、私はそれは飛躍だと思ふ。教育基本法の第六条の学校教育の項に、第二項には成るほど「全体の奉仕者であつて、」云々と書いてございまして、第六条は全体として学校教育の性質であります。これは公の性質を持つておるものであつて、「国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することが出来る。」というところで、教育が公の性質を持つておるから、その教育機関である学校は国又は地方公共団体のほか法律に定める法人以外にはこれを設置することができない、こういう点が明確にしてあるのであつて、或いは第八条の政治教育にいたしましても、それは第一項が主文でありまして、「必要な政治的教養は、」云々と書いてございまして、それはその第一項が主であつて、第二項はその運用のため

に特定の政党を支持し又はこれに反する政治教育を行なつてはならない。それから第十條の中からも国民全体に對し直接に責任を負うという言葉をそれだけをとつて論議せられますけれども、教育が不当な支配に服するものとあつてはならぬというのがこれが主文である。意味するところはこれは前文なり或いは第一條に書いてありますように、従来の教育が或いは軍国主義に基く教育であつたり、或いは一方的な權威主義的な國家に基いて中央集權的な國家教育行政が行われたりする、それに対する保障というものをこの中に謳おうというのが教育基本法の基本精神でなければならぬと思ふ。従つて全体の奉仕者というものはそれは教育の性質からして國又は地方公共団体が主体としてやるということであり、或いは全体の奉仕者云々というものは國又は地方公共団体というものは全体という意味だと思ふ。

【委員長代理加賀山之雄君退席、委員長着席】

そして今後教育が軍国主義的な或いは權威主義的な教育が行われてはならぬという保障のためにこれらの条文が設けられておると思ふのであります。が、条文の中の片言隻句を捉えて來て、教育が公共的な性質を持つておる、こういうことから教職員の身分も國家公務員でなければならぬというのは、これは飛躍でなければ、ためにするこれは措置であつて、若しこの本案のごとくにしますならば、それは國民全体の奉仕者であるということから、教育公務員を國家公務員並に取扱う、或いは國家權力が直接身分上においては及び得る体制を整えようとするものであつて、それは教育基本法が防止しようとする軍国主義的な或いは權威主義的な教育を防止するのじやなくて、これをやろうとする体系を身分上において作るものではないか、かように考へるのであります。その点について大違文部大臣の答弁を求めたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 公務員であれば、國家公務員であつても、地方公務員であつても、これは全部に對する奉仕者である、この觀念は兩者に通ずるものであると思ひます。ただその場合に全部というものが國家公務員であれば國民全部である、こういうふうには私は解をしております。又地方公務員であれば、これは原則としてその地域社會を形成して居る住民の全部、こういうふうには構成者である人の全部に對する奉仕者である、こういうふうには私は解をしております。この場合において、教育の場合はそれが地方公務員でありまして、その奉仕する對象である全部というものは、これは國民の全部、この点が他の地方公務員と著しく違ふ点であると思ひます。それが教育公務員特例法において「教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、この特例法を作るといふことを謳つてあり、特例法の第一條においてその点を國民全体に對して責任を負うてなざるべきものである」といふ点からこの特例法を作つておるのだという意味のことが書いてあります。この点が極めて明確であると思ひます。その点は他の地方公務員とは著しく違ふ、で、その見地から國家公務員と地方公務員たる兩者に對して、兩方に合せて共通な規定が設けられておる、これが特例法であ

らうと思ひます。そこでこの場合においても、やはり特例法のその趣旨に基きまして、従來は地方公務員たる教職員というものは他の地方公務員と同じ制限の下に立つておつたのであるけれども、今度はこれを國家公務員と同じところに持つて參る、兩者に共通して適用される条文は教育公務員特例法にはたくさん書いてあるものであります。それと同じ意味で兩者を同じ立場に立たせる、こういう意味であります。ただその場合には特に教育公務員特例法に制限の内容を書かなくても、現に國家公務員たる教職員に對して課せられておる制限の内容をそのまま同じように地方公務員たる教職員に對する制限としようとするのでありますから、この法律案におきましてはただ國家公務員の例によるということをつたつたのであります。これは立法技術上の問題でございまして、ただ多少誤解なきつておる点がありはしないかと思ふのは、この政治行為の制限について國家公務員と同等な扱いをするということは地方公務員たる教職員を國家公務員の身分にするところという意味ではありませぬ。身分は依然として地方公務員でありまして、ただそれに対する政治行為の制限を同様にする、こういうことでありますから、身分をこの政治行為の制限を同一にすることから同時にこれを國家公務員という身分に持つて來るといふことであれば、これはお話のように飛躍であらうと思ひます。併しこれはそういう意味でない点は御了承を頂きたいのです。従つて仰せられるようにこれをすることによつて國家の統制、國家權力の統制というものが地方公務員たる教職員に及ぶ、そういう危險はあ

り得ないのであります。これは行政的な監督その他の權限を國家機關に委ねるものではありません。ただ一定の行為の制限をしてその違反があつた場合に、これが罰則を以て規制せられる、つまり裁判所の問題になるということでありまして、國家の行政的な權力がこの法案を通じて地方公務員たる教職員の上に課せられる、こういう懸念はないものと考えます。

○吉田法晴君 労働大臣の御答弁を……

○國務大臣(小坂善太郎君) 國家公務員法の規定というものはその第一條にございまして「國家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準を確立し、職員がその職務の遂行に當り、最大の能率を發揮し得るよう、民主的な方法で、選拔され、且つ、指導すべきことを定め、以て國民に對し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする」と目的に明らかでありますように、全体の奉仕者としての國家公務員の定めでありまして、私はこれを改正するといふような考へは持つておりません。なお教育基本法第六條二項について述べましたが、これを片言隻句と仰せられました、私はそのように考へておりませんので、お挙げになりました第六條一項にありますが、に、「公の性質をもつもの」である。而も第二項に定めますように全体の奉仕者である。そういう性格から来る政治行為の制限はあらうというこゝを申し上げたのであります。なお第八條、第九條におきましても、そのような教育の中立性という規定があるものでございまして、只今文部大臣からもお話のごとくに、これを以て或

らうと思ひます。そこでこの場合においても、やはり特例法のその趣旨に基きまして、従來は地方公務員たる教職員というものは他の地方公務員と同じ制限の下に立つておつたのであるけれども、今度はこれを國家公務員と同じところに持つて參る、兩者に共通して適用される条文は教育公務員特例法にはたくさん書いてあるものであります。それと同じ意味で兩者を同じ立場に立たせる、こういう意味であります。ただその場合には特に教育公務員特例法に制限の内容を書かなくても、現に國家公務員たる教職員に對して課せられておる制限の内容をそのまま同じように地方公務員たる教職員に對する制限としようとするのでありますから、この法律案におきましてはただ國家公務員の例によるということをつたつたのであります。これは立法技術上の問題でございまして、ただ多少誤解なきつておる点がありはしないかと思ふのは、この政治行為の制限について國家公務員と同等な扱いをするということは地方公務員たる教職員を國家公務員の身分にするところという意味ではありませぬ。身分は依然として地方公務員でありまして、ただそれに対する政治行為の制限を同様にする、こういうことでありますから、身分をこの政治行為の制限を同一にすることから同時にこれを國家公務員という身分に持つて來るといふことであれば、これはお話のように飛躍であらうと思ひます。併しこれはそういう意味でない点は御了承を頂きたいのです。従つて仰せられるようにこれをすることによつて國家の統制、國家權力の統制というものが地方公務員たる教職員に及ぶ、そういう危險はあ

いは軍国主義教育をなすことではないかというように誤解は全然当らないことと考へております。さう御了承願います。

○吉田法晴君 労働大臣の答弁の中に大事な点が落ちておりましたが、憲法上保障されておる諸権利、それからそれを国家公務員については国家公務員法によつて制限をされる。併しそれは合理的に或いは合理的に制限されること以外には許されないのではないかと、講和条約発効後再検討すべきではないか、つたか、特に人事院規則十四条の七によつて政治行動が完全に禁止されるといふようなことになつておるとするならば、それは合憲性が人事院規則について争はるべき段階になつてゐるのではないかと、或いは国家公務員としても公企労法関係、或いは現業関係、それから地方公務員、地方の現業関係、或いは地方公務員法上規制されておる労働者、それから地方公務員の中で一般の地方公務員と今又教職員は、義務教育学校の職員はこの法律によつて国家公務員と同様に規制を受けようとしておる。これらの中に混乱があり、これを一貫したものがないのでありますが、それらの点について憲法に遡つて労働大臣として検討すべき意図はないかというところをお尋ねしたことに御答弁を願ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私は国家公務員法を讀み上げましたのは、国家公務員のそうした職責上こうした政治的な行為の制限というものは当然にあるべきものである、こう考へておるという趣旨を申上げたのであります。勿論検討の結果さういふ結論を得たわけ

あります。

○吉田法晴君 国の全般の労働政策或いは労働法の体系の全部に亘つて検討をする意図がない、こういうことで良心の片影さえもございせんので、これから先は争つてもしようがないので、どこかで公務員を含みます労働関係について再検討の意図があるというところでありますが、そういう最小限の良心さえもないことを大變残念に思ひます。だからこそこの委員会、この連合審査に臨まれる態度等について遺憾の点があつたのだと私は遺憾の意を表して先に進みたいと思ひます。

それから私たちが文部大臣が身分の点について法律がこれを国家公務員にする、こういう場合に誤解をしておるかも知らんが、そういう誤解でありましたが、そういう誤解を私もいたしてはおけません。ただ或いは教育という教育公務員の職務の特殊性から或いは憲法上の諸権利が制限されるにしても、それは合理的に或いは憲法の目指してあります合理的に従つてのみ制限せらるべきではなからうか、これは教育公務員にのみ限つた問題ではないので、先ほど来閣議をいたします他の公務員なり或いは労働者も引くるめて例に挙げたものであります。問題は教育公務員の場合に限つたといひましたし、法文によりますと国家公務員の「例による」という言葉が書いてござ

います。或いは準用するといふのと同じ意味なのか、或いは少くとも国家公務員法を全体そのまゝ適用する、こういうことになつておるのではありません。間違つておつたら御訂正を願ひたいと思つてますが、私はさうに解釈する、さうすると成るほど教育の仕事は

これは公の性質を持つておるとしましても、身分は地方公務員であり、それからその政治的な活動は地方公務員法三十六条によつて自分の所屬する地方公共団体以外の地域においてはこれが許されておる、然るにそれが教育は公の性質を持つておる、或いは国の仕事である、こういう制限でございまして、そのことによつて教職員の政治活動というものを国家公務員並びに全く同じように規制をするといひます。ならば、それは国家公務員と同じ地位に法上立つことになり得ます。従つて従来教育行政を地方の事務とした。これはまあ地方自治法或いは教育委員会法に貫かれております精神であります。そういうものがこれは疑はれるではないか、そういう例を挙げられましては、例えども、例えば罰則を適用するといひましたし、その罰則が先ほど来汚職事件に關連して言われましたように、文部省なら文部省の方針、解釈といったものも地方教育委員会等に如何なる程度にしろやはり方向を与えて参ります。さうするとその国家公務員法或いはこれに基きます人事院規則等に違反するものについて罰則が適用される云々、こういうことになつて事実上教育の中央集権化が行われるのではないかと、或いは法体系をさういふ国家的な、地方自治を認めないで全体的な中央集権的な、或いは国家主義的なものの中にもかまいませんけれども、そういう規制になるのではありませんか、こういうことをお尋ねしたのであります。それが教育基本法の十條その他に書いてございまして根本原理に矛盾する結果になつてはないか、こういうお伺ひをしたのであります。

これは公の性質を持つておるとしましても、身分は地方公務員であり、それからその政治的な活動は地方公務員法三十六条によつて自分の所屬する地方公共団体以外の地域においてはこれが許されておる、然るにそれが教育は公の性質を持つておる、或いは国の仕事である、こういう制限でございまして、そのことによつて教職員の政治活動というものを国家公務員並びに全く同じように規制をするといひます。ならば、それは国家公務員と同じ地位に法上立つことになり得ます。従つて従来教育行政を地方の事務とした。これはまあ地方自治法或いは教育委員会法に貫かれております精神であります。そういうものがこれは疑はれるではないか、そういう例を挙げられましては、例えども、例えば罰則を適用するといひましたし、その罰則が先ほど来汚職事件に關連して言われましたように、文部省なら文部省の方針、解釈といったものも地方教育委員会等に如何なる程度にしろやはり方向を与えて参ります。さうするとその国家公務員法或いはこれに基きます人事院規則等に違反するものについて罰則が適用される云々、こういうことになつて事実上教育の中央集権化が行われるのではないかと、或いは法体系をさういふ国家的な、地方自治を認めないで全体的な中央集権的な、或いは国家主義的なものの中にもかまいませんけれども、そういう規制になるのではありませんか、こういうことをお尋ねしたのであります。それが教育基本法の十條その他に書いてございまして根本原理に矛盾する結果になつてはないか、こういうお伺ひをしたのであります。

○國務大臣(大連茂雄君) 国家公務員の例によるという書き方でありまして、これは現在国家公務員に対して課せられておる国家公務員法の法律の規定、それからそれに基いておるところの人事院規則、この内容がそのまま適用せられるということになるのであります。併しそれだけではないに、「例による」ということは私どもの解するところでは、かような用例は、将来国家公務員に關係をしてこの人事院規則が改正が行われるとか、或いは非常に程度が緩和されるとかいうようなことの改正が行われる場合があり得ると考へて、そういう場合には自動的にそれに右へならえて行つて行く、その点において準用するといふようなことと違つておるのであります。要するにこの法律案の趣旨とするところは国家公務員と同じ政治行動の制限、つまりそれに関する限りは同じ立場に立たせる、こういうことでありまして、現実の政治行動の制限といふものをこれは当然課せられることにはなりますが、重点がそのほうにあるのではなくて、国家公務員と同じ立場に立たせる、こういう点にこの法律案の趣旨があるのではありません。従つて将来国家公務員について改正されれば自然にこれも一緒に内容が變つて来る、こういう立場であります。そこで政治行動の制限といふものが一体憲法の規定から見てもすでに議論のあるところである。かようなことを従来地方公務員として地域的な關係、限局されて制限されておる、又罰則もあつた。さういふものを国家公務員並みにするといふことは一足踏みで、その必要はないか、こういう御趣旨のようになつておるが、併

○國務大臣(大連茂雄君) 国家公務員の例によるという書き方でありまして、これは現在国家公務員に対して課せられておる国家公務員法の法律の規定、それからそれに基いておるところの人事院規則、この内容がそのまま適用せられるということになるのであります。併しそれだけではないに、「例による」ということは私どもの解するところでは、かような用例は、将来国家公務員に關係をしてこの人事院規則が改正が行われるとか、或いは非常に程度が緩和されるとかいうようなことの改正が行われる場合があり得ると考へて、そういう場合には自動的にそれに右へならえて行つて行く、その点において準用するといふようなことと違つておるのであります。要するにこの法律案の趣旨とするところは国家公務員と同じ政治行動の制限、つまりそれに関する限りは同じ立場に立たせる、こういうことでありまして、現実の政治行動の制限といふものをこれは当然課せられることにはなりますが、重点がそのほうにあるのではなくて、国家公務員と同じ立場に立たせる、こういう点にこの法律案の趣旨があるのではありません。従つて将来国家公務員について改正されれば自然にこれも一緒に内容が變つて来る、こういう立場であります。そこで政治行動の制限といふものが一体憲法の規定から見てもすでに議論のあるところである。かようなことを従来地方公務員として地域的な關係、限局されて制限されておる、又罰則もあつた。さういふものを国家公務員並みにするといふことは一足踏みで、その必要はないか、こういう御趣旨のようになつておるが、併

し一体、この憲法に定めてあるところの基本的な人権と申しますか、自由といふものを或る程度制限をする、さういふことは一体何のためにさういふことをするかという、これは公務員といふものが適正に行われる、さういふことが何よりも大切である。これは公共の安寧福祉の上からいつて欠くべからざることであるから、その公務の適正な運営といふことを期するためには余儀なくさういふ政治行動の制限をしなればならない、さういふ根拠に立つておると私は思ふのであります。そこで地方公務員法の第三十六條の第五項であります、この法律の上ではつぎに書いてある。「本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものである」といふ趣旨において解釈され、及び運用されなければならぬ。」つまりこれは地方公務員でありますから、一般的に地方行政団体の行政であります。その公正な運営を確保する、つまりその公務を公正に運営するといふためには政治的中立の立場に立たせなければならぬ、それがために政治行動の制限をしなければならぬ、さういふ考へ方に立脚しておると思ふのであります。国家公務員の場合においてもやはりこれは法文に明文はありませんけれども、やはり同様の趣旨において政治行動の制限がされておる。これは極めて明瞭でありまして、人事院總裁が發表されておる運営に關する文書におきまして、その点を先ほど労働大臣がお説きになつたが、その点を採上げて書いておられるのであります。そこでそ

し一体、この憲法に定めてあるところの基本的な人権と申しますか、自由といふものを或る程度制限をする、さういふことは一体何のためにさういふことをするかという、これは公務員といふものが適正に行われる、さういふことが何よりも大切である。これは公共の安寧福祉の上からいつて欠くべからざることであるから、その公務の適正な運営といふことを期するためには余儀なくさういふ政治行動の制限をしなればならない、さういふ根拠に立つておると私は思ふのであります。そこで地方公務員法の第三十六條の第五項であります、この法律の上ではつぎに書いてある。「本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものである」といふ趣旨において解釈され、及び運用されなければならぬ。」つまりこれは地方公務員でありますから、一般的に地方行政団体の行政であります。その公正な運営を確保する、つまりその公務を公正に運営するといふためには政治的中立の立場に立たせなければならぬ、それがために政治行動の制限をしなければならぬ、さういふ考へ方に立脚しておると思ふのであります。国家公務員の場合においてもやはりこれは法文に明文はありませんけれども、やはり同様の趣旨において政治行動の制限がされておる。これは極めて明瞭でありまして、人事院總裁が發表されておる運営に關する文書におきまして、その点を先ほど労働大臣がお説きになつたが、その点を採上げて書いておられるのであります。そこでそ

ういうものであるとすれば、政治行為の制限をするという根拠がそういうものであるとすれば、それによつて適正な保障されんとする公務員というものが対象でなければならぬ。その場合に公務員というものを対象として、その適正な運営というものを期待するわけでありますから、その制限をどういふふうにするべきかという点について見れば、そこで地方公務員たる教員と公務員たる公務、それから国家公務員たる教職員の扱いと公務であるところの教育、この間には全然区別はないのであります。これは先ほどから申上げたのであるが、そこでこの政治行為の制限によつて保障せんとする公務の内容が同一の性格を持ち、同一の性質を持つておるのでありますから、その適正なる運営を期待するための政治行為の制限というのは、両者同一であることが私は至当であると思うのであります。

そこで国家公務員に課せられる現在の政治行為の制限が非常に苛酷であるかどうか、これは暫らく別論であります。併し観念としてはその保障せんとする公務が同一であるならば、その保障せんとする手段も又同じようにすることが私は理の当然であると思うのであります。その意味においてこの法律案を出したのであります、只今仰せられますように、これは要するにこれをせば各人がそれによつてその行為をみずから自衛して規制をするわけであります。そして違反があれば、これは検察の問題であり、裁判所の問題であります、この間国家の統制がこの関係において及ぶものではないといふことは先ほど申上げた通りであり

ます。

○吉田法晴君 公務の適正ということを書けました、その点はこれは地方公務員であると国家公務員であると問はず、公務であるといふことはこれは公務の任務或いはそれが近代的な労働関係でありましよう、労働の提供或いは消費であるという基本的な点であると思ひます。これはそうであるといふことを認めますが、公務といふものが或いは団結権その他憲法に保障された憲法上の権利を制限するとしても、それが規制の事由でなければならぬやないか、こういうことを先ほどから申上げ、そしてその公務といふならば、その公務を提供する、労働を提供するその範囲内の問題ではないか。従つて勤務時間以外について、これを先ほどからランデブーの話をしましたけれども、労働以外の自由を拘束するのと同じように政治活動を制限するのは、これは何もかにもとにかく禁止するといふことになるし、そしてこれは曾つての武士、侍なら侍を職様が使つてゐるときに、その全身分を買つておると同じ感じじやないか、こういうことを申上げたのであります。それからその公務という範囲内で一般国家公務員が国の公務をやる場合と、それから教職員が教育をやる、公務をやる、こういう場合にはそれは違ひじやないか。従つてその制限の場合にもその性格に従つて違ひすべきじやないか、こういうことを申上げたのであります。

あなたは教育という点で、教育公務員の中の国家公務員と、地方公務員と同じ教育をやつてゐるのだから云々、こういうお話でありました。ところがそれについては私は同じ性質のもので

あらうとも、一応義務教育についてはこれを地方にやらせる。地方自治と関連して地方教育委員会等もありまうが、中央集権的にやらなかつたところに教育基本法の精神があるのじやないか、或いは軍国主義的な、或いは国家主義的なと申しますか、そういう教育がなかつた根本があるのじやないか。それを同じ立場に立たせるといふことで、同じ法律の下に、同じ規制の下にこれを政治活動の制限の立場に立たせるならば、それは結果において大體国家的な規制をなす結果になるのじやないか、こういう質問をいたしましたのであります。押し問答をしても仕方がありませんが、それについて御答弁を頂きますと共に、もつと技術的な点についてお尋ねをいたしたいのであります。これは労働大臣双方にお尋ねをしたいのであります。

国家公務員の場合に、その争議権その他を制限することが封建的であるかどうかといふ基本的な問題もありますけれども、一応人事院を置いて、そして国家公務員の利益保障の機能をそこでとつてあると思う。ところが地方公務員である教育公務員に対して、国家公務員法を適用するとして、如何なる利益保障を与えようとするのか。国家公務員の場合に争議権その他を剥奪、或いは制限する代りに与えられた利益保障の機能を、教育公務員である地方公務員にどういふ利益保障を与えようとするか、これを一つ承わりたいと思ひます。

それから地方公務員について、或いは人事院規則の一部を適用したり或いは適用しなかつたり、そういう結果になることは、これは御承知であると思ひます。

うのであります、こういう法律の規定の仕方です。そういうアンバランスがでることに、片方については一般の地方公務員については、地方公務員法に基いて若干の利益保障の機能が残されておる。それを教育公務員の場合には全く奪つてしまふ。そういうアンバランスができる。而も教育公務員と一般の国家公務員との間には差が出て参ります。そういうものもこれは要当であると考えられますか。そして地方公務員にこれはなされようとする利益保障の機能、これは憲法の団結権なり、或いはその他の自分の地位の保全のための権利に関連する問題でございまして、どのようになさるうとするのか、一つ承わりたいと思ひます。

○國務大臣(大藏茂雄君) これは先ほど私が或いは言葉が足らなかつたかも知れませんが、公務の適正な運営を保障すると、こういう意味は、いわゆる勤務時間、公務の執行それ自身についてこの政治行為の制限を絡ましておるといふ意味ではありません。先ほど申し上げました地公法の三十六条の末項に規定してありますように、それは個人的なその職員の政治的中立性を保障することによつてその地方団体の行政の公正なる運営を確保しよう、同時に又その利益を保護しよう。つまり職員が非常に政治に没頭するといふような強い政治的立場を個々の職員がとるといふことは、自然にその担当する公務が全体の奉仕といふことから外れて来て、政党に偏したといふようなことをやる危険がそこに生ずる。同時に又上の人が送ればそれは非常に政治的にどつちの政党に偏してゐるからといふようなことで今度は通に首を切られるとい

うような危険が又起る。そこでそういうことのないように職員自身の個人的な立場を政治的に中立にするそのことによつてその担当する公務の適正なる運営を期する。同時に又そのことによつてその職員としての地位、身分の安定を図ろう、こういうのがこの政治行為の制限の点であります。従つて勤務時間とかそういう問題は直接この場合には起らない、こういうふうには思ひます。まあこれのいい悪いは別であります、規定の趣旨はさうであらうと私は思ひます。

それから地方公務員たる教職員を国家公務員と同様な政治行為の規制をするといふことは、先ほど申上げたように決してその身分を国家公務員に移動させるということではないのでありますから、地方公務員としての身分その他の利益の保障の点につきましては、これはこれが国家公務員並みの政治行為の制限を受けましても、その点は何らの関係はないのであります。○吉田法晴君 三十六条の五項を繰返して讀上げられましたが、それはその第一項等に関連して、例えば知事が内閣が選つたら自由党の選挙運動をやる、或いは部長も職員も自由党のあれをやる、それから今度は又内閣が選つて社会党が天下をとつたら社会党の党色に染つてやる、こういうものを抜くために五項といふのが作つてある、私はそうだと思ふ。この五項の制限は第一項なり第二項なりの運用のこれは注意規定として五項といふものができたと思ふのであります、而もなお第二項において政治活動が自己の属する地方公共団体以外の所、或る場合には区といつたようなものも挙げられておりま

すが、そういう所でなし得るというところとは、これは一項なり或いは五項に關係なしに、本来許されております國民としての政治活動をこの程度には許す、こういう私は規定だと思つておりますが、その点はまあそこで押問答して争つておつても仕方がないのです、後段の身分は、これは国家公務員になるとは誰も言つておりません。併し国家公務員と同じ政治活動を制限される、これは間違いないと思う。或いは団体行動というそれはまあ正式の意味の十分な団体行動権じやないと言われませんが、それも合せて国家公務員並みになつて参ります。その場合に国家公務員に与えられておる人事院による利益保障の機能に該當するものが公立の義務教育学校の教職員についてはどういふ場合に利益保障の機能或いは機能方法をおとりになりますか、こういう質問をいたしましたに対しては何ら御答弁がなかつたようであります。重ねて御答弁を願います。

○國務大臣(大達茂雄君) 私はこの規定は制限を強めるから従つてそれを利益を与えるほうの關係を考へ、利益を非常に与えるから制限を強めていい、こういう關係を持つものではないので、先ほどから申し上げましたようにひとえに公務の適正を期するための規定であらうと思ひます。公務員たる者の利益とか、そういう問題とはこれは別個の問題であらうかと思ひます。国家公務員につきましても、これは私はよく知りませんが、併しまあ同盟罷業とかそういうことはできない。その代りに人事院というものがあつてその利益の維持改善には努めておるはずのものである。それから地方公務員に

つきましてもこれは身分の保障その他につきましてもはやそういう規定が設けられてある。だからストをする或いは団体交渉をするという權利を奪うから、それだから代つてその利益を保障するやうな人事院というものの機能というものがそこに現れて来る、こういうことは成るほどあります。併しそれとこれとは別問題であると思ひます。これは公務の適正を期するための規定でありまして、この制限が課せられるから今度は何らかの利益が与えられなければバランスがとれない、そういうものでは私はないのじやないかと思ひます。

○吉田法晴君 その点は問題になると思ひますが、又文部委員会等でも御論議を願うと思ひますので、問題を残しながら先へ進めたいと思ひます。

国家公務員の例によつてということ、国家公務員に對して規定せられた法律或いは人事院規則等がこの法律によりますと教職員に適用せられる結果、こういう事態が起つて参ります

が、これはどういふ場合に解釈せられますか。これは国家公務員の政治行為に關連いたします人事院規則十四の七、これがこの法律によりますと教職員にも適用せられるということになります、そうなること政治的行為に關する人事院規則の六項の四号或いは十二号等に關連をいたして参りますが、六項四号によりますと「政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払ふこと」ができないと、こういうことになります。そうすると教育公務員は政治的目的をもつて金品を国家公務員に与え又は支払ふことはできないが、地方公務員に与える

ことはこれは差支えない、かような結果になると思ふのでありますが、そういうことをお認めになりますかどうか。それから十二号のほうは「政治的目的を有する文書又は圖面を国の庁舎、施設等に掲示し又は掲示せしめその他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用せしめること」これは許されないけれども、地方公共団体の庁舎、施設等に掲示させることは許される、さうになるかと思ふのでありますが、これは簡単に国家公務員の例によつて、こういう規定を置きました一つの結果であります、が、さういふふうな結果をお認めになるか、或いはそれについて矛盾を感じられないか。これはこの条文の規定の仕方が事態をあいまいにして政府の責任を回避しようとするのか、或いは國民なり、国会なりを騙そうとする目的も含まれておるかと思ふのであります、これらの点について御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 別に國民を騙そうというふうなことはありませ

ん。このお示しになりました人事院規則の、これは政治行為の十二号でございしますが、「政治的目的を有する文書又は圖面を国の庁舎、施設等に掲示し又は掲示せしめその他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用せしめること」或るほどこれは国家公務員について規定せられておることあります。実は申し上げました、この点については、地方公務員が国家公務員と同様な政治制限を受ける場合に、この国の庁舎、施設等に掲示をしたり、させたりということも、

やはり禁止せらるべきで、さういふふうな種類の行為が禁止せられるならば、やはり国の庁舎等についてもこれは禁止すべきものだと思います。ただ地方公務員という身分もあることですし、地方公共団体の施設等についてもやはり禁止するの、かやうな十二号というふうな行為の禁止というものが現在定められてゐる限りは、地方公共団体の庁舎、建物等を使うという場合も併せて禁止するのが適當じやないか、さういふふうな案は考えたわけでありまして、特例法を立案する場合に、その意味の規定を、それに應ずるやうな規定を設けて、政府部内における關係方面との調整をしたわけでありまして、その時に、これは内輪話にもなりますが、併しこれはすでにさういふ質問について人事院總裁からもお答えになつておりますが、當時これは、いわば非常に瑣末と言つちや悪いのですけれども、本筋というよりも、まあ利用する庁舎等の範圍の問題でありまして、これは国家公務員のほうの側から見ても、国の庁舎ということだけ

でなしに、地方公共団体の公共の施設とい

うやうなものをさういふことに利用するといふことは面白くない。だからさういふ点は人事院のほうで適當に改正をしてよろしいし又さういふ意味で検討しよう、さういふ案は話があつて、極めて事務的な、法律がござつたから、さういふことで、あとで是正するやうな方法をとつたらどうかといふことが実は内輪でありまして、それでこの点はこのままで法律案として出したのであります。御指摘のさういふ実情であります、私は今申し上げましたように、地方公務員としては、

当然これは地方公共団体の建物だけに限らるべきもので、国の庁舎等について言はるべきものでない、さういふふうには考へておりません。従つてこれが地方公務員たる教職員の場合に適用されましても、私は不合理ではないと思ひます。従つて矛盾を生ずるさういふふうには考へておりませんけれども、足りないと思ひます、地方公共団体の施設をさういふふうに使つ場合も併せて規定したほうがより適當であらうと思ひます。地方の公務員であるから、国の庁舎にはさういふことに利用していい、さういふふうには私は思ひません。例えば日教組の諸君が文部省に坐り込んで文部省のそこら中みなビラを貼ります、ああいうことはやめてもらいたい、さう思つております。でありますから、その点でやはり同じやうに四号の「政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払ふこと」これが地方公務員にさういふ字が入るといふことは、これと同様にお考えを置きたいと思ひます。

○吉田法晴君 問題はただ行政罰とい

いますか、懲戒罰を加えるとか何とかいう問題じやなくて、刑罰問題でしよう。それを国の庁舎には貼つてよろしいけれど、各地方公共団体の庁舎に貼つて悪いといふのはどうかと思ふ。まあ御答弁によりますと、地方公務員としての教職員の場合には、地方のものに貼つてはいかん。国のものに貼つていいかどうかは、これはバランス上から言へば、国のほうにも貼つてはいかんじやないか、さういふ御答弁だつたのであります。法文が国家公務員の例によつてということになると、これは政治

的行為に關します人事院規則の十四の七ということになれば、私が言いましたように国の庁舎には貼つてはいかん、併し地方の庁舎には貼つてよろしい、これが法文のそのまゝの読み方であり、併し、そういう勝手な解釈はできません。併し、それから又それはそういう工合に訂正されるかも知らん。人事院によつて訂正される、そういう簡単なものではないと思う。なお、これはそういう規則で、人事院規則でこれが国家公務員法第百十條によつて、九十八條或いは百二條の違反として三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する、こういういわばこれは罪刑の規定です。いわばこれが犯罪構成要件になつて、これに違反する者は三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處せられる、こういう法律によらない規則によつて刑罰を科することができ。こういうことは、これはまさに罪刑法定主義の違反だと思ふ。国会がきめない、法律によらないで処罰を科する。而も例えは出されております教育公務員特例法の一部を改正する法律案によつて、国家公務員の例による。而もその国家公務員の例として取扱われておる政治的行為の規制に關する人事院規則は、或いは大達文部大臣の意見によつて變えるかも知らん。若し變えたとするならば、これはこの法律によつて、途中の法律の改正は事実上人事院によつて改正がなされるわけであり、これはこれ大問題だと思ふ。そういうことは憲法の下において或いは民主主義的な法体系の下で、刑罰体制の下で許されるかと考へになつてゐるのですか、お伺ひいたします。

○國務大臣(大達茂雄君) この例によつて、この形式はいわゆる法であつて法律というものではないと思つておられます。殊にこの点は現在の国家公務員法に規定してその法律の委任によつて人事院規則ができておるものでありますからして、法律的には法律と同じ効果を持ち、効力を持つものと私は考へておりますから、その点罪刑法定主義云々の問題は少くとも法理上はその問題の生ずる余地はないものと思ひます。

○吉田法晴君 大達文部大臣の罪刑法定主義の理解を聞いておられるのであります。法制局はおられますか。この法律によらずして処罰せられることは、法律によらずして処罰せられることは、その法律というものは大達文部大臣が言われるように法が委任した政令であるとかいふ問題ではない、國民主權の觀念からいつて、國民の代表である国会が、言ひ換えれば國民がきめた罪でなければそれ以外に処罰されることではない、こういうのが罪刑法定主義です。法制局一つ部長が来ておりなさるが、一つ御教示願ひたいと思ふのであります。政令や或いは行政權の一方的な意思によつて罪がきまる、かような罪刑法定主義理論はこれは明治時代にはあつたかも知れませんが、帝國憲法の下にはあつたかも知れませんが、少くとも日本國憲法の下においては、ないと思ふのであります。一つ……

○國務大臣(大達茂雄君) ちよつとお聞き落しになつてゐるかと思ひますから、もう一度申し上げます。私は法律に根據を有する限りその犯罪行為を規定する形式が、政令であつても人事院規則であつてもこれは罪刑法定主義の觀念にそむくものではない、こういう意味のことを申し上げたのであります。合せ

て国家公務員法においては法律によつてこれを人事院規則に委ねておるのであります。従つてこれは法律がきめておると同じであり、國民の意思によつてきよな法律ができておるのであります。でありますからして、これは立法府においてそういうふうにおきめになつた。でありますから、これが若し法理上許すべからざるものであるといふふうなことであれば勿論のことでありますが、不適当であればこれはこの人事院規則に對する授權をやりかえて法律を改正して、法律自身が規律すればいいことであるが、私は法律が委任すればその効力というものは法律が規定したと同じであるといふふうな解釈しております。

○政府委員(野木新一君) 罪刑法定主義でございますが、どういふ行為が犯罪であるか、及びその犯罪に對してどういふ刑罰が科せられるかといふことについて法理上明らかになつておることとを要するといふことが罪刑法定主義であると思ひますが、併し法律でその構成要件の一部を政令なり規則に譲るということも罪刑法定主義に反するものではございません。現に国家公務員法の今問題になつております百二條の「政治的行為の制限」、その場所も政治的行為の内容を人事院規則に委ね、これに違反した場合に罰則はあつた法律自体で規定しておるのでございまして、これが果して妥当かどうかという議論は或いはあるかも知れませんが、直ちに罪刑法定主義に反する、だから違憲になるという議論は出て来ないのじやないかと思ひます。

○吉田法晴君 法制局の野木部長から罪刑法定主義の解釈を伺つたのであります。併し、どうも幾ら法制局が最近政府の機關として法律の解釈に詭弁を弄するようになったとしても、今のような詭弁を聞こうとは思ひません。罪刑法定主義の中に罪の構成要件はつきり法律にきめなければならん。國民が自分できめるという点は、これは明らかだと思ふのです。或るは百二條には「政令又は政治的目的のため」云々と書いてございします。一応そこに包括的な概念として「政治的目的のため」云々といふのが出てはおります。そしてその百二條の違反の罰則を百十條に掲げられておりますけれども、併し問題にしておる人事院規則ではその政治的目的の中身を書いておるのであります。具体的に先ほど例を挙げましたが、或いは庁舎を國の庁舎であるか或いは地方の公共団体の庁舎であるか、それに文書、圖画を貼る、貼らん、或いは政治的目的を以て金品を國家公務員が地方公務員に提供するかどうか、こういう問題をいわば構成要件の内容をここに人事院規則を以て定めたことは間違ひなからう。それを構成要件であるかないか、こういう政令によつて人事院規則によつて構成要件をきめることが罪刑法定主義に合うかどうか、こういう議論をしておるときに、若し大達文部大臣のように法律が根據があるならばそれを政令に委ねよう、或いは行政機關の一方的な判斷に任せよう、それは任せる根據が法文にあるならば、それでよろしいという議論を若し敷衍されるならば、これは人事院規則を待つまでもなく、文部省でこれは規則がそうなつておられませんか、仮に政令に任せられるような法の規定があるならば、文部省でこういう

ものは処罰するのだ、三年以下或いは十万円以下の罰金に処し得るのだという規定をしても或い通牒を出しても、或いはここで言明をしてもそれで処罰できるという罪刑法定主義に反する結果ができることは明らかであります。

問題は人事院規則が構成要件を定めておるか、明らかに犯罪の構成要件を規定するかどうか、国家公務員法百十条との関連において構成要件になるや、ならんというのですか。

○政府委員(林修三君) 只今の法制局の第二部長からお答えいたしました通り、罪刑法定主義という建前は、これは刑罰を科する、刑罰規定が法律に基いて定められるということの要請であると思ひます。従つて構成要件の一部が政令なり法律に基いて政令なり規則或いは条例に譲られるということは、これは今までの立法でも相当ある事例でございます。又憲法では七十三条で罰則を政令に譲ることも実は認めております。これは法律の委任に基いて政令に譲ることも認めております。従ひまして、法律の委任に基いて罰則が政令或いは省令で規定されておる例もこれはあるわけでございます。そういう意味におきまして、法律に基いて刑罰規定が定められる、これが憲法の罪刑法定主義の要請するところである。かように考へておるわけであります。只今お話をございました百二条第一項は、要するに政治的行為というものの内容を人事院の規則の定めるところに譲つておるわけでありまして、そういう人事院の規則の定めるところに譲つておる規定は十万円以下の罰金に処する。この百十条はこれは処罰規定であります。

す。その構成要件は百二条できまつてゐる。百二条におきましてはその一部を政治行為の内容を規則に譲つてゐる。これは罪刑法定主義の要請に反するものとは考へておらないのであります。

○吉田法晴君 ちよつと今憲法上の規定を探してあるのでありますが、罪刑法定主義の解釈は、刑罰の中身を国民の代表である国会が定めるのでなければそれ以外で処罰されないという建前があることは間違ひがないと思ひますが、百二条によつて一応規定するとして、その実質的な中身を人事院規則に任せおる場合に、人事院規則十四の七ですか、その第五項のあれが百十条との関係においては構成要件になるという点はお認めになつたと思ひます。その構成要件が法律によらなければならんという建前は、これもお認めになつたと思ひます。そうすると、実質的に構成要件を人事院規則で定めた、こういう規定の仕方が合憲的であると申しますか、罪刑法定主義から考へて好ましいとお考へになるかどうか、それを先ず承わりたい。

○政府委員(林修三君) 憲法で罪刑法定主義を直接規定しておりますのは、第三十一条だと思ひます。「何人も、法律の定める手続によらなければ、刑罰を科せられない。」ということだと思ひます。で、これは法律の定める手続、ですから、まあ従つて法律に基いて定められるということでございます。今の国家公務員法百十条の刑罰規定をやつておるわけでありまして、その構成要件は同時に百二条で定めておるわけでありまして、百二条ではその構成要件の一部を人事院の定めるところに譲つておる。従ひまして、委任の範囲が広い、狭いという問題はこれはございませう。又極めて広汎な委任は、俗に言われまふブランクチェック・デリゲーションという問題につきましては、これは憲法上の問題がありましよう。やはり或る程度ここまでは政治的行為ということに制限して、そうして人事院規則に譲つてゐるわけでありまして、立法政策上の妥当論、不妥当論は、これはおのの御覧になるかたの御批判の余地はあつておるわけであります。これを以て罪刑法定主義に反するということにはならないというふうに考へております。

○吉田法晴君 私どもの了解いたしました罪刑法定主義は、法律が任せれば政令でも或いは行政行為でも構成要件を定め得るということではないと思ひます。その機会に譲ることになります。

もう一つ、先ほど大達文部大臣が言われた国家公務員の例によるというこの法律の結果、国の庁舎には貼つてはいかんけれども、地方公共団体の庁舎には貼つてよろしいという結果になる。従つて、人事院規則を改正することと望んで、これは人事院規則の改正が行われるかも知れん、或いは恐らくこれは行われるであらうというお話だろつと思ひます。そういう行政権の問題、行政機関の意思によつて人事院規則も拡大せられる。そうしてこの国家公務員法百十条の処罰要件が拡大せられるという、処罰の対象が拡大されるということが起るうとしてゐるのであります。こういう事態に對して、本来の罪刑法定主義の精神から考へてそれが望ましいかどうか。若しそういうことをいたしましたならば完全に大達文部大臣の言われるように、行政機関が処罰の要件を作つて、或いは刑罰法を實質的に作つて行く、こういう結果に出て罪刑法定主義が根本的に覆えされることは明らかだと思ひます。なおこれらの大達文部大臣の発言を憲法の下において許されるかどうか、一つ法制局から御答弁を願ひたい。

○政府委員(林修三君) これはおのの法律の定めるところによりまして、そういう実は処罰規定の内容を、構成要件の規定が政令以下に譲られてゐるものは、その法律に基きまして或いは政令に譲られる、或いは省令に譲られる、或いは規則に譲られるという事はこれはあり得るわけであります。従つて、これを以て直ちに罪刑法定主義に反するということは言えないということを上上げたのであります。

今の国家公務員法の場合にはこれは人事院の定めるところに譲つたわけでありまして、人事院は勿論御承知のように相當獨立性を持つた行政機関でありますから、人事院規則は人事院の總裁初め人事官三人の合議で定められるものでございまして、この合議体において人事院規則が定められる。従つてその改正も同様な手続でなされなければならぬ。そういう手続でなされる人事院規則に刑罰規定も一部の構成要件を譲つたことがいかうかという事はこれは問題でございまして、これはそういうふうな国家公務員法百二条に基いて譲られてゐるのでございまして、改正は結局人事院の決定によつて行ふ。これは人事院が相當獨立性を持つてゐる關係から申しまして、必ずしも内閣の

要請とか何とかということでは直ちに人事院のなさるものではないと思ひます。これは人事院の御見解によつてこれが改正をなされるかも知れない、こういうことだと思ひます。或いは勿論そういう希望は行政府のほうから申上げることはこれはあると思ひますが、人事院は人事院の立場でこの規則の改正をなさる、こういう筋道だろつと思ひます。それからかういふ例はほかの法律にもたくさんあるのでございまして、御承知の労働基準法でございまして、労働基準法等も労働基準法の施行規則に、或いは労働安全衛生規則に実は相當広汎な委任をいたしております。従つてそういう労働安全衛生規則の違反については殆んど省令に委任されてゐる。なお省令に對する違反規定を法律で定めてゐるという例はいろいろな法でたくさんあるわけでありまして、刑罰法規の構成要件を省令、政令に譲つたという例はこれ他にもあるわけでありまして、その範圍が果して妥當かどうかということとはこれは立法論の問題だと、かように考へます。

○國務大臣(大達茂雄君) 先ほどから御発言の中に非常に私が申したことを感違ひをしておられるところがありまして、この点を申上げて置きます。私は法律の委任あれば行政処分或いは行政機関の個々の行為で定めても差支えない、そういうようなことは全然申上げたつもりはありませんし、そういうことを考へておりません。甚だしきに至つては、この席で答弁されてそれがきまるというのを言われまうが、さうな氣持は毛頭ありません。これはお聞き違ひであります。私はこれは罪刑法定主義の法という字があり

ますから、これは法律に根拠がなければならぬけれども、それを具体的に規定するものは必ずしも法律という形式をとらなくてもいいが、法であればいいのです。法律の委任がある限り、法律に基礎を持つ限りはそれでいいはずだ。こういうことを申上げたのであつて、つまり法規でなければならぬ、ノルムでなければならぬということを上上げたのでありますが、行政機関の個々の場合における行政処分、行政行為によつて罪の構成要件が定められる、そういうふうなことは申上げたのじやありませんから、それは誤解のないようにして頂きたいと思ひます。

○吉田法晴君 誤解と言われますが、罪刑法定主義というのは私は国会がきめた法律、こういう意味だと思ひのであります。それをあなたはノルムであれば法律であらうと政令であらうと或いはそれが行政行為であらうと、行政行為という意味は例えば政令にしてもそうです。政令をきめる、それはノルムであることには間違ひありません。間違ひありませんが、行政機関が一方的に判定するノルムであることも間違ひない、そういう意味において個々の行政行為であるか、或いは政令その他のノルムをきめる行為であるか、これは私は今言つてゐるわけじやない、若し国会がきめる法律でなくては行政機関がきめるノルムであるならばそれも法である、こう言われるならば罪刑法定主義の精神は壊れてしまふ、そうして政令に任せられる或いは人事院規則に任せられる或いは人事院の構成からいいますならば、人事院指令とか或いはもつとノルムがあつたと思ひのであります、そういうものでもこれはよろ

しい、こういうことになると思ひのであります。従つて或いは政令がその次の、政令の次はちよつと忘れましたが（笑聲）文部省令であるとか行政行為で以て紙に書いたノルムであるならばそれでいいと、それはあなたはここで言われるけれども、ここで言われたそのままであればノルムにならん、併し家に帰つて省議を開いてその通りにする、こういうことであればそれがノルムになるのです。そういうことにならぬから、それは罪刑法定主義の根本理念を壊してしまふじやないか、こういうことを言つたのであります。

○國務大臣（大達茂雄君） 私は法律に根拠がなければいけないということ、これははつきり申上げたのであります。勝手に法律というものに根拠を持たずに、法律というものは国会が定める法律、この法律に根拠を持たないで罪をきめるということ、これは当然できないことであります。いわんや個々の行政処分、省議が決定すれば省議で以て罪をきめる、こういうことは法律が委任するはずなければ、さうなことがあり得るはずはありません。私はそういう意味のことを申上げたのじやないのです。法律が委任したの場合にいふゆる法規を以て、政令とか省令とか条例とか、そういう法規に委任するのでありますから、その法規の形を以て法律の委任に基いて定められる場合には、その法律的效果は法律できめたと同じことであると思ひから罪刑法定主義に反するものではないと思ひ。こう言つたのでございまして、省議できめればそれで……。

○吉田法晴君 ノルムができる……。○國務大臣（大達茂雄君） そのノルムという意味はあなたの言われる意味とは違ふのです。法規という意味です。ですから、そういう意味とお考へになるならば、これはもう一つそういうことではないということをはつきり御確認願ひたいと思ひます。一体罪刑法定主義というものは国民がどういうことをすれば罰せられるのか、わからない、それからそういうことをやつても一体どのくらい程度の罪に落ちるか、それもわからない、こういうことがあつてはならぬと思ひます。つまり大岡裁判とか、戦争裁判みたいな一体これをやつたら罪になるかならないか、吟味をして又裁判にかけると、どの程度の罪になるかわからずにやられる、これが罪刑法定主義でないというものであります。とにかく一般に罪になる内容がはつきりと公示せられて、それは法律の罪にするのでありますから法律の根拠が要りますよ、法律の形式を以て公示せられ、そしてその罰の内容もはつきりする、これが私は罪刑法定主義の精神であらうと思ひます。ここで以て答弁をしたからどうとか、省議を開けばそれで法律の委任さへすればできるとか、そういうようなことを申上げたのじやありませんから、その点はくれぐれも誤解のないようにして頂きたい。

○吉田法晴君 行政権の行為でノルムをきめるならばそれが法律の範囲内にあると、こう言われるから、それでは行政権の一方的な行為によつて罪刑がきめられるじやないか、こういうことを申上げておるのではありません。その問題はまあこれは議論になりますし、もつと時間をとりますので（議論にはならない、偏向教育の内容がわからないよ）と呼ぶ者あり）他にお願ひをすることにして、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案に関連してその点をもう少し聞きたいと思ひますが、私どもは、私もでもなくても誰でもそうだろうと思ひますが、第三条によつてどういふ行為が処罰されるかというところは今の大達文部大臣のお言葉の通りこれはわからぬ、そこが一番問題のあるところと思ひのであります。人事院規則とか或いは政令等で処罰がなされるかどうか、これは人事院規則なんというものはこれは初めて私も読んだのですが、国民の大部分は殆んど知りません。同じような、国民に明らかにならぬ点が中立性確保に関する法律案の第三条にございしますが、その詳しいことはほかからも御質問があると思ひますから要点だけ二、三御質問申上げたいと思ひのであります。一番問題になりました点で明らかでなかつた点の一つここで明らかにして頂きたいと思ひのであります。衆議院文部、労働両委員会の連合委員会の席上多賀谷君から大達文部大臣に質問をいたしましたして、「特定の政党その他の政治団体（以下特定政党という）から」と全部特定の政党の中には政治団体というものが入ると思ひのであります。日教組がこの政治団体に入るから入らぬのか、その点ははつきり一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣（大達茂雄君） 具体的の場合について特定の団体が政治団体であるかどうか、この個々の場合について判断をする、こういうことはこの問題であれば結局裁判所の問題であります、併しその点については、私は私の文部大臣という立場でその点を断定的に申上げる立場ではありません。衆議院その他に出ました話は、日教組というものが実質的にはこれは私どもの常識では政治団体である、政治団体と何ら異なるところのないものである、更に進んで政党とも紛らわしい政治集団であると思ひ、こういうことは申上げました。

○吉田法晴君 その言われることは速記録を見ればわかります。例えばそのときに大達文部大臣は「こういう実態を言つたのであつて、何もこの法律を日教組に適用するのだと私は言うのではないのです。そこは誤解のないようにして頂きたい。」と、これに対して多賀谷君は「それは「この第三条の政治団体とは、日教組は含まないのだ、そういう意味を言つたのではないで、政治的発言をしたのだ、こういう意味に了承して、次の質問に移りたい」と、こう言ひてございしますが、今の御答弁からいいたしましても結局これは裁判所が判断する、ところが実態は文部大臣が見るところでは政治団体に近いものであります。「日教組はその実質においてほとんど政治団体と違ふところはない」云々と書いてございしますが、この法律の解釈として大達文部大臣は法案の立案者としてこれを政治団体の中に一応入れて解釈されるのか、或いは多賀谷君の言われるように含まない、こういう解釈をされるのか、その点をはつきり承わりたい。

○國務大臣（大達茂雄君） 衆議院において答弁いたしましたことにつきましては、私の記憶によればその場合は、

ここに、「政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長」云々、こういう字を入れたということが、日教組を政治団体として、それを対象にしてそういう意味で立案したわけではない、こういうことを言つたつもりであります。

そこで、併しながらこの法律には、政治的団体というものを、政治団体という字句を使つておりません。私も抽象的の概念としては政治団体というこの解釈をこの法律を提出した限り持たなければならぬと思ひます。これは政治資金規正法によりまして、「政党とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体という。」というふうになつてゐるようであります。それから政治資金規正法に「協会その他の団体」という言葉が使つてあり、これを私も政治的団体と言ひますが、こういうことを本来の目的とするという団体でなく、つまり政党ではなくて、政党以外の団体で政治上の主義、施策を支持、反対、公職の候補者を推薦、支持、反対する目的を有するもの、つまり本来の目的ではないけれども、併せてさうな目的を有するものは政治団体、本来の目的とするものは政治団体、こういうふうな政治資金規正法にそういう意味のあれがあるのです。で、私もさうな意味で政党その他の政治団体、こういう用語を使用しておるわけです。そこで日教組がこのいわゆるここにいうところの政治上の主義、施策を支持、反対、公職の候補者を推薦、支持、反対する

目的を有するものであるかどうかというところにつきましては、これは日教組自体の実態について、実態をよく調べた上でそれによつて判断を下す以外にはありません。この政治的団体といううちに日教組が入るかどうかという具体の……日教組には限りませんが、或る団体が、特定の団体がこの法律において政治的団体のうちに入るかどうかという条件になれば、その団体自体の実態をよく調査した上でなければ、これに該当するものであるかどうかという判断は立ちにくいのであります。でありますから日教組がこの法律にいうところの政治的団体なりと私は断言をすることはできない、こういうふうな申上げたのであります。ただ実質的に私どもは見るところでは、これらの政治団体、こういう政治団体と実質において

は殆んど違ふところがない。むしろ進んで政党とも紛らわしい集団である、こういうふうな思ふということを言うたのであります。これは日教組自体をよく調べて見なければ、軽々に具体的に判断は下せません。これは日教組という言葉を使つておるのじやないのですから、それはわかりませんが、私も結局具体的の場合においては、裁判官が実際に判官に判定をするものであらう、私が裁判官ならば政治的団体と多分認めらるうと思ひます。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 連記を始め

○田畑金光君 それじや労働大臣に御質問いたします。先ず最初にお尋ねしたいことは、只今委員長からのお話によりますと、労働大臣がこちらに長くいらつたのも気の毒だ、こういうふうなお話であります。言葉尻をとらえるようだけれども、当然に労働大臣としては本委員会に出席すべきであると考えられております。

○委員長(川村松助君) その通りです。私のほうから出しゃばつただけの話であります。

○田畑金光君 それは委員長それでいいでしょう。労働大臣は去る二十三日の本会議であつたと思ひますが、吉田総理から、労働大臣が相当ひまがあるので国務担当の国務大臣に兼任せしめた、こういうふうな趣旨の発言があつたわけでありまして。どうもこの国会も相当長期に亘つて参りましたが、この間、労働大臣が労働委員会に出席され、労働行政一般についての質疑等に答へられた回数というものは、実に限られておるわけでありまして。労働委員会といたしましてたび／＼出席を願つたわけでありまして、なか／＼出席が見られない。本来の労働行政上の労働委員会に出席することをサボつて、今回国務担当の職務をやられたということ、誠に我々不可解であり、殊に労働大臣としてはひまだったものだから国務を担当したなどというあの発言を聞いたとき、労働委員会に対する侮蔑のやうな感じを持つたわけでありまして、この点労働大臣はどういうお気持ちであの総理の発言をお聞きになつたか。訂正を申込まれたか、それとも誠にその通りだという気持ちであの発言をお聞入れになつたのかどうか。この点

先ず伺つておきたいと思ひます。

○田畑金光君 (小坂善太郎君) 私も国務大臣といたしまして、委員会の御招請があればそれに出席いたします。これは当然の責務と考えております。従いまして私の記憶にして誤まりなければ、御要求のありましたものについて必ず出ておると考えております。併し今日は大臣出でてもよろしい、例えれば肺法の審議で参考人を呼んでおるから局長でよろしいということである、他は私にも国務がございまして、私は、私にも国務がございまして、これは御目出でございまして、私としてはさうな感じを持つておりません。

なご総理大臣の国務担当大臣とせしめたということについての発言についてでございますが、これは、内閣の人事上のことでございまして、私もさういふように担当してくれと言われれば担当いたします。目下議案になつております警察法の審議を促進するということに努めて行きたいと考えております。ただ総理がなぜあつたかといふ、これは他人の言われたことと一々批評することは如何かと思ひます。ただ私としては想像いたします。に、あれは非常に適任だからしたのだ、こういうことは言えないで、多少手があいておるから、こういう程度のものかと思つておりました。これは本来決してひまではない、かように考えております。

○田畑金光君 この問題についてこれ以上お話しすることども適当

でありませんから、この程度にとどめますけれども、ただ一つ、労働大臣が本通常国会におきまして、労働委員会に対する出席というものが非常に少かつたということは、これは事実であるし、誠に私遺憾だと考えておるわけでありまして。殊に労働委員会として重要な肺法の審議等という問題が十六国会から四回の国会に継続しておるにかかわらず、こういうふうな問題についての労働大臣として、労働省として、或いは政府としての明確なる見通し、態度等が明らかにされなかつたというところは誠に遺憾であります。この点は労働大臣としても、如何に信頼される吉田総理からの発言であらうとも、ひまがあるのだというふなことを本会議の席上言われたのは、我々労働委員会に席を持つ者として、労働大臣は別でありまして、我々自身がどうも不愉快で、労働政策に対する吉田総理の輕視の態度が明確に現れてゐるやうな感じが持てるので、この点特に十分御留意願ひたい、かように考えるわけでありまして。

質問の点は二、三ありますが、一点お尋ねしたいことは、只今論議されておりますこの教育二法案につきまして、先ほど吉田君からもいろいろ御質問があつたわけでありまして、労働大臣といたしまして、労働行政の面から、或いは労働政策の面から見れば、場合によつて、この法案につきましては、妥協であるとお認めになつたかどうか、こういうことを質問すること自体がおかしいのであります。が、当然にこれは妥協であり立派な法律だと、こういうわけで労働大臣も協力されておる、こういう答弁があると思ひます

○田畑金光君 (川村松助君) 連記を始め

○委員長(川村松助君) 連記を始め

○委員長(川村松助君) 連記を始め

○委員長(川村松助君) 連記を始め

が、ただ私のお尋ねしたいことは、この法律の、殊に義務教育諸学校における政治的中立の確保に関する法律の第三條を讀みましたが、戒心すべき内容があらはれませんか、こういう点を恐れるわけでありますが、こういう点につきまして、労働大臣といまして閣議等で然るべき意見の具申等をおやりになったかどうか、この点について承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 前段のお話でございますが、私はひまがあるからということとは總理は言わなかつたと思つております。「言つた」と呼ぶ者あり、比較的手があらいておるといふようなことを言われたらと思ふ。「同じだ」と呼ぶ者あり、さつき言つたように手のあらいておるといふこととひまがあるといふことはこれは別でありまして、手のあらいておるといふことは、いろいろ切廻しをして手があらいたわけで、ひまがあるといふことは、本来仕事がない、それは根本的に違ふわけでありまして、要するに先ほど申し上げましたように、人をなぜ推薦したかといふ場合に、手があらいておるといふのはいわゆる外交辞令で、片方はいい、片方は悪いといふことになるから、やめた人に對する礼もありまゝから、これはその点は余りおつしやらないようにお願いいたします。

それからこの法案が適當であるかどうかといふことは、聞くもやほだおつしやいましたが、それは私も立場としてはその通りでありまして、閣議で、内閣は一体でありまして、私も閣議ではこの法案が妥當なりと認めて承認をいたしております。殊に第三條を

挙げられましたのでございしますが、これは義務教育諸学校の児童或いは生徒に對して特定の政見を支持させるということ、或いはこれに反對させる教育を行ふといふことは、白紙であるべき年ごろの児童に對して、そうした教育があらうと思ひます。その意味で賛成いたしておる次第でございします。

○田畑金光君 公務員の団体でありまして、教職員組合自体の運動に關し合の活動とは性格と申しますか、運動の実現の形等におきまして趣きを異にしておる面もあることは、これは私も承でできるわけでありまして、併しさればと言ひまして、公務員の団体である、或いは全体の奉仕者である、こういうような言葉によつて言われておるが、教育労働者としての教職員組合の活動の面が確かに一般労働組合のそれとは同じ面も多々あるといふことはこれは事實であらうと考へるわけでありまして、そこでお尋ねしたいことは、先ほど来文部大臣並びに労働大臣の答弁を聞いておると、教職員である、或いは公務員である、従つて全体の奉仕者である、こういう名の下に教職員団体が、例えば憲法で認められておる團結権或いは又その他の公務員法的一般から認められておる團結権の具体的な活動等につきまして、一切一般の労働組合のそれとは異なつておる、こういうような印象が濃厚であるわけでありまして、この点に關して、労働大臣はどうお考えになつておるか。端的に申しますと、教職員の活動の面におきまして、一般の労働組合のそれと多々共通の面があるとい

うことは、従つてこの面におきましては、労働政策として重大な関心を持たねばならぬ、こう考へるわけでありまして、この点につきましては労働大臣はどうお考えになつておるか、承わつておきたいのであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) この点は先ほど触れましたように、教育基本法或いは教育公務員特例法によりまして、教育者といふものは全体の奉仕者であり、全部の奉仕者であり或いは公共の奉仕者である、こういう建前から、国家公務員のそれと非常に相似した職務内容を持つものと、こういう点からいたしまして、この法律の内容とするような政治的な行為の制限といふものは當然あるべきものではなからうかと考へておるわけでありまして、これがその労働政策上どうかというわけでございますが、この点は特に先ほどから申上げておりますように、政治行為の制限なのであります、この点については、いわゆる労働政策上の問題とは別個に私は考へておるのであります。

○田畑金光君 私のお尋ねいたしております点は、只今労働大臣の御答弁されておる点とは異なつておるわけでありまして、私自身も先ほど申し上げましたように公務員であるといふ職務、或いは又教員であるといふこの職責、この面から来る特殊性といふものを私は全面的に否定するわけじゃない、併しそれでも教員も教育面における一人の労働者であるといふ、勤務者であるといふ概念によつて規定されようと思へるわけでありまして、こういう教育労働者に對しまして今日の憲法並びに公務員法は團結権を認めておる。その團結

権に基く具體的な団体的諸活動も今日の法体系は當然に前提として許容しておる、こういう面から教職員組合或いは教職員の団体活動を見ましたときに、一般の労働組合のそれと同じ共通面があるといふことを私は當然認めなければならぬと考へております。具體的に申しますならば、例えば教職員組合の生活の問題、或いは経済的な社会的な地位の向上問題、こういうような面におきましては、一般労働組合のそれと何ら異なるものではない。こう私たちが考へておるわけでありまして、この点につきまして労働大臣はどうか、この点におきまして御所見をお持ちであるか、この点をお尋ねしておるわけでありまして。

○国務大臣(小坂善太郎君) この二つの法律案の提案理由にも書いてございしますように、一つは義務教育諸学校におきまして教育を黨派的勢力の不当な影響又は支配から守り、以て義務教育の政治的中立を確保する、こういう考へ方と、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、教育公務員の職務と責任の特殊性に鑑みて國立学校教育公務員の例によることを必要とする、こういう二つの面からこの法律はできておるのでございします。只今のお話によりまして、これによりまして非常な團結権が不当に侵害され、それが延いては教育者各位の生活權擁護を侵害するのじやないか、こういうような御懸念でございしますが、私はそういうものとは別である、そういう考へを持つております。

○田畑金光君 労働大臣は私の質問の内容がまだ明確に把握されてないやうであります、今労働大臣の御答弁なきいました前半、即ちこの二つの法律案は提案の趣旨或いはこの二つの法律の目的、これを私はお尋ねしているわけではないのであります。従つて政治的活動の面或いは政治活動の制限の面を私はお尋ねしておるのではなくして、そういうような問題とは一応別個にいたしまして、教職員組合活動には一般労働組合として同様な経済的な諸問題の解決、或いは又社会的な地位の向上、こういうような問題が當然教職員組合活動の本来の機能に屬しておる、即ちこの活動の面は憲法並びに公務員法一般の精神から言つても當然許容されておる問題であるのだが、この点については労働大臣はお認めになるかどうか、こういうことを尋ねておるわけでありまして。

○国務大臣(小坂善太郎君) これは先ほど申し上げたことと思ひますが、地方公務員法五十二條の規定によりまして、職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に關して団体を結成し得るといふ規定がある、こういう面において職員自体の給与の内容その他を改善すべく團結する權利は与えられておる、この点は共通だと思ふのであります。併しこの仕事の内容から来るところの特殊の制限といふものは、これは政治活動をするとか、或いは団体協約を結ぶとか、そうした面につきましては先ほどからしばしば触れておりますように、国家公務員であるとか地方公務員であるとか、或いは教育公務員であるとか、そういうものの職務内容によつてそれらの制限がある、こう私も考へております。

○田畑金光君 私のお尋ねしたかつた点は只今の労働大臣の御答弁の前半である。要するに教職員の団体活動の中

る。そういう教職員組合の活動すらも又政治行為、政治活動の名において制限される危険性があると考えております。例を申し上げます、五十二条の規定によつて給与の改善等については折衝ができるわけであり、そのような場合に例へば教職員組合の団体の責任者が地方の教育委員会に折衝をする、或いはこれがために相当数の人がたがそれ／＼の相手方に対して会見を申入れ、交渉を申入れる。ところが今回のこの法律が制定されますと、地方公務員法三十六条の但書が機能を停止されて、そうして政治的行為については国家公務員に準ずる、ならう、こういうことになつて参りますと、いわゆる人事院規則の政治的行為等の一切が教職員のそれに適用されて、そして今言つたような交渉のために多数の代表が地方教育委員会等に会見を申込む、こういうようなことも等々挙げて御覧政いは禁止される危険がある。運用によつてはそのような危険が多分に濃厚である。こういうような点につきまして、そのような危険がないとお考えになつておるかどうかというところをお尋ねしたわけであり、

○国務大臣(小坂善太郎君) 地方公務員法五十二条の規定で御承知の通り「当該地方公共団体の当局と交渉する」、即ち町村の職員組合においては町村の当局と交渉するという事になつておるわけであり、なお教育公務員特例法の二十五条の六によりましてその上の府県単位の連合体を作り得るわけであり、府県単位に交渉する、これは何れ規定がないわけであり、これは何れ憲法の保障すると

この団体結社の自由ということで理解しておるわけであり、そこで只今お話のような団体を作ることが、この法律を作ることによつて非常に規制を受けるのじやないか、交渉もできないのじやないか、こういうことであるが、いわゆる団体交渉権は現在でも認められておらないのであります、給与を改善するための交渉をする、これは、この今挙げました法律で明らかに規定されておるのであります、その法律で規定されておることがいけないうことにはならん、かように考えております。

○田畑金光君 これはむしろ文部大臣にお尋ねしたほうが適切かも知れないわけであり、今大臣が不在でありますので、労働大臣にお尋ねいたしますけれども、こういうことも……

○委員長(川村松助君) 政務次官、政府委員がいいますから、若し……

○田畑金光君 ……こういうことも考へられるわけであり、例えば現在の経済不況において国民生活が非常に困難である、学校においても児童等の給食費も負担できない、こういうふうな家庭等が多々あるわけであり、従いまして、こういう学校給食を国家の財政負担において解決を図るというふうな要求等は、これは当然学校の完全な運営のために、殊に日々子供たちに接している教職員としては当然の要求として出て来ると考へるわけであり、或いは又貧困児童の学業等を見ましたときに、憲法に認められている義務教育の無償、即ち国家の責任において義務教育の完全な実施方を要求するというのも、良心的な学校の先生としては当然これは出て来る

問題だらうと思つてわけであり、そのような場合に、今の例へば政治的な条件、或いは現在の文教政策、こういうことを見ましたときに、義務教育を国家責任において完全実施を図るといふことは期待できない。殊に国家財政等の今の頭の向いていっている方向といふものは、自衛隊を中心とする再軍備の方向に向つて行つておる。こういうようなことを見ましたときに、到底教育政策の円満な達成というふうなことは不可能である。そういうような場合に、こういうふうな純然たる教育問題につきましても、学校の先生方が純然たる教育の面から論議をすること、意見を述べること、こういうようなことが今回の立法によつては、運営の如何によつて絶望的に禁止されるということも予測されようと思つておるわけであり、こういうようなことを我々が見て参りましたときに、この法律というものは運用の如何によりましては、教職員組合の純然たる経済活動、或いは教職員の教育という純粋な職責から来る当然の活動等についても政治活動の名において抹殺される危険性が濃厚であるが、こういうような面に關しまして政府はこの法律を提案するに當つてそれらの面を如何に調整しようという意図の下に出されておるか、それらの危険性はないとおつしやるのか、この点につきましてお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(福井勇君) 御提示のような給食とか、或いは貧困児童に關する話の、な解決の問題とか、或いはお話を、この純粋な意見というふうな問題については制約するような含みを目途として立案されておりました、又給食費の増額とか、或いは義務教育

○政府委員(福井勇君) その運動が人事院規則に触れる形で行われればこれは問題となる、こういうふうな解釈いたします。

○田畑金光君 そこで政務次官にお尋ねするわけであり、その意を述べますと教育行政に關しまして意見を述べ、或いは批判をする、これは自由である、こういうふうな御答弁でありますので、非常にこの点は満ちたしました。併し時の教育行政を批判する、或いはこれについて意見を述べると当然にそれは時の政府、或いは時の地方公共団体、教育委員会、こういうふうな行政面について批判を加える。批判を加えることによつて教職員の活動が影響も当然それには伴う、こう考へるわけであり、そのよう場合にはお尋ねした本法に触れないかどうか、本法はそういうことは予定していないかどうか、改めてお尋ねしておきます。

○政府委員(福井勇君) だん／＼細かくなつて参りましたが、先ほどお答えした大い棒で御解釈願ひたいと思つて、なお細かい点につきましては局長が補足したいと申しておりますから、前にお答えした通りに御解釈を願ひたいと思つております。

○田畑金光君 非常に明確な御答弁でございましたが、そういたしますと教唆運動でなければ、時の教育行政に對しまして教職員が意見を述べ、或いは批判をする、或いは改善を要望する、こういうふうなことは組合の団体活動としても許されるかどうか、この法律の趣旨に違反しないかどうか、改めて念のためにお尋ねしておきます。

○政府委員(福井勇君) 其の運動が人事院規則に触れる形で行われればこれは問題となる、こういうふうな解釈いたします。

○田畑金光君 非常にこの点は満ちたしました。併し時の教育行政を批判する、或いはこれについて意見を述べると当然にそれは時の政府、或いは時の地方公共団体、教育委員会、こういうふうな行政面について批判を加える。批判を加えることによつて教職員の活動が影響も当然それには伴う、こう考へるわけであり、そのよう場合にはお尋ねした本法に触れないかどうか、本法はそういうことは予定していないかどうか、改めてお尋ねしておきます。

○政府委員(福井勇君) だん／＼細かくなつて参りましたが、先ほどお答えした大い棒で御解釈願ひたいと思つて、なお細かい点につきましては局長が補足したいと申しておりますから、前にお答えした通りに御解釈を願ひたいと思つております。

○田畑金光君 非常に明確な御答弁でございましたが、そういたしますと教唆運動でなければ、時の教育行政に對しまして教職員が意見を述べ、或いは批判をする、或いは改善を要望する、こういうふうなことは組合の団体活動としても許されるかどうか、この法律の趣旨に違反しないかどうか、改めて念のためにお尋ねしておきます。

あります。人事院規則の政治的行為でございしますが、これはこの条文をお読み頂きますと、第五項にその政治的行為の目的を規定いたしております。目的がここに第一号から第八号までございします。それから更に次の第六項に、政治的行為というものが一号から十七号まで規定されておまして、具体的にはかような行為が禁止、制限されることに相成るわけであります。只今お述べになりました教育行政に對します批判でございしますが、或いは要望をするというように、この目的から申しましてこれに入らないと考えます。それから行為のほうにつきましても、ここに掲げてありますような具体的な行為が禁止されるわけでございします。その行為の態様によつてこれは禁止されるものと禁止されないものと出て来ると考えます。

○田畑金光君 それで具体的に人事院規則の政治的行為について御答弁がありました。そうしますと教育行政について批判、意見、要望と、こういうようなことで以てこれは明らかに政治的な目的を持つておるわけがないのです。純然たる教育行政そのものに對する教育の面から来る教職員の要求、活動、こういうような問題が出て参りまして、例えば具体的にそのような問題の解決のために、今お述べになりました第六項でありますか、第六項の政治的行為の定義の中の例えば十号、十一号のような場合に、それは政治的な目的を持つた意図がないけれども「多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助する」というような場合、或いは又政治的な目的でなくし

て、「集会その他多数の人に接し得る場所であつた演説、ラジオその他の手段を利用して、今言つたような批判を加ふる行為、こういうようなことが政治的な目的を以て出発しておられますから、純然たる行政に對するみずからの希望であり、みずからの意見を伝達して、大衆なら大衆に伝達して、目的を達成しようとする行為である。こういうような場合には今の御答弁によりますと、決して根本は禁止するとか制限するとか、こういう意図は持つていないのだ、このようにことになると思いますが、そのように解釈してよろしいかどうか。

更に、先ほど政務次官から御答弁がありました。この点は政府の解釈として、勿論そうだと思いますけれども、念のためにこれは政府の解釈として受取つてよろしいかどうか、改めて政務次官に御答弁をお願いいたします。

○政府委員(福井勇君) 先ほどの答弁の通りに御解釈をお願いいたします。○政府委員(緒方信一君) 最初にお断り申上げておきますが、これは御承知のように人事院規則でございします。政府としての有権的な解釈は人事院で定めることに相成ります。ただ今お述べになりました、全然この第六項の第十号の行為、或いは十一号の行為でございしますが、これは全然政治的な目的を以てかようなことをすることが禁止されますので、全然政治的な目的を持たないその行為は、その取締の対象にはならない。ただ十一号のほうは、政治的な目的を有する意見、これは政治的な目的を以てやるというのではなくて、意見そのものの中に客観的に判断し

して、政治的な目的が認められる場合には、そういう意見はいけません。かようなことに相成るわけでございします。

○田畑金光君 ちよつと委員長にお尋ねしますが、文部大臣はどうされたのですか。出席するのですか。

○委員長代理(栗山良夫君) 出席します。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長代理(栗山良夫君) 速記を始めて下さい。

○田畑金光君 それから、文部大臣は間もなく出席しますか。それじや私労働大臣に對する質問じやありませんから、文部大臣と文部当局に對して若干質問をしたいと思ひます。それで文部当局にお尋ねいたしますが、政治的中立法案でありますが、

〔委員長代理栗山良夫君退席、委員長着席〕

この条文を見てみますと、教唆運動を独立犯として刑事罰を以て臨んでいゝるわけであります。刑法の規定によりますと、教唆運動というものは従属犯として取扱われ、具体的な事件に應じまして、何が教唆であり、何が運動であるかということも明確になつていゝるわけであります。ところがこの法律の下に言論とか、思想とか、こういうようなものを通じて教育上の教唆、運動ということになつて参りますと、非常に判定が困難であらうと思ひわけでありまして、このような困難なことをあえて侵して今回この単独立法或いは

単独立法を制定されたわけであります。が、法制定の経験から見ましても、当然これはこの法を制定する必要性があるという社会的な事実と申しますか、経験的な事実を通じてこの立法とい

ことになるかと考えるわけであります。そういったしますと、この法律を必要とする社会的な事実或いは経験的な事実といふようなことは具体的にどういふことであるのか、この点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(福井勇君) 具体的な本法案の立案の基礎になつたところのいろいろな内容についてのお尋ねであります。詳細の意見については緒方局長から説明いたします。

○政府委員(緒方信一君) この中立確保の法案は条文によつておわかり頂きますように「義務教育諸学校の児童又は生徒に對して、特定の政党等々を支持させ、又はこれに反對させる教育を行ふ」といふようにこの第三条に掲げてあります。こういう条件の下に義務教育諸学校の教職員に對しまして教唆運動を行なつた者を処罰する。かようなことに相成つておる次第でございします。そこで守ろうとしたことです。これは教育基本法第八條第二項に規定されておりますように、学校におきましても特定の政党等を支持し、又は反對するための教育を行つちやいけないという規定があるのであります。が、現状におきましてこの八條第二項の規定は十分厳守されておられません。現実に今偏つた教育が行われてゐる。かような認識の下に立ちまして教唆運動の虞れがある、いろいろ事項がある、かような見地からいたしまして、かような法律を提案いたした次第でございします。只今お話にございしました教唆運動だけを処罰するといふことは、そういう例は異例なことだといふお話を聞いて

の法律におきましてもかような例はあ

るのでございまして、例えば国稅犯則取締等におきまして税金を滞納をいたす、滞納をするといふことそれ自体はこれは処罰の対象でございしませんけれども、これを煽動した者はこれは罰則が附いてゐるわけでございします。それから又そのほか地方公務員法では、国家公務員法も同様でございしますけれども、公務員は御承知のように争議行為を禁止されておられます。この禁止されております争議行為をいたしまして、併しながらこれをあふり、そのおかしな者に対しては処罰することに相成つておられます。かように教唆、運動そのものを独立犯として刑法では只今お話のように人を教唆して犯罪を遂行せしめたもの、これは教唆犯でございします。この従犯たる教唆と異りまして、教唆運動そのものを独立犯として立てる法律の規定はほかにあるわけでございします。それにならしまして、それにならしましてと申しますか、そういう例もございまして本法ではその独立犯として教唆運動を処罰する、かようにいたした次第であります。

○田畑金光君 私のお尋ねいたしておる点は、只今局長の御答弁にありましたが、国稅の滞納について、滞納そのものは処罰にあらんが、対象にならんが、教唆運動が対象になるのだ、又このような立法の事例があるといふような御答弁であります。が、そのような前例があるとかないとか私は問うておるわけじやないものであります。私の問うておるのは、言論とか思想とかを通じて教育上の教唆運動、こういうことになつて参りますと判定が非常に困難で

はないか、困難な面が多々ある。そこで私はこういうような特別法を、質問の重点はここである。特別法を制定するに至ったことは、あらゆる立法の経験から見ても、その法律を必要とする社会的な事実とか或いは経験的な事実、こういうようなものが当然前提というところになつてこの法律は生れて来たのだらうと考えるわけでありませう。そこで私のお尋ねしたいことは、この法律を必要とする社会的な事実、経験的な事実というものは一体何であるか、先ほど文部大臣の御答弁によりましますと、若し私が裁判官であるならば教職員組合は政治団体である、まあこう認定するだらう、こういうようなお話がありました。その認定は文部大臣自身が行うように、私が裁判官であつたならば、即ち文部大臣個人のそれは私見であり、觀察だと思ひます。併しながら飽くまでも又先ほどの御答弁にもありましたように、個人の意見、個人の考え方がそのまま立法化されるはずはないのでありまして、この法律が制定されるに至つたといひますならば、文部大臣個人の意見を超えて当然この法律を必要とする社会的な事実或いは経験というものがあつて、併しながら、そのようなものはないか、或いは申しますと、こういうような社会的な事実によつて、この法律を必要とするに至つたか、これを文部大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) その前に先ほどの私の発言であります、これも誤解のないようにはつきり申上げてお

きます。日教組がこの法律に言うところの政治的団体ということに該当するかどうか、これは日教組自身の実態といふものをよく究めなければ判断ができません。ただ私が今日まで知り得た限りにおいては、私が若し裁判官であれば、多分です、多分そういう判断を下すであらうと、こういうことを申上げたのであります。必ずそういうことを……、これは実態を究めなければなりません。今まで私の得ている知識の限りにおいては、多分そういうことになるであらうと、こういうふうな申上げておるものであります。それは念のために申上げておきます。

それからこの中立性確保に関する法律案は、御覽の通り基本法の八条の二項の根本原則というものを教育の面において確保したい、こういう考え方でありませう。でありますからして、基本法の八条の二項というものが我が國の教育において必ず貫かれなければならぬ原則であるということが前提として承認せられるならば、これを破るような教唆扇動を有力な方法を以て学校教育に呼びかけて、そういう教唆扇動をする、こういう行為が又許すべからざる行為であり、いわゆる反社会的な性質を持つたものである、これは争うべからざるであらうと思ひます。実際の事例が仮にあるなしは別として、觀念論として教育の中立性が守られなければならぬという立場をとる限りは、それを破るようなことを教唆扇動をする行為が是認せられるべき根拠はないと思ひます。従つてこの法律はその意味におきましては、実際にさうな事例があるかないかというところを離れて、私はその論拠を持ち得る

ものであると思ひます。併しながらさうな規定を実際に危険がないにもかからず法律案としてこれを作つて國會の審議を煩わす、こういう實際の必要がその場合にはないのであります。でありますからして、仰せのように、私は理論的にはこの法律がでさることはその教唆扇動をするという事実がよくないということである限りはその存在の根拠はあると思ひます。思ひますけれども、實際の問題としては、世の中にさういふ實際の事態があるということとを前提にしてこの法律案を作つたわけでありませう。これは只今お話の通りであります。然らばさうな実情にあるかどうかということですが、私はこれも具體的のものとしては、やはりそれ／＼具體の場合について一定の目的を持ち一定の団体の組織或いは活動を利用する、さうしてそれが教唆扇動という形態を備えておる、こういうことが具體的に、一々具體の事例について、これは實際は調べて見なければわかりませう。併しながらさういふ危険があると

いふことは、私はさういふ認識の上に立つておるものであります。それは今日日教組は、一定の私どもから見ると偏向的な内容を持つておるところの教育を、その教育を組合員に対して、それその職場においてこれを児童に浸透させなければならぬ、又その児童に浸透させて、それを児童を通して更に母親にこれを浸透させなければならぬ、こういうことを、これは累次の大会或いは中央委員会等において殆んど例外なくさうな決議をしておるのであります。私はそこに危険を感じざるを得ないであります。危険を感じざるを得ないわけ

○田畑金光君 文部大臣にそれではお尋ねいたしますが、文部大臣の御答弁によりましますと、第一の御答弁の中にあります、私が裁判官であるならば、日教組は政治団体と認定するだらう……。

○国務大臣(大達茂雄君) 多分です。○田畑金光君 多分……、ところが実態を究めなければ……、こういうような内容もあるわけでありませう。実態を究めなければならぬ前提の下にあなたのお話は進めておられますが、あなた自身がそれでは実態を究めないで、私が裁判官であるならさういふこととどういふことは、言葉自身非常に私は矛盾を感じておると思ひます。あなた自身が実態を究めなければならぬ、あなた自身だつて実態がどうであるかという認定がついていないわけでありませう。自分自身が認定がついていないで、さうして恐らくさうであらう、あるべしというやうな前提の下に立つて、おれが裁判官であるなら、これは非常に私は不適当な言ひ方だと考えております。そのやうな考え方の下にこの法律案が提案されておるとするならばこれは重大な私に危険な立法ではなからうかと考えております。殊に文部大臣のお話によりましますと、そのやうな事例があつたかどうかというところは問わない、ただ觀念論として考えた場合に、さういふやうな危険性があるならば、そのやうな危険性を予測してさういふ法律を提案することも意味があるやうと、さういふやうなお話であります。これは誠に私は危険な思想じやないかと考えております。やはり立法或いは法律となつておるものは、一つの社会的な経験或いは

は社会的な事実、こういうものを通じ、さういふ法律を作らなければ社会的な予防或いは反社会的性といふものが防止できん、このやうな確信の下に初めて法律の制定というものは生れて来ようと思はるわけでありませう。ところが文部大臣の御答弁を聞いておると、事例があるかどうかからして、或いは危険があるかと仮定してこの法律を出したんだ。誠にこれは私未だ嘗つて少くとも戦後の日本の法律の体系を見まして、或いは如何に反動的な吉田内閣の提案する法律と申しまして、も、事ほどさういふ危険な考え方に基づく立法提案がなされたことは聞いておりませう。昨年十六国会におけるスト規制法案等につきましても、あれほど輿論が、輿論と申しますか、國民の良識ある人がたが憂えた立法でありませう。あの立法は、政府の提案理由は一昨年昭和二十七年末における炭労、電産の長期ストに鑑みてこの法律は必要になつたんだと、さういふやうなことを申しておられたが、少くともこの法律の適否は別として、反動性或いは進歩性は別といたしまして、法律を制定する以上は、少くともその法律を必要とする社会的な前提条件があるやうと考へます。今の文部大臣の御答弁といふものは、これは我々としては何らこの法律を必要とする根拠とは受取れません。教職員組合の大会におきまして、この決定が児童を通じ家庭の中にも浸透するやうに、さういふやうな大会の決定がいつもなされておる、さういふやうなお話であります。さういふやうなことで以てこの法律が必要となつておることは毛頭も考へられま

だんく曲げられて行つて、そうして
 が終戦後九年間の、特に吉田内閣の六
 年に亘る政治の下に終戦直後の新らし
 い日本の再出発というものがだんく

憲法は完全に空文化されて、實質的な軍備の中に入つて來ておる、手を翻えせば吉田内閣の現在の政策そのものが全く憲法を骨抜きにしてそうして再軍備の方向にひたすら走つておる。今それらの五項目について文部大臣は批判されましたが、文部大臣の閣員の一人として加わつておる現吉田内閣は、まさに憲法を越えて日本の政治を逆コースの方向に持つて行つておる。こういうようなことを我々は觀察できようと思ふわけでありませう。従いまして、それは單に運動方針であるから、而もそれは労働組合の運動方針であります。そういうようなことによつて直ちにそれが反社会性を具體的にもたらしたかどうか、或いはそんな危険性があつたかどうか、具體的な事實というものは何ら問題は擧げておりません。單に擧げ來そのようなことがあり得るかも知れない、或いは又吉田内閣の現政權に對して眞つ向から對立しておるおの／＼立場の違いだと私は言わざるを得ません。そのような社会的に、現實に何ら具體的な反社会的なものはないのにかかわらずこのような法案を提出されるということは危険極まるものだと考へております。そこで私は文部大臣はるのようにならば今挙げられたような事項によつてこれが教職員組合の政治的な傾向の事例と、客觀的な事實なくしてこの法律案を提出したのではないのだ、こういうような御趣旨でございますが、然らば私お尋ねをいたします。

が、偏向教育の事例として先般文部省から出されているわけであり、この事例については、先ほど文部大臣は栗山委員長の質問に對しまして一言一句間違ひなしと言つてこの偏向教育の事例を出したのではないんだ、單なる資料として提出したに過ぎない、事實であるという確證を得る目的で以てこれを提出したのではない。これは明らかに議会の審議權に對する私は冒瀆であると考へております。(こんな資料撤回しろ)と呼ぶ者あり) 少くとも文部省は、これは文部大臣はこの資料を提出いたしました当初におきましては文部大臣自身は、或いは文部省はこれが事實をこのように偏向教育の事例があるのだ、こういうような確信の上に提出されたんだらうが、實際これを出して見たならばこれに該當するであろう地区、或いは学校、或いは教育委員会等から猛烈な反響を受けておる。このような過程を通じ先ほど文部大臣は、いや單なるこれは資料として出したに過ぎないと、こういうことになつたと、私は確信するわけであり、このような重大な法案の資料として、或いは法案を提出した社会的な事實はかくのごとく偏向事例があるのだと、こうして提出されたとするならばこれは由々しき問題だと考へております。具体的に然らば私お尋ねをいたしますが、この資料の中で十四、その他の第二項に、福島県西白河郡三神村中学校においては、共産黨の民衆に加盟した教員が、生徒会を中心に、文化研究の名において現政府の政策批判を行い、生徒に研究発表させている。一、これは何を意味するか。かような具体的な事例があるのかどうか。どうい

うようなところからそのような資料が来たのか。一体文部省はこれをこの資料として確信を以て出せるだけの根拠によつてこの事項を掲載されたのかどうか。福島県の西白河郡の三神村中学校のこの事例について明確にここで御答弁願ひたい。こういうような、若しこれが事實であるとするならともかく虚構な事實によつてみずから事を構へてこういうような立法を提案したということは由々しき問題ではないか。教育であります、教育であります。眞に誠實、眞義に基いて、事實に基いて少くとも教育というものは運営されなければならぬものだと思へるわけであり、今後の教育に大きな方向転換を与えるこの立法を提案するのには、この間違った資料を以て提案されておるのは我々納得行かんが、この資料の出た根拠と、これが信憑性について文部大臣の所見を承つておきたい。

○国務大臣(大藏省) この法律案を提出したことが、先ほど私が議上げただけの五つの項目とおつしやいました、それを根拠にして私は断定しておるのではありません。これはさうな意味の日教組というものの動向を察知するに足るべき資料というものはたゞさうあります。これはここで一々議上げる時間もありませんし、必要ありませんから私はその一例として議上げたので、議上げればこれは数限りなくあります、数限りなくあります、ことごとく日教組自身の資料によるものであります。日教組の内部に若し立至つてその実情が明らかになればまだいろいろのことがあるかも知らんが、少くとも日教組自身の資料によつて見て、た

くさんのそういう事實はあります。これは先ほどはただ一例として議上げた。あれだけで私はどうしようという判断の基礎にしたというようにおつしやることは、これは間違ひであります。それから日教組がそういうことをしたからといつて、自由党でもいろいろ何かといふお話であります。私は自由党に對する御批判はそれは御勝手であり、私は自由党は政党内閣であります。ただ自由党は政党内閣であります。私は日教組が政治的団体、更に進んで政党内閣に紛はしむというこの例としてそれを言つたんです。自由党がやつてゐるから日教組もや。自由党は政党内閣であります。私は自由党がやなことを掲げたことは、これはさうにいいんだとか悪いんだとかということに申上げません。ただ経済団体であるという立場を越えて極めて強い政治的偏向を示して行けば、その点において日教組は政治的団体であり、又場合によつては政党内閣に紛はしむ存在であるといふことを申上げた。その点の御質問があつたから申上げた。決してそれがすぐ悪いんだとかいいんだとか、さういふことを言つたわけじゃありません。さうして平和教育というものをその日教組の平和闘争の一環として取上げた。さうして具体的政治的偏向を持つた一連の教育をなすべきことを方針として打出しておることは、この中立確保の法律が考へておるいわゆる教唆運動に極めて近い線であることは間違ひありません。これが教唆運動として具体的に該當するかどうかは、實際について調べなければなりません。併し極めてそれに近いものであることだけは容易にこれは想像し得るのであります。

私は今日日本に現れておる末端の偏向教育というものが、日教組の指令に基き、日教組の教唆運動に基いてさういふことが行われておると、これを断定すべき何らの資料はありません。何らの資料はありません。これを多少察知すべきものとしては例えば山口県の日記といふものはこれは県教組の編纂であり、そして日教組がこれを指示してゐるものであります。而して日教組はこのことを又明らかにその日教組の経過報告なり決議の中にこれを謳つております。でありますからさういふ点についてはこの関連性はつきりしますが、併し偏向教育の事例として提出した個々の場合についてそれを日教組とどういふ関連を持ち、どういふ教唆運動のもとになされたかといふことは申上げません。ただ資料として出したものは申上げたように、偏向教育の事例として文部省が入手し得た情報の中、文部省としては比較的事實であるといふことさういふふうな認定をしたものについてこれを出した。これは、証人が喚問せられてその結果少し風向きが悪くなつたから適に言い方を變えたなんといふことはありません。初めから申上げた。そしてこの種の事例につきましては、私は初めから文部委員会に申上げておるのであります。これは私どもが實際について調査をして、的確に間違ひないものである、さういふふうには思つておらんけれども、さういふことを主張するわけではないけれども、併し同時にこれがでつち上げのもではない、文部省が勝手にさういふものを捏造して出したものではないので、文部省としては相當信すべき情報なりとしてこれを提出した、さういふ

ふうにして申上げておるのであります。その意味において、委員会においては決してこれが間違ひのないものである、これを確證して頂きたいという意味で委員会に出したのではない。委員会においてこれをどういふふうにして御判断にならうとも、文部省としての資料として出して、それについての御判断は文部委員会の御隨意であります。さういふふうにして申上げておるのであります。そこで福島県の西白河河についてのお尋ねでありますが、これは先ず文部委員会においてもお話があつたのであります。これらの資料についての出所なり調査方法は、これは私から申上げるわけに参りません。そして福島県の西白河河郡についての事例についても、文部省が捏造して虚偽の情報を出したといふことは、これは絶対にありません。これは嘘である、さういふふうにおつしやいます。或いはあなたが福島県のことをよく御存じであれば、あなたは事實無根であるといふふうにおつしやるかも知れません。又その他の事例についても、当文部委員会においてこれは事實無根である、又衆議院の場合にもさういふことがありました、それは事實無根であるといふことをおつしやることは、私はそれは嘘であるといふことは無理に言い張るわけではあります。併し私どもは事實無根であるといふ断定に直ちに達しません。私も私としては相當信すべき情報として入手しておるのであります。

○田畑金光君 そこで文部大臣に私は具体的な資料、即ち福島県の事例を君は知つてゐるかどうかといふようなお話であります。実はこれは昭和二十三年頃か四年の事件であります。而

生の将来の就職等に關係があるので、この問題を何と今のように取消してもらいたいというような話でありまして、「菜の花」事件とは關係のないもので、私は承わつておりますので、田畑君の今の発言に關連いたしまして、この問題は田畑君の今言われましたこととは、相當違ひがあるということを一言附加えておきます。

○國務大臣(大瀧茂雄君) 私も簡単に申し上げたいと思います。この福島県の問題というのは、これについて私はこれを絶対に真実であるということとをここで主張して、皆様方に是非さういふふうに真実とお考え下さいと、さういうことを言つてゐるではありません。これは文部委員会においては、さういふことを申し上げておられます。ただこれは文部委員会において、若し事實無根であるということとあれば、これは地元の人にとつては、非常な迷惑であるということと、文部委員会において証人をお喚びになつて、さうして委員会のこれは全部のものがたとは思いませんけれども、委員會のかたんのうちに、これはどうも事實無根と思われる、だからこれはもう一遍調査をし直したらどうか、という意味のことがありまして、それについては、私はこれは現地に御迷惑をかけているということであれば、これは誠に申訳ないことでありますから、それは誠意を以て調査をいたしまして、さういふことで、文部委員會の御指摘になつた事例については、現調査をしております。

そこでこの三村村の事件についても、やはり同様な考え方でござい

れております。現行法において偏重教育というものが教育の基本方針としては禁ぜられておる。この法律の規定が皆から尊重せられ、守られておるといふことであれば、これは問題はないのであります。国の法律はただ法の形式、法体系を作るためにだけ出すのではなくありません。現行法において、これらの形の上においては揃っているかも知れませんが、法の目的としておるところが実現されておらん、又法律が守られておらんということであれば、その大切な法の精神を守るために次の法律が必要となつて来る、これが実情にに応じてそういうことが行われるということとは当然でありまして、一応の規定があるからそれで十分であるという議論は私は成立たないのではないかと、こういうふうに思つております。

それからこの法律案を出す根拠として、必ずしもこの二十四の偏向教育の事例というものが根拠になつたわけではありません、併しこの二十四の中にも事実無根のものもある、そうして見ると、結局本当のものは幾つもないかも知れない、こういうことはお考えでありますから、そういうふうには御判断になればそれまでありますが、併し私どもはこの全国に亘つて徹底的な調査をして得た事例ではありません。これは自然に文部省に入つた情報の中で比較的信憑すべきものと考えた事例を並べたのであります。でありますからして全国における偏向教育の事例がこれにどまるものであるという断定は勿論し得ないのであります。実際においては更に数多くの偏向が行われているかも知れない、こういうふうには私ば考えております。

それからこの法律案が日教組対策として考えられておるというふうな世間でも思ひ、そういうふうな思われる。これは決して……これは法律を御覧になればわかりますように、心ずしも日教組だけを対象として出したものではない。又偏向教育というところも、いわゆる今日日教組が考へておるような極左的な内容を持つ教育ということでもありません。これは極右であらうと極左であらうと、いずれに偏つても一方的な政治教育が行われる、これを防ぎたいということから来るのでありまして、そうして私はこの法律案が成立した場合において、私の希望するところは、日教組の今日のあり方というものは、相当な反省が加えられて然るべきであり、これはこの法律が出ると出ないにかかわらず、反省を加えられて然るべきであり、又法律が出ることが希くは日教組の反省を促す契機となることを願つておるのであります。

併しながら、この法律が日教組だけを対象にして出したというのではないのであります。若し日教組側でこの中立確保に関する法律が日教組を対象にして出したものと……非常に皮肉な言い方ではありますけれども、この法律はいわゆる偏向教育の教唆扇動を封ずる法律案であります。若し日教組がこの法律の成立が我が身に振りかかるとして非常に反対するということであれば、逆に日教組が今日偏向教育を教唆、扇動しておる、こういう事実を裏書するのではないかと私は思ふ。若し日教組がこの偏向教育を教唆、扇動しておるという事実がないなら、この法律が出たからと言つて日教組は痛くも

痒くもないはずであります。それを日教組自身のほうでそういう意味において若し反対するならば、日教組がこれによつて今までの行動に規制を加えなければならぬ面が生じて来る、こういうことであると私は思ふ。私はさうなことを強いて言う必要はありません。言う必要はありませんけれども、とにかくこの法律案は偏向教育を教唆、扇動しようとする以外に何の他意は抑止しようとする以外に何の他意は内容とする、そういうものを教唆、扇動しようとする者はそれは困るであらう。それは飽くまでやりたいという人はこの法律が出ると不便になります。併しそうでないものは何も困るはずはない。困るはずは私はないと思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり。

○田畑金光君 私もうこれで質問をやめようと思つておりましたが、ただ一言だけ文部大臣の只今の答弁に対して言わざるを得ないと思ひます。文部大臣の御答弁を聞いておきますと、これは非常に不可解で、理解に苦しむ理論だと、こう考へるわけであります。少くとも文部大臣は文部行政を掌る大臣だろつと考へております。そうして又この法律案というものは少くとも団体を提へておるものと見ておるわけでありまして、団体の組織或いはその活動というふうな団体を促へておるものと見ておるわけでありまして、文部行政を掌る文部大臣が、文部省の行政の対象としてその所管内の団体を把握するといふことになつて参りますと、その団体は何であるかといふことはおのずから

明瞭になつて来ようと思つております。従つて世間でこれが日教組対策と言つてゐるかも知れませんが、日教組を対象にしておるのではないのだ、このやうなことは、これは詭弁と申しまするか、余りにも見えすいた筋の通らない理論と言わざるを得ません。私の申し上げておりますことはそのような小手先の立法技術によつてあなたがたの考へておるやうなものは断じて生れて来ないといふことでもあります。むしろ逆だと考へるわけであります。すでに一連の教育民主化の立法によつて、そうして学校における政治的な教育のあり方、これについては明確に謳われておる。これを十分に尊重し、これを十分に実施できるように文部当局といたしましても、地方教育委員会といたしましても指導なさるならば、本来の目的を達成せられる。元来地方教育委員会、殊に市町村の教育委員会設置を強く主張しておられるのは、文部大臣自身ではありませんか。文部大臣自身、なぜ今日全国の市町村長会、市町村会議長会におきまして反対しておられる市町村教育委員会を、なぜ頑強に設置を主張されておられるのか。その本来の目的はどこにあるのか。これは教職員組合の、教職員の政治活動に対する監視役として、地方教育委員会の設置を強く主張しておることは明らかな事実であります。以上の目的における、この法律の意図しているところは達せられるのだ、こういうことを考へたと

せられたらどうかと私は申し上げておるわけでありまして。そして又この法律の究極の狙ひである日教組対策等も、こういう法律の小手先の手段に訴へないで、もう少し民主主義は、やはりデモクラシーは、或る努力と、或る年数を通じて初めて達成すると我々は確信しております。従ひまして教職員の良識と自主的な判断に任すことこそ、日本の教育をよくし、日本の将来の進歩を期するゆゑであると思はれますから、そういうような面におきまして大連文部大臣の御反省を私は促しておきたい。このことを私は質問の結びとして置いておきます。御答弁は要求いたしません。

○吉田法晴君 時間も遅くなりましたから、成るべく簡単に質問をしようと思つたのでありますが、先ほどの大連文部大臣の御答弁を聞いておりますと、この法律を出す必要の根拠として、偏向教育の事例として幾つかの事例を出された、こう思つておりました。その事例は或いは違つて……、事実無根であるかも知らん、そうして田畑君の質問に逆襲をして、日教組が若しこの法律によつてどうこうなるということを心配するならば、それは日教組が偏向教育をしてゐるのだ、こういう理論の飛躍を伴う答弁をされました。関連して質問をしなければならぬので、関連して質問をしなければならぬので、先ほどから私は大連文部大臣の説明を聞いておりますと、ナチスがあつた国を焼き払つて、そして国会において絶対多数を占めた過程を思い起すのであります。共産党が国会を焼いたのだとして、共産党を叩いて、あとから調べて見ると、それは事実として反しておつた。併しナチスが勝利

をしたという、選挙において非常な大きな飛躍をしたという事実は、これはあとから取返しがつきません。偏向教育があつた、或いはそれについて日教組の責任があるのではないかと、全部について証明はつかないけれども、山口日記等、教唆扇動が行われておつたのではないかと、或いは連絡があつたのではないかと、こういうことを言つて出し

ておいて、そしてそのあるやうな、なような、実際には責任があるやうな言い方をしておいて、そしてこの法律案を作る。そして法律を作つてしまつておいて、それからあの福島県の事件にしても、それからその他の事件にしても、あれは事実無根でございました。と陳弁されたとしても、これは追つてきません。そういう意味におきましては、この出された事実が、信憑性が薄ければ、或いは間違つておれば、それは撤回し、又それを根拠にして出されたこの法案を撤回

【委員長退席、労働委員記栗山良夫君着席】

されるなら、これは十分反省だと思ふのでありますけれども、この法案を出すために或いは幾つかの例を出している。それについて一々指摘するといふと、それは事実無根であるかも知らん、或いは事実と違つておるかも知らん。これではこの法案を提出された政府の責任を全うするゆゑんではないと思ひます。全くナチスのやり方と同じだと言つても仕方がないと思ふのであります。事例についてそれが動くなれば偏向教育の事例があつた、或いは教師その他の責任で以てそういう事例があつたといふことはなかつたといふことを明らかにしてもらひたい。

三九

第三十五部 文部・労働連合委員会會議録第一号 昭和二十九年四月二十七日【参議院】

三九

○國務大臣(大達茂雄君) 私は私自身がこの提出した事例の幾つかが事実無根である、こういう判断に達しますれば、それは何どきでもそれに適當な措置を講ずる、方法を講ずるということを上上げておるのであります、ただそういう事實はなかつたということを言われましても私自身がそういう判断に達しなければ仕方ない。私は併しそういうつて言を左右にしてうやむやにしようというのではありません。私はこれは文部委員会でも申上げたのであります、この偏向事例ということの二十四の事例がこの法案作成の動機になつたではありません。要求がありましたから私は手許に集まつている情報情報を情報として御参考のために資料として出したのであります。この場合に私はこれを捏造は勿論しませんが、みすみす事実無根であるということを受知しながら出しているなどということは無論ありません。私としては一応信ぜべきものであるというふうに考えておつたのであります。けれども若しこれが嘘である、事実無根であるということがはつきりすればそれに對して適當な措置をとるということは決してやぶさかでない。そうしてそれについて、幾つかの事例についてはどうして、もこれは事実無根のように思われるのか、地に派遣して調べさせているのであります。この点はそういうふうに御承知をおきを願いたいと思います。

それからナチスの例ということでありますが、これは私はナチスのことはよく知りませんが、この点だけは御了解

を願いたいと思うのは、先ほど田畑君の御発言にもそういうようなことがありましたが、私は決してこの法律案によつて現在の学校教育の方向を変えて、仮に左に寄る傾向があるとすればそれを變えて戦争前のような又もつと別な方向に持つて行こうというような考え方を持つてゐるのではありません。これは法律、この何を御覧になつて頂けばよくわかりますように、現在の教育の中立を維持しなければならんという規定には何らの變更を加えないのであります。これを中立を維持するという規定そのものを變えて、そうしてこれをどつちかの方向に持つて行こうということであればさような疑いを受けることは当然であらうと思います。私はむしろ逆に現在の教育の中立を守らなければならん、こういう中道を歩む線というものをこれを維持したいということを言つてゐるのでありますからして、これが更に別途の逆な方向に持つて行く前提である、そういう氣持は毛頭ありません。又この法律案からしてそういう氣持が窺われるはずは私はないと思います。この点は御了承頂きたい。なお教員の良識に待つべきではないか、罰則を以て臨むべきではないののではないかという意見が頻りとありました。これも私は同感であります。この確保に關す法律案はその点については教員の知性と良識に待つという考え方はやはり堅持しているつもりであります。ただその教員の良識、良心に伴うところの教育をしようとする場合に教唆扇動するということをとめたい、こういうことであります。教員自体を、罰則を以て偏向教育をした先生を縛るということは一つもないのであ

りまして、その点はいくれ／＼も誤解のないようにお願いしたいと思ひます。(4)もつと簡潔に要点を得た答弁をしたらどうか」と呼ぶ者あり)

○吉田法晴君 先ほど田畑君の質問に答えて、今までの法律で中立性が確保されておれば、この法律は必要ないと、こういうことを言われて、そうして偏向教育の事例が出されたから、先ほどのような私は質問をしたわけであります。その点はこれは他日の機会に譲つて、委員外発言等もしたらどうか、こういう御注文もございましたし、その機会に譲りたいと思う。もう二点だけ聞いておきたいと思うのですが、先ほど文部大臣は、日教組が政治団体に近い云々と、これはまあ運動方針針その他から言われましたけれども、政治団体の定義は先ほど大達文部大臣自身で言われたと思いますが、本質を、政治団体、或いは政党その他の政治団体、これは政治資金規正法の中から引いて言われましたが、そう考えられるのか、それともその生活を守る経済的の団体であるという点が本質なのか、それと教育という問題とは必然的な関係はないのが実態ではないか。これはまあ教育云々という問題がございましたが、平和教育云々ということでございしますが、憲法の精神に従つて教育をしますというならば、それが平和教育でございしますが、それは政治的な性格とどこに關係があるのか。なおここに言われておりますような、法文に言われておるような政治的団体云々というのを、学校の外部からの不当な圧迫や影響力からこれを守りたい、こういうことが、法案の要綱と申しますか、方針を決定するに際してあります、教育自身を担当

いたします学校の先生が学校の外部から
の不当な圧迫云々をなし得るのかど
うか、そういう点で、教職員とそれか
ら教職員の団体、それから政治的団体
といったものが混淆されておるのでは
ないかと思うのですが、その点につい
て簡単に御答弁を頂きたいと思いま
す。それからもう一点伺つて置きます
が、一番最初私が質問いたしましたと
ころに関連をいたしまして、労働大臣
はおりませんが、それではこの法律の
構想を含んだ教職員は、その生活、そ
の地位を守るために如何なる方法が残
されておるか、或いは大達文部大臣と
して考えられておるのか、その点を承
わりたいと思うのであります。或いは
これは国家公務員法の例による結果、
或いは署名運動を企画し、主宰し、指
導し、その他これに積極的に参加する
ことはいけない。署名することは差支
えないといったような緒方政府委員等
の答弁もございましたが、細かいこと
は承わりませんけれども、どういう方
法でこの教職員はその生活を守ると考
えておられるのか、その点も承わりた
いと思います。

○國務大臣(大達茂雄君) 学校の外部
からする教唆扇動、これが教職員の手
によつてなされた場合には、学校の外
部からする教唆扇動ではないじやない
か、そういうような意味の御質問と伺
いました。私はこの場合に外部という
言葉を使つておりますが、これは法律
に書いてありますように、義務教育諸
学校の教職員に対してその教唆扇動が
行われる、こういうのであります。そ
の場合にこれは誰がやつても、何人も
というのでありますから誰がやつても
この教唆扇動に該当する、この条件を

備えた教唆扇動に該當する場合にはこれは、この法律によつて取締の対象になるものであります。何人ものというのでありますから、その人がどういう職業をしておりまして、これはすべて或る学校の直接の教職員に対してそういう教唆扇動をすれば、その人がどういう地位におり、どういう職業をしておつてもこれは皆このうちに入つて来る。それが他の学校の先生をしておる場合でもこれは同様であります。でありますから、これは先生という、教職員という職を持つておる人以外の人間、こういう意味ではありません。その教唆扇動を受ける当該学校から見ても、当該の学校の教職員から見てその以外の人間、こういう意味であります。その教唆、扇動を受ける先生のほかの人、こういう意味であります。

それからもう一つは、これは特例法の改正に關連しての御質問であらうと思ひますが、この国家公務員と同様な立場に立たされた場合に、地方公務員としてのその地位を守るためにどういう方法が講ぜられ、若しくは残されておるかという御質問であります。これは地方公務員の経済的な地位、或いはその公務員としての地位を守るとかかいうことには直接關係のない、要するに公務に……。

○吉田法晴君　それが間違つておるのだよ。

○国務大臣(大邊茂雄君)　公務に關係のない問題であります。でありますから、地公法によつて定められておる身分の保障と申しますか、そういうことは、それには何らの変更がないのであります。變つたところはない。この政治行為の制限が強化されるということ

は、その教員の身分、地位の問題には……、この地位を保障するという問題とは関係がない。

○吉田法晴君 身分じゃないよ。

○国務大臣(大達茂雄君) 地位ですな、地位を保障するという問題とは関係ない。その点は今まで通り、同じこととあります。

○委員長代理(栗山良夫君) ……ちよつとお待ち下さい。ちよつと速記をとめて下さい。

午後九時四十九分速記中止

午後十時九分速記開始

○委員長代理(栗山良夫君) 速記を始めて下さい。

連合委員会も長時間に亘つて質疑を続けて参りましたが、なお労働委員会の委員諸君には若干の質疑の点も残つておるようであります。併し本日は一応これにて閉会をいたしたいと存じます。ただ問題は労働委員会といたしましては文部委員会に連合委員会の申込をいたしました場合には、その回数等については全然注文をつけておりません。従いまして労働委員会といたしましては、改めて委員会の決定を得なくとも、文部委員会の方の了解があれば何回でも連合委員会を開ける態勢にあるわけでありませう。併し文部委員会の方は、私はよく承知しております。それから、若し間違つておれば御訂正願いたいと存じます。恐らく本日一日労働委員会と連合委員会を開くというようなきつと御決定になつておるんじゃないかと思ひます。そこでそこに食い違いがあります。只今御懇談の時間の中において各委員から御発言がありましたように、一応本日はこれ

にて連合委員会を閉じまして、更に残された部分については文部、労働両委員長において話し合ひをして如何ようにか取運ぶようにというお話がございましたので、両委員長におきましてはどのように議事の取運びをいたしたいと、こう考えるわけでございますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井上清一君 只今委員長の発言の中で、先般の労働委員会においての話し合いと若干食い違つておる点があろうかと思ひますので、この点でちよつと私申上げて見たいと思ひます。この間労働委員会が文部委員会に対して合同審査を申込みます際に、回数の制限をつけなかつたように今委員長が仰せられたように思ひますが、あのときの話し合いは、一回一つ一日申込もうということで、それで回数の方は私は一日と了解しておつたんですが、この点或いは委員長と私とどちらかか思ひ違ひをしておるんじゃないかという感じがする。その点ちよつと……。

○委員長代理(栗山良夫君) お答えいたします。その点は只今井上君の御発言の点は速記録には載つておりません。いずれ私は間違つておれば訂正いたしますが、御懇談のときにはそういうような御発言があつたかも知れませんが、これも、正式に速記録には文部委員会に連合委員会を申込むことの可否についてお諮りをして御賛成を得て決定をしておるのであります。そういう内容のことについては一言も触れていないように私は記憶しております。〔その通り〕と呼ぶ者あり

○井上清一君 この問題については私も労働委員会の内部の問題ですから

ら、いずれ御相談を申上げたいと思ひます。

○委員長代理(栗山良夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午後十時十四分散会

昭和二十九年五月四日印刷

昭和二十九年五月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局